

英国2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法

中川かおり

岡久 慶

【目次】

I 制定の背景と経緯

II 主な規定とその評価

III 逐条解説

IV 今後の課題

翻訳：2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法

I 制定の背景と経緯

2004年11月15日に、英国において、「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法 (Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004(c.28))」が成立した。この法律は、英国の「ドメスティック・バイオレンス関連法に^(注1)ついてのここ30年間で最も抜本的な改正法」であると評価されている画期的なものであるが、法律の紹介に入る前に、その成立以前の法制を概観する。

英国のドメスティック・バイオレンス対策は、1970年代半ばから欧米を中心に世界を席卷した女性解放運動の流れの中で、米国とほぼ同時期^(注2)に始まった。1970年代初期以前は、女性に対する家庭内の暴力は一般に私的なことだと思われていたが、1975年の議会特別委員会における「婚姻生活における暴力 (Violence in Marriage)」と題した公聴会を契機に、民事法として、「1976年ドメスティック・バイオレンス及び夫婦関係手続法 (Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976(c.50))」、「1978年家事手続及び治安裁判所法 (Domestic Proceedings and Magistrates' Courts Act 1978(c.22))」、「1983年婚姻関係家庭法 (Matrimonial Homes

Act 1983(c.19))」等が制定されるに至った。これらの家事関係諸法は、「1996年家族法第4編 (Part IV of the Family Law Act 1996(c.27))」により整理統合された^(注3)。さらに、これとは別に、1997年には、民事規定と刑事規定を共に含む「1997年ハラスメント防止法 (Protection from Harassment Act 1997(c.40))」が制定されるに至った。

「1996年家族法」第4編は、既存の法律を整理統合し、虐待禁止命令 (non-molestation order) (関係者 (associated person, 詳細後掲「III 逐条解説」中「第1条」) に対する虐待の禁止又は関連児童に対する虐待の禁止を命ずる裁判所の命令) 及び占有命令 (occupation order) (ドメスティック・バイオレンスの加害者・被害者間の住宅の占有を定める裁判所の命令)^(注4)を創設するものである。また、「1997年ハラスメント防止法」は、一連のハラスメント行為の実行等のハラスメント犯罪を創設するほか、その犯罪につき有罪とされる被告人について量刑を定める裁判所に対し、接近禁止命令 (restraining order) を発する権限を認めるものであった。

英国の刑事法には、ドメスティック・バイオレンス自体を捉える犯罪類型は存在せず、ドメスティック・バイオレンスは、謀殺 (murder) (無期を上限とする拘禁刑、「1965年謀殺(死刑廃止)法 (Murder (Abolition of Death Penalty) Act 1965(c.71))」第1条)、強姦 (rape) (無期を上限とする拘禁刑、「1956年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1956(c.69))」第37条及び附則2第1段(a))、身体傷害既遂 (causing actual bodily harm) (5年以下の拘禁刑、「1861年対人犯罪法

(Offences Against the Person Act 1861(c. 100))」第47条)、一連のハラスメント行為の実行 (pursuing a course of conduct which amounts to harassment) (6月以下の拘禁刑若しくは5,000ポンドの罰金又は両者の併科、「1997年ハラスメント防止法」第2条)等の犯罪類型に該当する限りで処罰されることになる。

次に、本稿で紹介する「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」の制定経過を概観する。

1999年ごろから、従来の法制度の不備が指摘されるようになり(詳細後掲)、さまざまな政府機関からドメスティック・バイオレンスに関する報告書が出されてきたが、2003年12月に上院に提出された当初法案は、直接には、内務省が2003年7月に公表した報告書の内容を下敷きにするものであった。当初法案による主な民事法改正は、(i)同性カップル及び非同居カップルに対する「1996年家族法」第4編の適用を拡大すること、(ii)ドメスティック・バイオレンスに関連する複数の機関により実施される家庭内殺人調査を開始すること、(iii)「1996年家族法」第4編の定める虐待禁止命令違反を刑事罰で担保すること、(iv)被害者及び証人の保護を充実させること等であった。他方、この当初法案による刑事法改正は、世帯内で起きた人の死についての犯罪類型の新設と同種繰り返し事犯における審理の2段階化の二つに限定されていた。これらは、法律委員会(Law Commission)による二つの報告書の内容を実現しようとするものである。しかし、その後の議会の審議により、当初法案に対して多くの修正が加えられた。特に、2004年3月以降の下院における審議を通じて、多くの刑事法改正が加えられたことで、この法律は、もはや「ドメスティック・バイオレンス法」と呼ぶのでは捉えきれない広範な内容を有することとなった。この法律は、最終的に、2004

年11月15日に女王裁可を経て成立した。

この法律は、主務大臣が、施行命令により指定する施行日に従って、段階的に多くが施行されてきているが、2007年6月末現在では、未施行の条項が残されている。^(注9)

II 主な規定とその評価

この法律は、63か条の本則と12の附則から成り、主に三つの内容を有する。この三つとは、ドメスティック・バイオレンスに関係する民事法改正(第1編)、ドメスティック・バイオレンスに関する刑事法改正及びより一般的な刑事法改正(第2編)、被害者及び証人に関する保護を強化する規定(第3編)である。

ここでは、この法律の主な規定の概要と、それに対する評価を紹介する。この中でも、議会で特に長時間審議されたのは、世帯内で起きた人の死に関する新犯罪(下記(3))、この新犯罪に加えて故殺罪又は謀殺罪により訴追される場合の訴訟手続(下記(4))及び陪審の権限に関わる刑事訴訟手続の変更(下記(6))である。

(1) 虐待禁止命令違反の刑事犯罪化(第1条)

従来、虐待禁止命令に身体拘束権限(民事の裁判命令を遵守させるため、違反があった場合に身体拘束を認めるもの)^(注10)が付されていない場合には、被害者は、加害者の虐待禁止命令違反につき、民事裁判所侮辱による制裁を求めて訴訟を提起しなければならなかったが、これは、被害者にとって負担が重いものであった。そこで、今回の法律は、虐待禁止命令の違反に対して刑事罰を科すことができるようにした。

しかし、民事上必要とされる立証に基づいて出された虐待禁止命令の違反に、刑事罰を科すことについては、批判もある。^(注11)

また、被害者が、パートナーである加害者

に前科がつくことを嫌う場合には、虐待禁止命令の請求自体をためらうことになりかねないとの批判もあった。^(注12)

(2) 同性カップル等への民事命令の拡大（第3条、第4条）

従来、同性カップルや同居していないカップルの間で行われるドメスティック・バイオレンスについて、虐待禁止命令及び占有命令の付与は極めて限られていたが、今回の法律は、これらの者に対する付与の範囲を拡大するものである。

ただ、占有命令につき、配偶者に認められる期間と同居人に認められる期間の間には、依然として相違が存在する。^(注13)

(3) 世帯内で起きた人の死についての犯罪類型の新設（第5条）

従来、子どもの死が自然死ではないことが明らかであって、両親のいずれかが殺害したと疑われる事件において、いずれに責任があるかを明らかにする証拠が存在しないために、両親がともに殺人罪を免れる場合があることが問題とされてきた。^(注14) こうした事件に対処するために、今回の法律は、第5条で、世帯内で起きた人の死について、殺害の実行者か、あるいは、実行を止める機会があったのに止めなかった者か、いずれであるかについて検察が立証できない場合であっても、14年以下の拘禁刑に問い得る犯罪類型を新設した（以下「第5条犯罪」とする）。この犯罪の刑の上限は、より責任の少ない被告人に証拠の提出を促すために、謀殺罪又は故殺罪の刑の上限よりも低く設定された。^(注15)

これに対しては、自身もドメスティック・バイオレンスの被害者である女性が、子どもの死を引き起こした加害者と共に、子どもを保護するための適切な措置を採らなかったと

いう理由で起訴されるおそれがあるとの批判がある。^(注16) これまでの調査により、ドメスティック・バイオレンスと児童虐待との間には密接な関係があり、40%から70%の事件において、加害者は、母と子の両方に暴力をふるっていることが判明している。^(注17) そのため、ドメスティック・バイオレンスの被害者については、子どもの傷害又は殺害に積極的に関わったとする明確な証拠がない限り、第5条犯罪により起訴されないとする改正が必要であるとする意見がある。^(注18)

(4) 同一の訴訟における第5条犯罪と故殺罪又は謀殺罪の双方による起訴がなされる場合の証拠法及び訴訟手続（第6条）

今回の法律の第6条で、同一の訴訟において、第5条犯罪と故殺罪又は謀殺罪の双方により起訴される場合に、検察官が第5条犯罪について事件が成立することを証明するときは、当面は、謀殺罪又は故殺罪について事件が成立するかどうかを審査しなくてよいとする訴訟手続が定められた。また、同条において、裁判における被告人による証拠の提出の不履行又は質問に対する応答の拒否について、被告人に不利益な推論を導くことができる場合には、その推論を、故殺罪又は謀殺罪についても導くことができるとする証拠法が定められた。

第5条と第6条の両条により、被告人は、証拠を出さなければ、不利益な推論を受けて第5条犯罪について訴追される危険を負い、出す証拠によっては、謀殺罪又は故殺罪で訴追される危険を負うことになる。^(注19) この両条の狙いは、より責任の少ない被告人に証拠の提出を促すことで、殺人罪で立件できる数を増やすことにある。

この第6条についても、批判がある。まず、検察が、第5条犯罪について事件が成立する

ことを証明するときに、当面は、故殺罪及び謀殺罪について事件が成立するかどうかを審査しなくてよいとする規定は、刑事裁判の役割が、被害者の死を取り巻く状況を調べることにあるという誤った見解の上に成り立つ立論であるとする批判がある。^(注20) 実際には、刑事裁判の役割は、検察が、ある犯罪類型について、被告人の有罪を証明できたかどうかを判断することであるべきであり、その観点からは、故殺罪及び謀殺罪について事件が成立するかどうかの審査は、第6条に定めるよりも早い段階であっても、認められるべきであるというのが、批判の根拠である。

また、異なった犯罪類型について、被告人による証拠の提出の不履行等から、同じように同人に不利な推論を導くことができるとする証拠法は、異なった犯罪類型を、単に代替的な犯罪類型とみていることを示し、不当であるとする批判もある。^(注21)

(5) 一般暴行罪を令状なしで逮捕可能とする規定（第10条）

従来は、「1984年警察及び犯罪証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984(c.60)）」第25条に該当する場合には、警察官が現場で令状なしに一般暴行罪の容疑者を逮捕できたとされていたが、この該当性の判断が警察官には負担であるとの指摘があった。そこで、今回の法律で、一般暴行罪を、令状なしに逮捕できる特定犯罪とした。

この規定は、概ね評価されている。1984年に、ドメスティック・バイオレンス事件への対処において、警察官に対し、逮捕、仲裁、現場からの引き離し等の選択肢を与え、それぞれの選択肢について、その後のドメスティック・バイオレンス事件の再発状況を追う調査が行われた。^(注22) この調査の結果、警察官が、事件への対処において、逮捕を選択した

場合に、再発が最も少なくなることが判明した。確かに、この調査結果については、配偶者が逮捕されるのを見た被害者が、事後の事件で通報を控えた可能性があるとの批判がある。しかし、にもかかわらず、ドメスティック・バイオレンスを減らすための長期的取組において、加害者を積極的に逮捕する方針をとることは、加害者から被害者を守るためだけでなく、社会一般に対し、ドメスティック・バイオレンスが許容されないというメッセージを伝える意味で重要であるとされ、今回の法律は、その点で評価されている。^(注23)

(6) 同種繰り返し事犯における審理の2段階化（第17条―第20条）

従来、同種繰り返し事犯については、そのうちの一部を標本として起訴する慣行があったが、これが R v. Kidd and others^(注24) 判決で否定されたため、今回の法律で、陪審による審理と裁判所による審理から成る2段階審理が導入された（詳細後掲）。この審理方式は、被告人が犯罪全体について処罰を受けること及び被告人が自白していない犯罪又は有罪とされていない犯罪については、量刑を受けないことを保障するものである。

これについては、一連の訴因のうちの一部の訴因について、陪審なしの裁判を行うことを許容することは、陪審裁判に対する冒瀆であるとする批判がある。^(注25)

(7) 犯罪被害者基金の原資となる追徴金についての規定（第14条―第16条及び第57条）

犯罪被害者基金（Victims' Fund）^(注26) は、加害者から徴収した資金を、犯罪被害者の支援に用いるための基金であり、2004年4月から運用されている。今回の法律で、有罪判決を受けた被告人から徴収される追徴金に加えて、交通違反常習者から徴収される追徴金を、犯

罪被害者基金の原資とするとされたが、この交通違反常習者からの追徴金を犯罪被害者基金に用いることについては、批判が強い^(注27)。

(8) 犯罪被害者及び証人についての規定（第32条—第57条）

従来、政府の犯罪被害者援護の基本方針を示すものとして存在したのが、1990年に最初に公表され、1996年に改訂された被害者憲章^(注28)（Victim's Charter）であった。しかし、これは、法律に基づくものではなかったため、今回の法律に基づき、被害者実務要綱（Code of Practice for Victims）が策定されることとなった。この法律は、被害者実務要綱の内容の基準、発布の際の手続、要綱に従わなかった場合の効果等を定める。また、性犯罪又は暴力犯罪の加害者が拘禁されている場合の被害者及び性犯罪又は暴力犯罪の加害者が「1983年精神保健法（Mental Health Act 1983(c.20)）」の対象となる場合の被害者に対し、加害者の処遇について意見表明を行うとともに、情報の提供を受けることを保障する仕組みが作られた。さらに、被害者及び証人のためのコミッショナーを設置し、被害者実務要綱の改正の提案、管轄する行政機関に対する勧告、被害者及び証人に関する調査の実施等を行わせることとした。また、犯罪及び証人に関連する事項についての主務大臣の諮問機関として、1993年以降、法律に基づかない機関である被害者問題諮問委員会が存在してきたが、同委員会がこの法律に基づく機関とされた。

これらの犯罪被害者及び証人に関係する規定については、おおむね、好意的に迎えられ、特に、被害者実務要綱の導入並びに被害者及び証人のためのコミッショナーの設置は、刑事司法機関による被害者の扱いに変化をもたらすことが期待されている。もっとも、被害

者が、刑事司法機関に対し、被害者サービスの提供を求める権利を有していないことや、被害者及び証人のためのコミッショナーが有する権限が、提案権・勧告権にとどまり、強制力を持たないことについては、実効性が無いとする批判がある^(注29)。

III 逐条解説

第1編 ドメスティック・バイオレンス等

1996年家族法第4編の改正（第1条—第4条）

第1条 虐待禁止命令違反の刑事犯罪化

「1996年家族法」第4編は、裁判所に、申請者又は関係する子どもに対し、「関係者（associated person）」による虐待からの保護を与える命令（虐待禁止命令）を出す権限を与えている^(注30)。裁判所は、申請がない場合でも、当事者が関係する家事関連訴訟において、命令を出すことを考慮することができる。

「関係者」とは、次の者をいう^(注31)。

- ① 配偶者又は元配偶者
- ② 同居人又は元同居人
- ③ 同一世帯として暮らしている者又は暮らしていた者（被雇用者、賃借人、下宿人及び寄宿人を除く）
- ④ 親族
- ⑤ 婚約者
- ⑥ 子どもに関する命令の場合は、当該子どもの親である者又は親としての責任を有する者
- ⑦ 養子縁組の当事者
- ⑧ 同一の家事関連訴訟の当事者

これまでは、虐待禁止命令に違反した場合には、民事裁判所侮辱による制裁を受けるのみであった。裁判所が、命令に身体拘束権限を付しているときは、命令違反に対して直ちに身体拘束をするという迅速な執行ができたが、身体拘束権限が付されていないときは、民事裁判所に

訴訟を提起し、身体拘束令状を入手しなかった。

今回の法律は、「1996年家族法」に第42A 条を新設し、虐待禁止命令の違反を、刑事犯罪とした。この刑事犯罪のための拘禁刑が5 年を上限とされたため、警察は、この違反を「1984年警察及び犯罪証拠法」第24条(1)項に基づき常に逮捕できるようになった。加害者は、虐待禁止命令の存在を認識している場合にのみ、命令の違反について、刑事犯罪で有罪とされる。

第42A 条(3)項及び(4)項は、加害者が虐待禁止命令違反で有罪判決を受けた場合には、民事裁判所侮辱による制裁を受けることはないとしており、逆もまた同じであるとする。

附則10の第36段により、第42条に(4A)項が加えられ、裁判所が「1996年家族法」第4 編に基づいて占有命令を出すかどうかを考慮する場合には、虐待禁止命令を出すことを考慮する義務が課された。

また、附則10の第37段により、「1996年家族法」第46条に第(3A)項が加えられ、裁判所が、虐待禁止命令の代わりに、約束(undertaking)(約束とは、一方当事者の裁判所に対する約束である。他方当事者に暴行や嫌がらせをしない、一定距離内に近づかない、といった約束が考えられる^(注32))を受理してはならない場合を、①加害者が、申請者又は子どもに、暴力をふるい、又は、ふるうと脅すとき、②虐待禁止命令を出すのであれば、申請者又は子どもの保護に欠けるとし、と明記した。

さらに、附則10の第37段は、「1996年家族法」第46条(4)項を改正し、約束は、それに相当する占有命令又は虐待禁止命令と同様に執行可能であるとされた。これにより、約束に違反した者は、民事裁判所侮辱による制裁を受けることとされた。なお、約束の違反は刑事犯罪とはされず、また、約束に身体拘束権限を付すことができないのは従来どおりである。

附則10の第38段は、虐待禁止命令に対する違反の刑事罰化に伴い、裁判所が、虐待禁止命令に身体拘束権限を付すことはできないこととした。他方、裁判所が、占有命令に身体拘束権限を付す権能はそのままとされた。虐待禁止命令に対する違反を、刑事訴訟で扱いたくない被害者は、その違反に対する身体拘束令状を求めて民事訴訟を提起することができる。

第2 条 当事者が同居人又は元同居人である場合の追加の審理

この条は、当事者が、同居人又は元同居人であるときに適用され、裁判所が、当事者の関係を考慮することを要求される際に、結婚のコミットメントを与えていなかった事実を考慮しなければならないと定める「1996年家族法」第41条を削除する。これは、「同居人」の定義に、同性カップルを含めるための改正(下記第3 条参照)を受けて、行われた削除である。

この条はまた、同法第36条を改正する。第36条は、裁判所が、住居占有権を現在有していない同居人又は元同居人に対し、占有命令を出すことができる場合を定めるものである。今回の改正は、裁判所が、当事者の関係の性質を考慮するときは、関係の深さの程度を考慮に入れなければならないとする。

第3 条 1996年家族法第4 編の「同居人」への同性カップルの包含

従来、同性カップルは、虐待禁止命令を申請するには、「関係者(associated person)」であるというだけで十分であったが、占有命令を申請するには、「関係者」であることに加え、住居占有権がなければならないとされていた。なぜなら、占有命令を申請するために住居占有権を要求されないのは、配偶者、元配偶者及び同居人のみであったためである。

この条は、同居人の定義に同性カップルを含

める改正を行う。これにより、同性の同居人は、住居占有権を有していなくとも、「1996年家族法」第36条及び第38条に基づいて、占有命令を申請することが可能となる。

同居人の定義に同性カップルが含まれることで、同性カップルは、同一世帯として暮らしているという理由ではなく、同居人であるという理由で、虐待禁止命令を申請することができるようになる。

附則10には、「1996年家族法」第4編及び附則7における「夫と妻として共に暮らす (live together as husband and wife)」という語を、「同居(cohabit)」という語におきかえ、同居人に、異性の同居人と同性の同居人の双方が含まれることを保障する規定がある。また、「元同居人」も改正され、元同居人にも、異性の同居人と同性の同居人の双方が含まれることとなった。

第4条 同居していないカップルへの1996年家族法第4編の適用拡大

この条は、虐待禁止命令の入手可能性を、これまで同居したことがない又はこれまでに結婚したことがない親密な関係にある者にも拡大するものである。この「関係者」の新しい類型は、「1996年家族法」第33条に基づく占有命令にも適用され得る。

すなわち、この条は、「関係者」を、「相当な期間、相互に親密な個人的関係を有する」者又は「過去に相当の期間、相互に親密な個人的関係を有していた」者に拡大した。この拡大により、性的関係の有無にかかわらず、親密で個人的な長期にわたる関係が網羅されることとなった。

子ども又は成年弱者を作為又は不作為により死に至らしめる行為（第5条—第8条）

第5条 犯罪

人が、子ども（16歳未満の者）又は成年弱者を作為又は不作為により死に至らしめる犯罪により有罪とされる場合を定める。これは、被害者の死が不法行為 (unlawful act) によるものに限定され、事故死や突然死の場合には適用されない。また、この犯罪は、被害者と頻繁に接触のあった世帯の構成員にのみ適用され、被害者に対する危険に気付き、危険から保護する義務を有することが期待される人に適用される。

また、この条が適用されるためには、世帯の構成員が、被害者を保護するために適切な措置を採らなかったことが要件とされる。「適切な措置」は、その人の置かれた状況及び被害者との関係によって異なる。

さらに、被害者は、「重大な身体的傷害がもたらされる相当な危険」の下になければならない。この危険は、世帯の弱者又は世帯の別の人に対する暴力の前歴により証明されると考えられる。虐待の前歴がなく、一度きりの暴力により被害者が死亡したとき、又は、被害者が危険にさらされていると疑う理由がないときは、この犯罪は成立しない。被害者が危険にさらされていると疑う理由がないときは、世帯の他の者は、虐待を阻止するための措置を採ることを妥当なこととして期待されえないからである。

第5条(2)項の効果は、例えば、2人の被告人がいる場合に、検察官が、一方が死を生ぜしめ、他方が死を阻止するための適切な措置を採らなかったことを証明すれば、どちらがどちらに該当するかを証明しなくても、両者を罪に問えるということである。

被害者の父又は母ではない者が16歳未満である場合には、この犯罪により有罪とされることはない。すなわち、16歳未満の子どもは、親が兄弟を傷つけるのを阻止する義務を有していないこととなる。ただし、16歳未満であっても、子どもの親である者は、子どもを保護するための適切な措置を採ることが期待される。

(4)項(a)号は、世帯を頻繁に、かつ、長期にわたり訪れている人は、この条の目的上、世帯の構成員とみなされ得るとする。これは、その人と被害者との関係に関わらない。(4)項(b)号は、被害者が時期により別の世帯で生活していた場合の適用の規則を明らかにする。すなわち、被害者が死に至る傷害を受けた世帯の構成員のみが、この犯罪により有罪とされ得る。

加害者が、10歳未満である又は責任無能力であるという理由で犯罪に問えないとされるときには、その者は、この条の不法行為によっても起訴されえない。ただし、被害者が、責任能力を欠く人の行為の結果として死亡した場合であっても、責任能力を有する別の被告人は、被害者を保護する適切な措置を採らなかったという理由で起訴され得る。

この条の下で有罪とされた者については、正式起訴に基づく有罪判決により、14年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又は、これらを併科する。

第 6 条 証拠及び手続：イングランド及びウェールズ

第 6 条は、イングランドとウェールズにおける裁判のみに適用される。被告人が同じ訴訟において第 5 条犯罪及び同じ死に関連する殺人罪の両方により起訴された場合の特別の手続を定めている。

(2)項は、裁判所における被告人の証拠の提出の不履行又は質問への応答の拒否から適切な推論を導くための規定を定める。裁判所又は陪審が、「1994年刑事司法及び公秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994(c.33)）」第 35条(3)項に基づき第 5 条犯罪につき、被告人の証拠の提出の不履行又は質問への応答の拒否から不利な推論を導く場合には、謀殺罪又は故殺罪の起訴に関しても不利な推論を導くことができる。この項は、結果的に謀殺罪又は故殺罪に

ついて事件が成立しない場合であっても、謀殺罪又は故殺罪に関連して不利な推論が行われ得ることを明確にしている。

この条の下で、謀殺罪又は故殺罪について不利な推論を行う権限は、「1994年刑事司法及び公秩序法」第38条(3)項における保護に服する。これと、欧州人権裁判所の *Murray v. UK* 判決^(注33)を合わせれば、被告人は、沈黙若しくは質問への応答の拒否のみに基づいて又は主としてそれに基づいて有罪判決を下されることはないこととなる。また、この条の審議段階で、証拠の提出の不履行又は質問への応答の拒否の理由が、「愛情、おそれ、忠誠、家族の結束」等であると思われる場合には、裁判官は、陪審員に対し、被告人について不利な推論を導くことのないよう説示しなければならないことが確認された^(注34)。

(3)項は、被告人が、治安判事裁判所から刑事裁判所へ公判のために送られ（「1998年犯罪及び秩序紊乱法（Crime and Disorder Act 1998(c.37)）」第51条）、被告人が犯罪事実につき却下されるべきと申請するとき（同法附則 3 第 2 段）に、犯罪事実がどのように扱われるべきかを定める。この項は、裁判官が第 5 条犯罪についての犯罪事実を却下しない間は、謀殺罪又は故殺罪についての犯罪事実も却下されてはならないとする。

(4)項は、謀殺罪又は故殺罪について「事件が成立する（case to answer）」か否かの動議についての決定を、防御事件（defense case）の終結まで延期する。ただし、検察が、事件の終結までに第 5 条の犯罪事実について事件が成立することを証明できなかったときは、この限りではない。これは、裁判所が、これらの事件においては、提出される予定である全ての証拠を吟味した後に、事件を陪審の判断に委ねてよいかを判定することを意味する。

(5)項は、第 5 条犯罪が、下記の制定法の目的上、殺人罪（offence of homicide）として扱わ

れるべきであることを明確にする。

- ・「1980年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980(c.43))」第24条及び第25条
- ・「1998年犯罪及び秩序案乱法」第51A条
- ・「2000年刑事裁判所(量刑)権限法 (Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000(c.6))」第8条

犯罪を、「1980年治安判事裁判所法」第24条及び第25条並びに「1998年犯罪及び秩序案乱法」第51A条の目的のために殺人罪として扱うことは、被告人が少年 (juvenile) である場合であっても、事件が常に刑事裁判所の公判に付されることを意味する。また、犯罪を、「2000年刑事裁判所(量刑)権限法」第8条の目的のために殺人罪として扱うことは、被告人が18歳未満であっても、刑事裁判所で量刑を科され得ることを意味する。

第7条 証拠及び手続：北アイルランド

第7条は、第6条に定められる特別の手続と同等の手続を、北アイルランドの公判に対しても定める。

第8条 証拠及び手続：軍法会議

この条は、第6条に定められる特別の手続が、軍法会議で第6条に言及される犯罪に相当する軍事犯罪により起訴された場合に適用されるようにする。

家庭内殺人調査 (第9条)

第9条 調査の開始及び運用

この条は、法律に基づく機関又は他の機関が、起きた事件から教訓を得るために、家庭内殺人調査を開始し、運用する指針について定める。この指針についての協議書 (consultation paper)^(注35)は、2006年6月に公表されている。(3)項の下で、関連する機関は、調査を開始し、運用するにあたり、主務大臣が発行する指針を尊重

する義務を負う。関連する機関は、イングランドとウェールズについては、(4)項(a)号に列举されており、警察の長、地方自治体の所轄官庁、地方保護観察委員会、保健機関等があげられている。ここにボランティア団体が含まれていないのは、政府がボランティア団体に何かを命ずるべきではないという配慮のためであって、家庭内殺人調査から排除しようとする趣旨ではない。

指針は、関係する事件における複数の機関による調査を促し、事件の状況に応じた指導者、形態、時期及び参加者についての詳細を提供する。

この調査は、16歳以上の者の死に限定される。子どもの死については、「子どもを保護するための協働 (“Working Together to Safeguard Children”）」と題する指針の「第8章 重大事件調査 (Chapter 8 Serious Case Reviews)」の下で、すでに、地域児童保護委員会 (Area Child Protection Committees) による調査の対象とされている。今回新たに制定される指針は、関係を有する者若しくは同じ世帯の人から受けた暴力、虐待若しくはネグレクト又は被害者が親密な個人的関係を有する人から受けた暴力、虐待若しくはネグレクトを原因とする又は原因とすると見られる死を対象とする。

(2)項は、主務大臣に、特別の事件について、特定の人又は団体に対し、調査を開始し、又は、それに参加することを指示する権限を留保する。(6)項は、主務大臣が、命令により、(4)項の関連する機関の定義及び(5)項の地方自治体の所轄官庁の定義を改正することを可能にする。

第2編 刑事司法

暴行、ハラスメント等 (第10条—第13条)

第10条 一般暴行罪を令状なしで逮捕可能な犯罪とすること

一般暴行罪とは、被害者が即座に不法な暴力

を受けるといっておそれを抱くような行為を意図的に、又は無思慮に行うことをいい、必ずしも実際に暴力が行使されることを要件としない。

「1984年警察及び犯罪証拠法」第25条は、児童又は立場の弱い者を保護するために必要であると合理的に判断できる場合には、警察官が現場で令状なしに一般暴行罪の容疑者を逮捕することができる」と定めているが、これでは警察官が自信を持って権限を行使できないとの指摘があった。

そこで、この条は、「1984年警察及び犯罪証拠法」を改正し、イングランド及びウェールズにおいて令状なしで逮捕し得る特定犯罪に、「1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988 (C. 33)」に規定される一般暴行罪（common assault）を加える。また、「1989年警察及び司法証拠（北アイルランド）命令（Police and Criminal Evidence (Northern Ireland) Order 1989 (S.I. 1989/1341(N.I. 12))」を改正することで、北アイルランドについても同様の措置を採る。

第11条 選択的評決に相当する一般暴行罪等

これまでに、幾つかの審理において、裁判所の事務的なミスにより被包含犯罪である一般暴行罪が起訴状から抜け落ちたために選択的評決を適用することができず、被告人が無罪放免となる事例があった。

被包含犯罪とは、それがより重大な他の犯罪を構成する要素となり得る犯罪をいう。基本的に被包含犯罪はより重い犯罪に併合され、個別に裁かれることはないが、裁判官は陪審員に対し、被告人をより重い犯罪について有罪とする評決を下さなかった場合でも、被包含犯罪について有罪の評決を下すことが可能である旨を説示する裁量権を有する。この説示に従い出される評決を選択的評決といい、選択的評決が認められるためには、被包含犯罪がより重い犯罪を

裁く裁判所の管轄内にあり、かつ起訴状に被包含犯罪が含まれている必要があった。

この条は、「1967年犯罪法（Criminal Law Act 1967(c.58))」第6条（犯罪の審理）を改正し、「1988年刑事司法法」第40条（暴行罪の犯罪事実を正式起訴に加える権限等）が適用される犯罪である場合には、選択的評決の例外を認め、一般暴行罪が正式起訴状に記載されていない場合であっても、これを正式事実審理法廷の管轄内にあることとするものである。

第12条 接近禁止命令：イングランド及びウェールズ

「1997年ハラスメント防止法」第5条は、イングランド及びウェールズにおいてストーキングを主とするハラスメント行為又は暴力による恐怖を喚起させた行為で有罪判決を受けた者に、接近禁止命令（restraining order）を課することを可能としていた。命令は、特定の行動（特定人物又は場所に近づくこと等）を禁じ、違反者には最長5年の拘禁刑を科することができる。この接近禁止命令はストーキング対策で定められたものであるが、ドメスティック・バイオレンス防止のため最も頻用される手段である。

この条は「1997年ハラスメント防止法」を改正し、ハラスメント行為又は暴力による恐怖を喚起させる行為から被害者を守る目的のために、あらゆる犯罪に関連して、たとえ無罪判決が出た場合でも、接近禁止命令を課することを可能とする。

また、接近禁止命令の内容に関して、命令の対象者だけではなく、被害者も命令の変更又は取消しの申立てを行なうことが可能となる。そして、対象者が申立てを行なった場合には、被害者にもその事実が通知されることとなる。

第13条 接近禁止命令：北アイルランド

「1997年ハラスメント防止（北アイルランド）命令（Protection from Harassment (Northern Ireland) Order1997(S.I. 1997/1180(N.I. 9)）」第7条を改正し、北アイルランドに関しても第12条と同様の措置を採る。

追徴金（第14条―第16条）

追徴金に関わる規定は、この法律が2003年11月27日、上院に提出された時には含まれておらず、2004年1月12日に刊行された協議書「犯罪被害者に対する賠償と支援（Compensation and Support for Victims of Crime^(注36)）」の提案が2004年6-7月の、下院における委員会付託審議において法案に盛り込まれたものである。

追徴金は被害者救済の目的のために、刑事事件の有罪判決、又は刑事犯罪に対する定額罰金^(注37)に加算されて徴収され、被害者救済の基金（犯罪被害者基金）に充てられる。この制度はベルギー、カナダ、アメリカ、スウェーデン等で採用されているものである。追徴金は加害者による被害者への賠償責任とは別枠扱いされ、協議書はその金額を最低5ポンド（80ポンド以下の定額罰金の場合）から最高30ポンド（拘禁刑の実刑、1000ポンド超の罰金の場合）と提案している。

追徴金制度が提案された背景には、量刑において賠償命令が発せられる例が少なすぎるという問題点がある。協議書は、その比率を治安判事裁判所で14%、刑事裁判所で7%としている。

賠償命令及び罰金との関係を定めた規定から判断する限り、法律の趣旨として①賠償命令、②追徴金、③罰金の順番に徴収の優先順位がつけられている。

一方で、スピード違反のような軽微な道路交通違反者にも犯罪被害者救済の「連帯責任」を負わせることには疑問の声もある^(注38)。

第14条 有罪判決に伴う追徴金

「2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003(c.44)）」に第161A条及び第161B条を追加し、裁判所が刑事犯罪で有罪判決を下した者から追徴金を徴収することを義務づける。次のような規定が設けられる。

- ・免責された者と「1983年精神保健法」に基づく^(注39)命令の対象者は追徴金を科されない。また主務大臣は、命令によって追徴金が科されない場合を定めてよい。
- ・賠償命令と追徴金では前者が優先され、双方の支払が難しいと裁判所が判断した場合には、追徴金の支払額を減じてよい。また、双方の支払が難しいと裁判所が判断した場合以外は、追徴金を考慮して罰金額を減額してはならない。
- ・追徴金の支払額は主務大臣が命令によって定める。前述の協議書による提案額を参照。犯罪者の年齢も勘案する。
- ・追徴金徴収の態様は罰金のそれに倣う。主務大臣は命令によって、「2003年裁判所法（Courts Act 2003(c.39)）」附則第5（罰金の徴収）又は附則6（無報酬労働による罰金の支払い）の罰金徴収に関わる細則の追徴金徴収への適否を定め、これに伴う制定法の改正も定めることができる。

第15条 治安を紊乱する行動に対して現場で科する罰金最高額の増額

追徴金を徴収することを踏まえ、治安紊乱行為に対して科する定額罰金通知の額を引き上げる。元々の規定は「2001年刑事司法及び警察法（Criminal Justice and Police Act 2001(c.16)）」第1編第1章（第1～第11条）に定められたもので、要点は以下の通りである。

- ・17歳以上の者による各種の違反^(注41)に、50又は80ポンドの定額罰金を科する。
- ・法定罰金額の4分の1を超えない。
- ・通知を受けた者は、定額罰金を払う代わりに

正式な裁判を受けることも可能とする。

- ・ 刑事犯罪の有罪判決としては扱わない。
- ・ その場での支払いも裁判も拒絶した場合は、法定額の1.5倍の罰金が科せられる。

この条での改正により、主務大臣が定めることのできる定額罰金の上限が、法定罰金額の4分の1に加えて、当該の法定罰金額に付随する追徴金の2分の1にまで引き上げられることとなる。

第16条 交通違反常習者に対するより高額な定額罰金

この条は「1988年交通違反者法（Road Traffic Offenders Act 1988(c.53)）」第3編の定額罰金通知に関する規定を次のように改正する。

- ・ 過去3年の間に運転資格を剥奪されたか、免許証に違反点を記入された者に対して、より高額な定額罰金^(注42)を科することを可能とする。
- ・ 上記のより高額な定額罰金の導入に伴い、条件提示（conditional offer）通知が発せられた後で、過去3年間の運転資格剥奪又は違反点記入が発覚し、より高額な定額罰金を科し得ることが判明した場合には、当該差額を別の通知（「追徴金通知」）によって要求することができる。

条件提示通知とは、現場で定額罰金通知を発せられなかった違反者に対して、事後送られる通知であり、内容は定額罰金通知とほぼ同様である。

陪審による標本訴因のみの審理（第17条―第21条）

従来、単一の連続性のある犯罪とみなすことはできないが、訴因の数の多さ又はその他の複雑な要因のために、陪審付の審理では手に余ることとなるような同種繰り返し事犯については、正式起訴状において少数の「標本訴因（specimen counts）」で代表させるという方式がとら

れてきた。この場合には、法廷の手続では、標本訴因に明記された各事実だけでなく、標本訴因によって代表されている訴因の行為（訴追側が挙げた証拠に基づく）をも考慮して、刑を宣告することとなっていた。

ところが、1990年代末、有罪が確定した犯罪以外の行為を考慮した刑の宣告を不服として、上訴する事例があらわれ始めた。この問題を検討した法律委員会は、2002年発表した報告書「同種繰り返し事犯の効率的訴追手続」^(注43)において、^(注44)審理を2段階にするという勧告を行った。

同委員会が勧告した審理の2段階化とは、次のような手順をいう。

第1段階：その事犯の標本として選ばれた標本訴因のみを、通常通り、陪審つきで審理する。一又はそれ以上の訴因で有罪の場合、第2段階へ進む。

第2段階：裁判官は、第1段階で陪審が有罪とした犯罪とリンクしている犯罪についてのみ、有罪か無罪かを陪審なしで審理する。どの標本訴因とどの犯罪がリンクしているかに関しては、あらかじめ定めておく。証拠の陳述及び弁論の後、裁判官は、リンクしている犯罪のうち、いずれが有罪でいずれが無罪か、又は全て有罪若しくは全て無罪かを決定し、刑の宣告を行う。

第17―第21条は、この勧告を実施するための規定である。

第17条 訴追側による、一定の訴因についての陪審なしの審理の申立て

訴追側が、刑事裁判所における正式起訴状の審理の一部について、陪審なしで進めることを申し立てるための規定を設ける。

申立てが認められるには、次の3つの条件が満たされていると裁判所が認める必要がある。

- ・ 正式起訴状中の訴因が多くて、その全てを陪審によって審理するのは実際的でないこと。

- ・陪審の同席で審理することとなる訴因を、正式起訴状の他の訴因の標本 (samples) とみなすことができ、それゆえ、他の訴因については陪審なしで審理できると、裁判所がみなしていること（なお、この目的上、それぞれの訴因に関し被告人が同一でない限り、ある訴因を他の訴因の標本とみなすことはできない。）。

- ・その審理の一部を陪審なしで進めることが、司法の利益にかなっていること。

審理の一部を陪審なしで進める命令を発するか否かを決定するに当たり、裁判官には、全ての訴因についての陪審を容易にさせる合理的な方法の有無についても考慮することが求められる。しかしながら、裁判官は、審理の一部を陪審なしで進める措置を採らなかった場合よりも、被告人が軽い判決を受けることとなる可能性がある方法を、合理的とみなすべきでない。

第18条 第17条の規定に基づく申立ての手續

第17条に基づき、審理の一部を陪審なしで進める申立てを裁定する手續を規定する。第20条に基づき、この規定を裁判所規則によって補うことができる。

申立ては、「1987年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1987 (c.38))」及び「1996年刑事手續及び犯罪捜査法 (Criminal Procedure and Investigations Act 1996 (c.25))」における関連する規定に基づいて命令された予備審問 (preparatory hearing) において裁定されなければならない。訴追者、被告人の両者は、この申立てに関して陳述を行う機会が与えられる。

また訴追者、被告人の両者は、第17条に基づき審理の一部を陪審なしで行う申立てに関し、予備審問における裁判所の裁定に反対する上訴を控訴院に対して行うことができる。

第19条 第17条(2)項の規定に基づく命令の効果

審理の一部を陪審なしで進める命令が発せられ、被告人が標本訴因の陪審により有罪とされた場合、被標本訴因については陪審なしで審理することを可能とする。

また、陪審なしで審理する場合には、裁判所は有罪判決の理由を示さなければならない。

第20条 裁判所規則

裁判所規則は、第17条から第19条までの目的上必要な規定又は適切な規定を設けることができる。

第21条 第17条から第20条までの規定の北アイルランドへの適用

第17条から第21条までは、附則 1 に従い、北アイルランドに適用する。

訴答不適格及び心神喪失 (第22—第26条)

これらの条は、「1964年刑事手續 (心神喪失) 法 (Criminal Procedure (Insanity) Act 1964 (c.84))」及び「1991年刑事手續 (訴答不適格及び心神喪失) 法 (Criminal Procedure (Insanity and Unfitness to Plead) Act 1991 (c.25))」に基づき、特別評決^(注45)と呼ばれる以下の規定を改正するものである。

(1) 冒頭手續、公判段階における訴答不適格 (unfitness to plead)

被告人が手續を理解し、正当な答弁が出来ないこと (精神的なものに限らず、聾啞者や聴覚障害のような身体障害であることもある。)をいう。冒頭の罪状認否手續からそれ以後のいかなる段階でも、この訴答適格の有無は問題にできる。

訴答不適格を判定する場合に、陪審は鑑定証拠を前提にすることが義務付けられ、2名以上の登録医療従事者 (registered medical practitioners) が鑑定を行い、うち1名が書面又は口頭での証言を行い、同時に訴答不適格の評決に

においては被告人の違法行為の存否に関する評決も行う。このとき陪審が違法行為を認定する評決を行うと、裁判所は被告人の処遇を考慮することとなる。

また陪審が被告人の違法行為の存在を確信しない（有罪とできない）場合は、訴因に関する審理が終結したこととして扱い、無条件放免の評決を答申する。

裁判所は訴答不適格の評決と違法行為の評決がともに答申されるときは、次のような命令を発することができる。

- (a) 保護委託命令 (guardianship order) (「1983年精神保健法第37条」)
- (b) 監督治療命令 (supervision and treatment order) (「1991年刑事手続法」附則2)
- (c) 無条件放免命令 (order for absolute discharge)
- (d) 退院制限命令の付かない病院収容命令 (admission order)
- (e) 定期又は不定期の退院制限命令付き病院収容命令 (admission order) (退院は患者が公衆の安全にとって脅威であるかを判断する主務大臣又は精神保健審査会の裁量による)。

(a)、(b)及び(c)は、法定刑が固定されていないときに与えられる。

(2) 心神喪失 (insanity) による無罪

実体審理に入り、被告人の精神障害が問題とされる場合には、心神喪失の抗弁 (defence of insanity) として被告人側から提起される場合と、裁判所が有罪の評決又はその心証を得た後、処遇方法の選択に当たって被告人の精神障害を考慮する場合がある。^(注46)

陪審によって心神喪失による無罪の評決がなされると、刑事裁判所により命令が出され、訴答不適格の場合と同様の措置が採られる。

特別評決については、通常、訴追側と被告人との間に訴答不適格であるという抗弁をめぐっ

て争いがおきことはあまりなく、陪審の役割は形式的なもので、違法行為の存否と訴答不適格の有無について2つの陪審を設けるという手続が余分であるとの批判があった。

また、訴答不適格と評決された被告人の処遇について重要な責務を担う裁判官が、訴答不適格自体の有無について判定できないことへの疑問も呈示されていた。

こういった意見は1990年代の刑事司法改革の動きの中で浮上し、控訴院判事 R. Auld 卿を委員長とする委員会が2001年にまとめた報告書^(注47)にもこの法律の同趣旨の改革提案がなされている。

第22条 訴答適格性決定のための手続（イングランド及びウェールズ）

訴答不適格と認定するかどうかの判断については、陪審ではなく裁判官が行うことを規定する。

第23条 審理適格性決定のための手続（北アイルランド）

第22条と同様の内容を北アイルランドにも適用する。

第24条 心神喪失又は訴答不適格の事実認定における裁判所の権限等

この条は、被告人が告発された行為について、訴答不適格の認定が行われ、心神喪失の理由で無罪と判断されるとき、裁判所が適切であると思料する場合には、被告人が治療と支援を受けられることを認めると規定する。新たな裁判所の権限等は、次のとおりである。

・訴答不適格又は心神喪失と判断した場合、裁判所は、前述の「訴答不適格及び心神喪失(第22-第26条)」において(1)の(a)~(e)として列挙した命令に代わって、強制入院命令(hospital order, 「1983年精神保健法」第37条)、監督命

令 (supervision order)、無条件放免命令 (order for his absolute discharge) を発することができる。

- ・新しく規定された強制入院命令 (新) は、裁判所が被告人を病院で拘束した方がよいと判断した場合に出される。強制入院命令 (新) を出すには、「1983年精神保健法」により要求される「被告人の精神状態が異常であり特別な治療行為が必要である」という証拠が必要である。

強制入院命令 (新) が病院収容命令 (旧) と違う点は、①主務大臣が被告人の病院への収容に関してなんらかの決定を行う権限がなくなったこと (病院収容命令が出された場合には、主務大臣が指定する病院に収容され、その場合の被告人の監督や退院などに関しては主務大臣に権限が与えられていた。) と、②裁判所が医学的証拠なしに被告人を精神病院に収容する命令を発することができなくなったということである (これまで1991年法附則 1 では、裁判所は病院収容命令を発する場合やそれに退院制限命令を追加する場合には医学的証拠に照らすことは義務付けられていなかった。)。今後は、退院制限命令は、被告人が公衆に危険を引き起こす場合 (「1983年精神保健法」第41条(1)項) に出されることとなる。

- ・これまで裁判所が病院収容命令 (旧) を出す際、法定刑が固定されている犯罪 (an offence for which the sentence is fixed by law, 例えば謀殺罪等。) に問われている場合には、退院制限命令付きを前提とすることが義務付けられていたが、^(注48) 今後は裁判所が退院制限命令付きの強制入院命令 (新) を出す義務があるのは、謀殺罪を問われているときのみとされる。
- ・訴答不適格と認定され、保護委託命令 (旧) や監督治療命令 (旧) の対象ではない犯罪に問われ有罪とされた場合は、訴答不適格の理由が身体障害、精神障害のどちらに関連する

場合かを問わず、病院収容命令 (旧) が出されることとなっていたが、身体障害に関連する場合は、裁判所は、強制入院命令 (新) 以外の命令を発する選択肢を有することとなる。

- ・「1983年精神保健法」の強制入院命令 (通常は有罪の心証を得た後に出される。) に関する規定を改正し、訴答不適格や心神喪失の認定の際に強制入院命令を出された者に対しても同じ適用を行うこととなった。つまり裁判所は、心神喪失の理由で無罪、又は訴答不適格であると認めた者を収容することを病院に要求することができるようになる一方、有罪となった者に対してはそのような権限を有さないこととなる。
- ・「1983年精神保健法」に基づき、精神状態等についての報告や治療等の必要から、被告人を再度病院に送り返すための権限を拡張する。また、被告人を心神喪失により無罪又は訴答不適格であると認定し、裁判所が適切な措置を検討している場合に、便宜のため被告人に仮強制入院命令 (interim hospital order) を出すことのできる権限を拡大する。
- ・訴答不適格と認められ、退院制限付強制入院命令が出された被告人で、その後回復した者の審理について、主務大臣による移送を認めることを規定する。(「1991年刑事手続 (訴答不適格及び心神喪失) 法」附則 1 第 4 段における規定の再出。)

- ・監督命令 (supervision order) (新) について規定した新しい附則 1 A を「1964年刑事手続 (心神喪失) 法」に追加する。^(注49) 監督命令はこれまでの監督治療命令 (旧) に置き換わる。

監督命令 (新) と監督治療命令 (旧) との違いは、精神障害と同様、身体障害の場合にも監督下で治療を与えることができるようになったが、入院させることはできなくなった点である。^(注50) 監督命令 (新) にも監督治療命令

(旧)にも違反について制裁はなく、命令は治療の枠組みを提供するに過ぎない。

- ・「2000年刑事裁判所権限(量刑)法」第12条の無条件放免命令の規定を、訴答不適格又は心神喪失により無罪の事実認定の評決が出された被告人の場合にも適用する。
- ・訴答不適格又は心神喪失の認定が別の認定と置き換えられた場合には、措置に対する同様の変更は控訴院に適用される。新しい規定では、心神喪失による無罪の評決の代わりに、無罪評決が出された場合において、被告人が心神喪失であるという医学的証拠が存在するときに、被告人を病院に収容することを命じる控訴院の権限を失わせる。「1983年精神保健法」に基づき民事的権限で病院に収容することは可能とする。

第25条 心神喪失又は訴答不適格の事実認定において出される命令に対する上訴

第24条の定めるところによる監督命令又は強制入院命令に対し、控訴院に上訴する権利を規定する。控訴院は、それらの命令を破棄することができる。また、原審裁判所が可能とするあらゆる方法でそれらを改正し、別の命令と置き換えることもできる。

第26条 軍法会議等

附則3により軍事裁判所に関するいくつかの法律を改正する。第22条から第25条までと同様の変更を軍法会議、軍法会議上訴裁判所における手続に反映させる。

雑則(第27条―第31条)

第27条 令状執行を授けられた官吏の権限

「1980年治安判事裁判所法」に第125BA条及び附則4Aを加え、行政事務執行官(civilian enforcement officers)及び認定された執行機関(approved enforcement agencies)の権限

を拡大する。

授けられた官吏(officers)は、令状の当事者を探すためにその者の家宅捜査を行い、あるいは罰金の不払いを理由に財産(goods)を差し押さえる権限を有する。また、その者を拘置所に連行する際には、身体に危害を及ぼし、又は脱走に役立つような所持品の有無を調べる権限を持つ。これらの権限を行使する際に合理的とみなされる範囲の実力行使も可能である。逮捕令状の執行の場合には、これらの官吏は警察官に認められるのと同等の権限を持つものとする。

第28条 令状執行のための開示命令

「1980年治安判事裁判所法」に第125CA条及び第125CB条を加える。

第125CA条は、罰金及びコミュニティ^(注51)刑の執行に関連して、令状執行の目的のために必要がある場合には、治安判事裁判所が開示命令を発することができることを定める。この開示命令は、令状執行の資格をもつ者(典型的には行政執行官又は認定された執行機関)による申請に基づき、第三者に対して発せられる。犯罪者の氏名、生年月日、国民保険番号及び住所といった情報の提供が求められる。

第125CB条は開示命令によって得られた情報の取扱いについて定める。故意又は過失により、得られた犯罪者の個人情報を開示又は利用した場合には罰金刑が科される。

第29条 コミュニティ刑の違反における手続等

附則5を新設し、「2000年刑事裁判所権限(量刑)法」及び「2003年刑事司法法」における、コミュニティ刑による義務の違反の責任を問うための手続がとられるべき治安判事裁判所を定める規定を改正する。

この改正の目的は、犯罪者がコミュニティ刑を言い渡された地域を離れてしまうとその義務の違反の責任を問えなかった従来のあり方を改

めることである。改正後は可能な限り、犯罪者が義務の違反の時に住んでいる地域の裁判所がその手続を進めることができることとなる。

第30条 訴追側上訴

「2003年刑事司法法」第58条(13)項の改正と同条への(14)項の追加により、同法第7編に定める陪審なしの裁判のケースでも、同法第9編に定める検察側の上訴が認められることとする。

第31条 断続的拘置

附則6を新設し、断続的拘置対象者が、追加的拘置対象者^(注53)と同等の扱いを受けるようにする。

これにより断続的拘置対象者が自宅拘束による夜間外出禁止を命ぜられた場合、追加的拘置対象者と同じ時点でこれが適用されることとなる。また、拘禁刑の逐次執行を命じられた者に対して、断続的拘置が適用される際にも、追加的拘置と同様の措置が適用されるようにする。

第3編 被害者等

第1章 被害者に関する要綱

第32条 被害者のための実務要綱

主務大臣は、法務総裁及び大法官と協議して、被害者又は刑事司法制度全般に関係する職務を有する者によって犯罪被害者に提供されるサービスについて、実務要綱の作成を求められる。^(注54)この実務要綱は、2005年10月に公表されている。

実務要綱は、被害者により異なった対応を行うことを可能とする。例えば、特に弱い立場にある被害者が、迅速なサービス又はそのニーズに合ったサービスを受けられるようになる。また、被害者以外の者、例えば、死亡した被害者の親族又は少年の親 (parents of juveniles) にサービスを提供することや、実務要綱が地方の慣行を反映するように、地方ごとに異なる定めを置くことも可能となる。

実務要綱は、司法資格に基づき職務を行う者及び公訴局の職員に対し、何らかの義務を負わせるものではない。犯罪被害者が実務要綱の対象とされるためには、犯罪者が起訴されていたり、有罪判決を受けていることは不要であり、例えば、結果的に立件されなかった事件の被害者や加害者が無罪評決を得た事件の被害者も対象とされる。

第33条 手続

この条は、実務要綱の草案作成、公表及び修正の手続を定める。実務要綱の施行は、主務大臣の命令により行われるが、この命令は、第61条(3)項に基づき、議会のいずれかの院の決議に従い、無効とされ得る。また、実務要綱の改正は、提供されるサービスの質又は範囲を削減するものであってはならない。

第34条 義務に従わなかった場合の効果

実務要綱は、民事訴訟又は刑事訴訟において証拠として採用され得、訴訟における問題を判断する際に、実務要綱の違反を考慮することが許容される。しかし、実務要綱により課される義務の違反について、民事訴訟又は刑事訴訟において、責任を問われることはない。

第2章 意見表明と情報

拘留・拘禁

第35条 意見を表明し、情報を受け取る被害者の権利

「2000年刑事司法及び裁判所業務法 (Criminal Justice and Court Services Act 2000 (c. 43))」第69条は、性犯罪又は暴力犯罪により、一定の拘禁刑に服する犯罪者の放免についての決定について、被害者に意見表明を行い、情報を受け取る権利を与え、地方保護観察委員会^(注55) (local probation board) に一定の義務を課すものであった。この法律の第35条から第44条

は、「2000年刑事司法及び裁判所業務法」第69条を、「1983年精神保健法」に基づいて処遇される犯罪者に関して新しく定められる規定と統合するものである。

この条は、「2000年刑事司法及び裁判所業務法」第69条とほぼ同内容であるが、犯罪者について強制入院指令及び退院制限指令が出されている場合（第39条）との整理を行う規定等が加えられているのが、従来と異なる点である。

強制入院命令（第36条—第38条）

第36条 被害者の権利：その準備手続

この条は、裁判所が、患者に対し、性犯罪若しくは暴力犯罪により有罪判決を下し、又は、心神喪失若しくは訴答不適格を認定するときであって、退院制限命令^(注56)付き強制入院命令^(注57)を発するときに適用される。地方保護観察委員会は、患者の処遇について、意見表明を行うこと及び情報を受け取ることについての被害者等の希望を確認するために、あらゆる合理的な手段を採らなければならない。

第37条 意見表明

この条は第36条を受けるもので、地方保護観察委員会に対し、退院の決定を行う機関に、被害者の意見表明を回付することを義務付ける。また、内務大臣は、患者について退院制限を解除すること、退院させること又は退院時の条件を変更することを検討するときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。精神保健審査会^(注58)（Mental Health Review Tribunal^(注59)）は、患者の退院について、申立てや回付を受けたときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。地方保護観察委員会は、これらの通知により受け取った情報を全て、意見表明を行いたいという希望を出した被害者に提供する。地方保護観察委員会が情報を提供する相手には、明示的に意見表明を行いたいという希望を出し

た者のほか、すでに具体的な意見表明を行った者も含まれる。

第38条 情報

この条は第36条を受けるもので、地方保護観察委員会に、情報を受け取ることを希望した被害者に対し、患者の退院時に条件を付されるか否か並びに条件が付される場合には、被害者及びその家族との接触に関する条件の詳細について、通知することを義務付ける。また、地方保護観察委員会は、患者についての退院制限命令が失効する場合には、失効の日及び他の適当と認める情報を、被害者に通知しなければならない。

地方保護観察委員会のこうした義務の遂行のため、内務大臣は、患者の退院を検討するときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。また、退院の条件の変更や退院制限命令を失効させる場合の失効の日も通知しなければならない。精神保健審査会に対して申立てが行われる場合や審査会に回付される場合には、審査会は、患者の退院につき同様の点について地方保護観察委員会に通知しなければならない。

強制入院指令（第39条—第41条）

第39条 被害者の権利：その準備手続

性犯罪又は暴力犯罪により、一定の拘禁刑に服する犯罪者に、同時に、強制入院指令^(注61)及び退院制限指令^(注62)が出されているときは、第35条ではなく、第39条が適用される。地方保護観察委員会は、犯罪者の処遇について、意見表明を行うこと及び情報を受け取ることについての被害者等の希望を確認するために、あらゆる合理的な手段を採らなければならない。

第40条 意見表明

この条は第39条を受けるもので、地方保護観察委員会に対し、適当な機関に、被害者の意見

表明を回付することを義務付ける。内務大臣は、犯罪者について退院制限指令を解除すること、犯罪者を退院させること又は退院時の条件を変更することを検討するときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。精神保健審査会は、犯罪者の退院について、申立て又は回付を受けたときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。地方保護観察委員会は、これらの通知により受け取った情報を全て、意見表明を行いたいという希望を出した被害者に提供する。地方保護観察委員会が情報を提供する相手には、明示的に意見表明を行いたいという希望を出した者のほか、すでに具体的な意見表明を行った者も含まれる。

第41条 情報

この条は第39条を受けるもので、地方保護観察委員会に、情報を受け取ることを希望した被害者に対し、犯罪者の退院時に条件が付されるか否か、付される場合の内容、退院制限指令が失効するときはその失効日を通知することを義務付ける。地方保護観察委員会は、また、犯罪者の放免時に許可条件又は監督要件が付されるか否か、付される場合の内容及び他の適当と認める情報を、被害者に通知しなければならない。

地方保護観察委員会のこうした義務の遂行のため、内務大臣は、「1983年精神保健法」の権限に基づいて犯罪者を退院させることを検討するときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。また、退院の条件の変更や退院制限指令を失効させる場合の失効の日も通知しなければならない。精神保健審査会に対して申立てが行われる場合や審査会に回付される場合には、審査会は、患者の退院につき同様の点について地方保護観察委員会に通知しなければならない。

移送指令（第42条—第44条）

第42条 被害者の権利：その準備手続

この条は、「1983年精神保健法」の権限に基づいて、犯罪者に制限指令付き移送命令^(注63)が出されているときに適用される。病院の所在地の地方保護観察委員会は、同法の権限に基づく退院の場合に付される条件について、意見表明を行うこと又は情報を受け取ることについての被害者等の希望を確認するために、あらゆる合理的手段を採らなければならない。

第43条 意見表明

この条は第42条を受けるもので、地方保護観察委員会に対し、「1983年精神保健法」の権限に基づいて犯罪者が退院する場合に、退院を決定する機関に、被害者の意見表明を回付することを義務付ける。内務大臣は、制限指令を解除すること、犯罪者を退院させること又は退院時の条件を変更することを検討するときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。精神保健審査会は、患者の退院について、申立てや回付を受けたときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。地方保護観察委員会は、これらの通知により受け取った情報を全て、意見表明を行いたいという希望を出した被害者に提供する。地方保護観察委員会が情報を提供する相手には、明示的に意見表明を行いたいという希望を出した者のほか、すでに具体的な意見表明を行った者も含まれる。

第44条 情報

この条は第42条を受けるもので、地方保護観察委員会に、情報を受け取ることを希望した被害者に対し、犯罪者の退院時に条件が付されるか否か、付される場合の内容、制限指令が失効するときはその失効日及び他の適当と認める情報を提供することを義務付ける。

地方保護観察委員会のこうした義務の遂行のため、内務大臣は、「1983年精神保健法」の権限

に基づいて犯罪者を退院させることを検討するときは、地方保護観察委員会に通知しなければならない。また、退院の条件の変更や制限指令を失効させる場合の失効の日も通知しなければならない。精神保健審査会に対して申立てが行われる場合や審査会に回付される場合には、審査会は、患者の退院につき同様の点について地方保護観察委員会に通知しなければならない。

解釈

第45条 第35条から第44条までの規定の解釈

この条は、第35条から第44条までの各条において用いられる用語の解釈を定める。

北アイルランド

第46条 精神障害者による被害者

この条は、「2002年北アイルランド裁判法（Justice (Northern Ireland) Act 2002(c.26)）」を改正し、主務大臣が、北アイルランドにおいて精神障害者による犯罪の被害者となった者のために、精神障害者の処遇について意見表明を行い、又は、情報を受け取るための同様のスキームを創設するための規定である。

第3章 被害者等に関係する他の事項

議会コミッショナー

第47条 議会コミッショナーによる調査

第47条及び附則7は、「1967年議会コミッショナー法（Parliamentary Commissioner Act 1967(c.13)）」を改正する。この改正は、行政に関する議会コミッショナー（Parliamentary Commissioner for Administration）の権限を拡大し、次のことを調査し、報告することができるようにするものである。

- ①第32条に基づき発布された被害者実務要綱に基づく義務が守られていないという不服申立て
- ②第35条から第44条までの各条に基づく被害者

に対する義務が守られていないという不服申立て

不服申立ては、議会コミッショナーの既存の権限の範囲の行政不服申立て（complaints of maladministration）と同様に、下院議員を通じて、議会コミッショナーに提出される。議会コミッショナーは、この不服申立てについても、行政不服申立てに関して証拠を入手し、証人を調べる権限と同一の権限を有する。情報の機密保持についての規定も、行政不服申立ての場合と同様に適用される。

議会コミッショナーの権限の範囲から除外される事項については、実務要綱の違反及び第35条から第44条までの各条の違反についての不服申立てと、「1967年議会コミッショナー法」に基づく行政不服申立てとは、若干異なる。「1967年議会コミッショナー法」に基づく不服申立ての場合には、刑事捜査及び刑事手続に関する事項は、議会コミッショナーの権限の範囲から除外されているが、これは、実務要綱の違反及び第35条から第44条までの各条の違反についての不服申立ての場合には、議会コミッショナーの権限の範囲から除外されない。

議会コミッショナーが調査した結果は、不服申立てを仲介した議員及び不服申立てを行った者に通知される。この通知は、義務に違反した者に対し、状況を改善するためにすべきことを特定するものとなろう。ただし、この勧告の遵守を強制することはできない。^(注65)

被害者及び証人のためのコミッショナー（第48条—第53条）

第48条 被害者及び証人のためのコミッショナー

この条は、被害者及び証人のためのコミッショナーが、法務総裁及び大法官と協議の上で、主務大臣により任命されることを定める。コミッショナーが単独法人とされたことで、財産

を保有し、訴訟を提起し、及び職員を雇用することが可能となる。コミッショナーは、国王の官吏とはされないとされるが、それは、国王の官吏となることがコミッショナーの独立性と相容れないためである。

コミッショナーについての詳細な定めは、附則 8 にある。第 1 段は、コミッショナーが職務を遂行できない場合に、その職務を代行する副コミッショナーを、主務大臣が任命することを定める。第 2 段、第 5 段及び第 6 段は、コミッショナー及び副コミッショナーの任命の条件及び報酬について定め、第 10 段は、コミッショナー及び副コミッショナーが、下院議員又は北アイルランド議会議員を兼ねることができないことを定める。第 3 段及び第 4 段は、コミッショナーが、自らのスタッフを任命し、職務遂行の権限を与えることができることを定める。第 8 段及び第 9 段は、コミッショナーが、主務大臣の同意を得て年次計画を策定すること及び主務大臣への送付を義務付けられる年次報告書を作成することを定める。主務大臣は、この年次報告書を議会に提出し、公表する。

第49条 コミッショナーの一般的職務

コミッショナーの職務は、①被害者及び証人の利益を促進すること、②被害者及び証人の処遇における良好な慣行を奨励するために、コミッショナーが適切と判断する措置を採ること、③第 32 条に基づき発布される実務要綱を継続的に審査の対象とすることである。

こうした職務を行うにあたり、コミッショナーは、(i)実務要綱の改正についての主務大臣への提案、(ii)主務大臣に対する報告書の提出、(iii)調査の実施、(iv)コミッショナーの任務が関係する範囲の機関に対する勧告等を行う。コミッショナーが主務大臣に対して報告書を提出するときは、法務総裁及び大法官にも当該報告書を送付する。主務大臣は、コミッショナーから受

け取った当該報告書を議会に提出し、当該報告書が公表されるように手配しなければならない。

第50条 助言

コミッショナーは、国王の大臣に要請された場合には、犯罪及び反社会的行為の被害者及び証人に関する問題について、助言を与えなければならない。

コミッショナーの任務に関する範囲の機関は、被害者及び証人に提供する情報に関連して、コミッショナーに助言を提供するように求めることができる。

第51条 職務遂行上の規制

この条は、コミッショナーが、被害者又は証人を代理して職務を遂行することを禁止する。例えば、コミッショナーが、警察又は公訴局に対し、個別の犯罪に対する公訴を提起し、又は検討するよう要請することはできない。他方で、コミッショナーは、被害者及び証人に関する起訴政策、量刑政策又は他のより広い政策についてコメントすることを妨げられない。

第52条 「被害者」及び「証人」

この条は、第 48 条から第 51 条までの各条の目的上、「被害者」及び「証人」を定義する。この定義は、①警察に通報されていない犯罪の被害者、②容疑者が起訴され、又は有罪判決を受けていない場合の被害者、③実際に証拠を提出するように求められていない証人、④反社会的行為の被害者又は証人等も含むように定められた。その結果、コミッショナーは、犯罪又は反社会的行為を通報しないことを選択した被害者や、証言し、又は証拠を提出するために出頭しないことを選択した者の立場を考慮に入れることを妨げられないこととなった。

ただし、証人には、その犯罪の訴訟において

被告人である者又は今後被告人となることが予想される者は含まれない。

第53条 コミッショナーの任務が関係する範囲の機関

附則 9 は、コミッショナーの任務が関係する範囲の機関を列挙する。このリストには、刑事司法制度に利害関係を有する機関だけでなく、被害者及び証人に対して、より一般的な影響を及ぼす可能性のある機関も含まれている。主務大臣は、法務総裁及び大法官と協議の上で、命令によりこのリストを改正する権限を有する。この命令の制定の際は、第61条(4)項により、議会の承認を得ることが必要である。

情報の開示

第54条 情報の開示

被害者及び証人への対策が効果的に行われるためには、さまざまな機関により、情報が共有される必要がある。^(注66)しかし、特に定めがないときは、被害者又は加害者の情報が、その同意なしに共有されると、「1998年データ保護法(Data Protection Act 1998(c.29))」及び「欧州人権条約」に違反するおそれがある。そこで、この条は、データ保護法等の範囲で、情報共有が認められることを確認する。

この条は、情報が、①第32条に基づき発布される実務要綱に拘束される者、②地方保護観察委員会、③被害者及び証人のためのコミッショナー、④被害者及び証人のためのコミッショナーの任務が関係する範囲の機関に対し、(i)要綱の遵守、(ii)第35条から第44条までの規定に基づく義務の遵守及び(iii)被害者及び証人のためのコミッショナーの職務遂行の目的で、開示され得ることとした。

主務大臣は、法務総裁及び大法官と協議の上で、対象機関及び目的を拡大するよう、命令で、この法律を改正することができる。ただし、情

報が開示される対象機関は、公共的性格の職務を遂行する機関に限られ、情報が開示される目的は、犯罪又は反社会的行為の被害者、証人又はそれにより影響を受けた者の支援に関係するものに限られる。この命令の制定の際は、第61条(4)項により、議会の承認を得ることが必要である。

被害者問題諮問委員会

第55条 被害者問題諮問委員会

この条は、主務大臣に、犯罪及び反社会的行為の被害者及び証人に関する事項について、主務大臣が諮問できる被害者問題諮問委員会の委員を任命することを義務付ける。委員会は、特定の年に主務大臣から諮問を受けた場合には、年次報告書を作成しなければならない。主務大臣は、委員の任免につき、予め、法務総裁及び大法官と協議しなければならない。

この法律の制定以前に、被害者問題諮問委員会は、実態として、既に設置されていた。すなわち、内務大臣は、2002年3月に被害者問題諮問委員会を設置する意向を公表した。これに従い、被害者問題諮問委員会と称する、法律に基づかず、省庁に属しない諮問機関が設置され、2003年3月3日に初会合が開かれた。

その当時の委員会は、直接の被害経験者であるボランティアの非専門家委員、被害者及び証人に対して直接サービスを提供するための補助金を政府から受けているボランティア団体の代表、刑事司法機関の上級職員等が委員となっていた(任期3年)。委員長は、刑事司法大臣であり、憲法問題大臣及び訟務長官も出席している。

(7)項により、すでに設置されていた法律に基づかない被害者問題諮問委員会は、この条に基づき設置したものとして扱われる。

補助金

第56条 被害者、証人等を支援する補助金

この条は、主務大臣に、犯罪被害者、犯罪の証人及び他の犯罪により影響を受ける者に対して私的な支援を提供しようとする措置との関連で、主務大臣が適当と考える者又は団体に対し、補助金を交付する権限を与えるものである。この条は、主務大臣に、補助金交付にあたり条件を付することを認める。

現在、内務省は、被害者及び証人を支援するボランティア団体に対し、毎年、補助金を交付している。この条は、内務省が、被害者及び証人に対するプログラムに対し、現在及び将来に、補助金を交付することに法的根拠を与えるもので、省庁がボランティア団体に対して定期的に補助金を交付するときには、法律上の根拠が存するべきとする財務省の指針と一致するものである。

犯罪被害補償

第57条 犯罪者から支払われる犯罪被害補償の回収

この条は、「1995年犯罪被害補償法(Criminal Injuries Compensation Act 1995(c.53))」を改正し、第7A条、第7B条、第7C条及び第7D条を加える。第7A条は、主務大臣に対し、犯罪被害補償機関が、犯罪被害補償スキームに基づき被害者に支払った補償金の全部又は一部を、犯罪者から回収することを可能とする規則を制定する権限を与える。第7B条は、この規則に基づき決定された金額を請求される者は、回収通知を受けることを定める。第7C条は、ある金額が犯罪者から回収されるという決定及び犯罪者から回収されると決定した金額の妥当性を審査するための手続を定める。第7D条は、犯罪者から回収されると決定された金額は、国王への負債として回収されることを定める。また、同条は、ある金額を回収される者が主張できる抗弁及び出訴期限についても定める。

第4編 補足

第58条 改正及び廃止

この条に従って効力を有する附則10は、この法律の制定に伴う軽微かつ派生的な改正を行うものである。対象となる法律には、「1996年家族法」、刑事関連法(殺人関連犯罪が列挙される部分に、子どもを作為又は不作為により死に至らしめる犯罪を加える改正)、心神喪失関連法等がある。

第61条 命令

この条は、この法律に基づく命令を定める権限が、法規命令により行使されることを定め、この法律に基づく権限に適用されるべき手続についても定める。この法律に基づく命令は、目的毎に規定を定めること及び補足規定、付帯規定、留保規定又は経過規定を含むことを許容される。

第62条 適用範囲

この法律は、一般には、イングランドとウェールズのみにも適用される。第5条、第9条、第17条から第21条及び第56条並びに附則1は、北アイルランドにも適用される。第7条、第10条(2)項、第13条、第23条及び第46条は、北アイルランドのみにも適用される。

IV 今後の課題

冒頭で紹介したように、この法律は、「ドメスティック・バイオレンス関連法についてのここ30年間で最も抜本的な改正法」とであると評価されているが、それでも、長年指摘され続けているにもかかわらず、見直しが実現しなかった点はいくつか存在する。ここでは、この法律の制定によっても実現に至らなかった主な点につき紹介する。

(1) ドメスティック・バイオレンスの法律上の定義

現在、英国政府全体に適用される単一のドメスティック・バイオレンスの定義が存在^(注67)せず、かつ、警察は、殺人事件を除いては、被害者と加害者の関係を記録する義務を負っていないため、結果的に、警察から内務省に報告される犯罪の統計からは、ドメスティック・バイオレンス犯罪の実態を把握できない状態にある^(注68)。

こうした中で、多くのドメスティック・バイオレンス被害者支援団体が、この法律の中に、政府全体に適用される単一のドメスティック・バイオレンスの定義を定めることを求めてきた。その際、しばしば言及されるのが、暴力の中に、心理的暴力等を含み、暴力の対象を、子どもを含めた家族とする、「1995年ニュージーランド・ドメスティック・バイオレンス法 (the New Zealand Domestic Violence Act 1995)」におけるドメスティック・バイオレンスの定義である^(注69)。

これに対し、英国政府は、現在、政府全体に適用される統一的な定義を作成すべく協議中ではあるが、この法案にドメスティック・バイオレンスの定義が定められることは不可欠ではないと説明している^(注70)。さらに、定義を定めれば、かえって、時代の変化に適応できなくなるおそれがあるとも述べている^(注71)。

(2) 面会における子どもの保護の問題

多くの団体は、この法律が、面会における子どもの保護の問題について十分に扱っていないことを批判する^(注72)。この問題についての主な意見には、ドメスティック・バイオレンスが存在する場合には、加害者とは原則として面会させないとする規定を設けるべきとするものがある。

これに対し、政府は、親がドメスティック・

バイオレンスの加害者である場合に、事案ごとの考慮なしに、原則として面会させないすることは、子どもの利益になるとは思われない^(注73)、としている。

子どもの面会に関しては、子どもの取戻命令についての意見もある。子どもの取戻命令とは、子どもとの面会時等に子どもを誘拐した者に対し、親権を有する者が、裁判所に提起できるものであるが、この取戻命令が認められる前に、警察が、命令の請求者がドメスティック・バイオレンスの加害者登録をされていないかをチェックすることが保障されるべきであるとの意見がある^(注74)。

これに対し政府は、ドメスティック・バイオレンスの主張は、面会問題を解決するにあたり、裁判所によりすでに適切に考慮に入れられているとして、このような保障を不要であるとしている^(注75)。

(3) 移民問題

現在、英国においては、外国人配偶者が永住資格 (indefinite leave to remain) を申請するためには、2年間の仮期間 (probationary period) が必要である。外国人配偶者がその期間内にパートナーと別離すれば、永住資格の申請は認められない。

ただし、これについては、1999年以降、例外措置が設けられ、裁判所の決定又は同等の方法により、ドメスティック・バイオレンスのために、仮期間中に関係が終了したことを証明できる者については、永住資格の申請が認められている。2年間の仮期間にある外国人配偶者は、働くことはできるが、公的資金を受給することはできない状態にある。現在の滞在許可が終了しないうちに永住資格を申請する場合には、審理期間中は、現在の条件が継続するとされるため、ドメスティック・バイオレンスの被害者は、住居に入居したり、

社会保障を受けたりすることはできないことになる。

こうした中で、ドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人配偶者に対しては、審査期間中であっても、公的資金の受給資格がないことに例外を設けるべきとの意見が出されている。^(注76)

(4) 資金の問題

国家が資金を提供し、地方自治体が提供するドメスティック・バイオレンス支援サービス及び助言サービスが必要であるとする意見がある。また、シェルターにおける子どものドメスティック・バイオレンスへの対処に特化した資金が必要であるとの意見もある。さらに、虐待禁止命令を申請するために2,000ポンドが必要であることを不当であるとする意見や、被害者が警察に通報してから事件が終結するまでの間に、被害者に対し、法的助言を含めた支援サービスを提供するための資金が提供されるべきであるとの意見もある。^(注77)

(5) 刑事訴訟と民事訴訟の二重体制の問題^(注78)

この法律により、より多くのドメスティック・バイオレンス事件が、刑事訴訟の対象となったが、刑事裁判所は、民事命令(civil orders)の存在の確認を義務付けられておらず、被害者の住居や子どもの面接交渉についての問題を解決することを求められていない。さらに、刑事裁判所は、訴訟当事者ではない被害者の意見を考慮する必要もない。

これについては、Lomas v. Parle 判決^(注79)において、ソープ控訴院裁判官(Thorpe LJ)が、この法律の法案の審議の中で、刑事訴訟と民事訴訟の二重体制について見直し、裁判所間で情報を共有し、統合裁判所を設立すること等が考慮されることを期待する旨述べていたが、結局この法律においては、この問題が扱

われることはなかった。

(6) 殺人罪における挑発についての法制の問題
法律委員会は、2003年に、ドメスティック・バイオレンスの被害者が、加害者を殺害したときに、挑発の抗弁(defense of provocation)に頼ることができる範囲を拡大する一方で、ドメスティック・バイオレンスの加害者が、被害者を殺害したときに、挑発の抗弁^(注80)に頼ることができる範囲を狭めるように、殺人罪における挑発の扱いを変更する内容の協議書を公表し、これに対する被害者支援団体等からの意見も、多数寄せられた。^(注81)しかし、結局この法律においては、この問題が扱われることはなかった。

このように今後に残された課題もあるが、「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」は、総体としては、ドメスティック・バイオレンスの加害者が、身体拘束や処罰を免れにくくなるように警察及び裁判所の権限を強化し、加害者が厳罰に処されることを社会にアピールする点や、被害者保護について刑事司法機関の意識改革をもたらし得る点で、その実効性への期待が集まっている。今後、この法律が全面施行された後の運用実態についても、注目されるところである。

注

* インターネット情報は全て2007年11月30日現在である。

- (1) House of Lords, Hansard, col. 949, 15 December 2003.
- (2) 「第3部 英国の刑事司法におけるDV対策」警察政策研究センター『女性に対する暴力・家庭における暴力—英米の法執行マニュアルから—』平成12年4月, p.71.
- (3) この法律の制定以前の英国法制について、より詳

- しくは、次の文献参照。House of Commons Library, “The Domestic Violence, Crime and Victims Bill”, *Research Paper* 04/44, 9 June 2004, pp.17-21.; 増田 生成「英国の家庭内暴力政策(1)-(3)」『レファレンス』50巻12号, 2000.12、51巻 1 号, 2001.1、51巻 2 号, 2001. 2.; 「第 1 イギリスにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について」内閣府男女共同参画局『配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究』平成15年 4 月, pp.7-14.
- (4) 内閣府男女共同参画局前掲注(3), p.9. 英国における虐待禁止命令の有効期間は、通常 6 か月とされる。
- (5) 同上, p.9. 英国における占有命令には、次のような形態のものがある。(1)申請者が住宅に残留する権利を行使する、(2)申請者が住宅に入居、占有することを相手方に認めさせる、(3)相手方による住宅の占有を禁止、停止、制限する、(4)相手方を住宅から退去させる、(5)相手方に住宅から一定の地域内への立入りを禁止する。占有命令の有効期間は、住居の所有形態や当事者間の関係により異なる。
- (6) この法案に関連する政府報告書の全体像については、次の二点を参照。House of Commons Library, *op.cit.*(3), pp.21-24.; “*Explanatory Notes to Domestic Violence, Crime And Victims Act, 2004, Chapter 28*”, paragraphs 3-10.
- (7) Home Office, “Safety and Justice : the Government’s Proposals on Domestic Violence” (Cm 5847) .
- (8) Law Commission, “*Children: their non-accidental death or serious injury (criminal trials)*”, No.282, Sep.2003.; Law Commission, “*The Effective Prosecution of Multiple Offending*”. Report No.277, Oct.2002
- (9) 最新の施行状況は以下の命令を参照。The Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004 (Commencement No.9 and Transitional Provisions) Order 2007 (S.I. 2007/1845 (C.69))
- (10) 内閣府男女共同参画局 前掲注(3), p.10.
- (11) 人権団体である Liberty の意見。House of Commons Library, *op. cit.*(3), p.28
- (12) 弁護士団体である Solicitors Family Law Association の意見。 *Ibid.*, pp.28-29.
- (13) Claire Bessant, *Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004*, The Law Society, 2005, pp.4-5.
- (14) R v. Lane and Lane(1986), 82 Cr. App. R5.
- (15) Bessant, *op. cit.* (13), p.42.
- (16) House of Commons Library, *op. cit.* (3), p.57.
- (17) *Ibid.*
- (18) 配偶者が子どもを保護するための適切な措置を取り得なかった具体的な事件として、米国の事件(People v. Steinberg(1989)) 及び英国の事件 (R v. Emery and Hedman(1972)) があるとされる (Susan Edwards, “Legislation Commentary: More Protection for Victims of Domestic Violence? (The Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004)”, *The Denning Law Journal*, 2006, p.255)。もっとも、すでに英国で実際に第5条犯罪で起訴された女性の事件では、裁判官が、女性自身もドメスティック・バイオレンスの被害者であることを適切に認定した結果、拘禁刑以外の刑罰が科されたものがあるということである。(*Ibid.*, p.256)
- (19) Bessant, *op. cit.* (13), p.5.
- (20) 弁護士団体である Criminal Bar Association、人権団体である Justice 等による意見。House of Commons Library, *op. cit.* (3), pp.71-74.
- (21) *Ibid.*
- (22) L.W.Sherman and R.A. Berk, “The Specific Deterrent Effects of Arrest for Domestic Assault”, *American Sociological Review*, 49(2), 1984, pp. 261-272.
- (23) Edwards, *op. cit.* (18), pp.248-250.
- (24) [1998] 1 WLR 604.
- (25) Bessant, *op. cit.* (13), p.6
- (26) 犯罪被害者基金とは、2004年 4 月から、犯罪収益から没収した400万ポンドを原資として、犯罪被害者を支援するために運用されている基金である。奥村正雄「イギリスの犯罪被害者対策 「支援のための連携

に関する検討会」合同ヒアリング」2006.6.30 <<http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai3/data3/shiryo1.pdf>>, Criminal Justice System, “Rebuilding Lives, supporting victims of crime”, December 2005, p.11. <<http://www.cjsonline.gov.uk/downloads/application/pdf/Rebuilding%20Lives%20-%20supporting%20victims%20of%20crime.pdf>>

(27) Bessant, *op. cit.* (13), p.6. この追徴金は、2007年4月から徴収される予定であったが、コンピュータシステムの不備により、同年12月現在、まだ全面的な徴収は始まっていないようである。“‘Victim surcharge’ not collected”, *BBC News*, 2007.12.13.

(28) 1996年の被害者憲章については、次の文献参照。浜井浩一・横地環「連合王国における犯罪被害者施策」法務総合研究所『法務総合研究所研究部報告9 諸外国における犯罪被害者施策に関する研究』2000, pp.58-69.

(29) House of Commons Library, “The Domestic Violence, Crime and Victims Bill: Criminal Procedure and Victims”, *Research Paper* 04/43, pp. 34-36.

(30) 特に断りのない限り、この章の記述は、次の文献に拠る。*Op. cit.* (6), “*Explanatory Notes to Domestic Violence, Crime And Victims Act, 2004 Chapter 28*”.

(31) 1996 Family Law Act, section 62(3).

(32) 内閣府男女共同参画局、前掲注(3)、p.10.

(33) [1996] 22 EHRR 29.

(34) House of Lords, Hansard, col. 192, 2 Nov.2004.

(35) Home Office, “*Guidance for Domestic Homicide Reviews under the Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004*”, June 2006. <<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/cons-2006-domestic-homicide/cons-2006-domestic-homicide?view=Binary>>

(36) 以下のサイトを参照。

<<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/>

[cons-compensation-support-victim/victimscompensationconsulta1.pdf?view=Binary](http://www.homeoffice.gov.uk/documents/cons-compensation-support-victim/victimscompensationconsulta1.pdf?view=Binary)>

(37) 定額罰金通知 (fixed penalty notice) : 軽微な交通違反に加え、治安素行行為、環境犯罪、生徒の無断欠席 (対象は親権者)、騒音犯罪等を犯した者に対し、警察官が現場で又は連行先の警察署において発し、最高 (車輛放置) で200ポンドの罰金を科する制度。

交通違反に関しては「1988年交通違反者法」、治安素行行為に関しては「2001年刑事司法及び警察法」に基いて導入され、その後「2003年反社会行動法」、「2005年清潔な地域及び環境法」によってその他の分野にも適用範囲が拡大されている。

(38) Criminal Justice System, *Compensation & Support for Victims of Crime-Summary of Responses*, Dec. 2005. <http://www.homeoffice.gov.uk/documents/cons-compensation-support-victim/victims_summary.pdf?view=Binary>

(39) 精神病の疾患者に拘禁刑、罰金又は保護観察処分を科する代わりに、強制的な治療を命じる権限 (「入院命令 (hospital order) 」) を裁判所に与えた第37条の規定等に基づく命令をいう。

(40) compensation order. 2000年刑事裁判所権限法 (Power of Criminal Courts [Sentencing] Act 2000(c.6)) の第130条から第134条までにより、刑事事件を担当する裁判所は、有罪判決を受けた犯罪者に対して、犯罪によって生じた「傷害、損失、損傷」又は葬式等の死別の費用を償うため一定額 (5000ポンド以下) の被害者への支払いを命じることができる。この場合には、賠償命令は判決時に下される補助的的命令 (ancillary order) であって、罰の一部を構成しない。また、罰金と賠償の双方を支払うのが困難な時は、裁判所は賠償命令を優先させてよい。賠償命令は単純な事件にのみ適用され、損害額について紛糾が予想される事件においては、命令を発することは望ましくないとされる。また、被害者が犯罪者を民事訴訟で訴え、損害賠償を求めた場合には、損害賠償額から賠償命令額を減じた額及びそれまでに回収でき

- ていなかった賠償命令額の金額までを受け取ることができる。
- (41) The Penalties for Disorderly Behaviour (Amount of Penalty) (Amendment No.2) Order 2004 (S.I. 2004/2468) の附則を参照。
- (42) 定額罰金が科される交通違反に関しては、「1988年交通違反者法」附則 3 及び「2003年定額罰金（改正）命令」を参照。
- (43) multiple offending. 数多くの機会を通じて、詐欺で金銭を得ていたような場合や、ある期間にわたり、頻繁に、ある子どもを性的に虐待していたような場合、あるいは窃盗、詐欺に加え、ドラッグ販売、性犯罪、児童ポルノ、偽造等がこれに該当する。
- (44) Law Commission, *The Effective Prosecution of Multiple Offending: The Effective Prosecution of Multiple Offending*, g (Report No.277,), Oct. 20001.<<http://www.lawcom.gov.uk/docs/lc277.pdf>>
- (45) special verdict. 「1883年狂人の裁判法（Trial of Lunatics Act 1883(c.38)」第 2 条に依る。
- (46) 1843年の判例による「マクノートン・ルール」が始まりとされている。
- (47) Auld LJ, *Review of the Criminal Courts of England and Wales*, Oct. 2001.<<http://www.criminal-courts-review.org.uk/ccr-00.htm>>
- (48) 1964年法第 5 条(3)、1991年法附則 1 第 2 段(2)参照。
- (49) 1964年法の新しい附則 1A は、この法律の第24条第 2 項及び附則 2 によって挿入される。
- (50) 監督治療命令(旧)は、2 年以内の特定期間、ソーシャルワーカー又は保護監察官の監督下に置き、その全期間か一定期間、被告人に心神喪失の治療を受けさせることを命じるものであり、治療は在宅、入院のどちらも可能とされていた。
- (51) コミュニティ命令 (community order) を言いわたす刑。コミュニティ命令は、法律に量刑の定めのある犯罪を除く犯罪等について、裁判所が言いわたすことができる。「2000年刑事裁判所権限（量刑）法」第 4 章において 8 種類の規定があり、さらに2000年刑事司法及び裁判所業務法によって 3 種類のコミュニティ命令の名称が変更され、新たに2種類のコミュニティ命令が加えられた。
- 横山潔「イギリスにおける対児童犯罪・少年犯罪・性犯罪に対する最近の立法措置ーイギリス『2000年刑事司法及び裁判所業務法』による資格剥奪命令・コミュニティ命令・『1997年性犯罪者法』改正ー」『外国の立法』no.218, 2003.
- (52) intermittent custody. 「2003年刑事司法法」第12編第 3 章第183条から第186条までによって導入された制度。裁判所は、7 月以上 1 年以下の拘禁刑を科するにあたって、被告人が刑務所で過ごしななければならない日のほか、許可と条件付きで外出していい日を決める。刑務所で過ごしななければならない最短期間は14日、最長期間は犯罪 1 つにつき90日で、例えば週末だけを刑務所で過ごし、平日は仕事をするといったことも可能である。
- (53) custody plus. 「2003年刑事司法法」第12編第 3 章第181条から第182条までによって導入された制度。裁判所は、7 月以上 1 年以下の拘禁刑を科するにあたって、被告人の服役期間と、その後許可と条件付きで放免される期間を決める。服役の最短期間は 2 週間、最長期間は犯罪 1 つにつき13週間で、条件付放免期間は最短でも26週間である。
- (54) Home Office, “*The Code of Practice for Victims of Crime*”, Oct 19, 2005<<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/victims-code-of-practice?view=Binary>>
- (55) 設置は、「2000年刑事司法及び裁判所業務法」第 4 条、職務内容は、同法第 5 条参照。
- (56) 退院制限命令とは、強制入院命令に付され得る制限を定める命令である。詳細は、1983年精神保健法第 41条(1)項参照。
- (57) 1983年精神保健法第37条(4)項の規定に基づく強制入院命令と、同法第45A 条(3)項(a)号の規定に基づく強制入院指令は、共に、裁判所が、精神病質の犯罪者につき、拘禁する代わりに治療を受けさせることを目的として病院等で処遇するための規定である。両

者は、犯罪者が有罪判決を受けた犯罪の種類、罹患する精神病の種類等において異なる。

(58) 1983年精神保健法第4編参照。

(59) 強制入院命令等を受ける患者は、一定の要件の下で、精神保健審査会に申立てを行うことができる。

1983年精神保健法第69条、第70条、第75条等参照。

(60) 主務大臣は、裁量により、退院制限付の患者を精神保健審査会に回付することができる。「1983年精神保健法」第71条等参照。

(61) 前掲注(57)参照。

(62) 退院制限指令とは、強制入院指令に付され得る制限を定める指令である。詳細は、「1983年精神保健法」第45A条(3)項(b)号参照。

(63) 「1983年精神保健法」第47条(1)項の規定に基づく移送命令は、主務大臣が、拘禁刑に服している犯罪者について、精神病に罹患しているために、病院で処遇するべきであると判断する場合に出される。

(64) 制限指令とは、移送指令に付され得る制限を定める指令である。詳細は、「1983年精神保健法」第49条(2)項参照。

(65) Bessant, *op. cit.* (13), p.95.

(66) *Ibid.*, p.99.

(67) 内務省の定義、監査委員会の定義、公訴局の定義等がそれぞれに存在している。House of Commons Library, *op. cit.* (3), pp.10-11.

(68) *Ibid.*, p.11. 現在は、警察に報告されなかった犯罪、報告されたが正式記録されなかった犯罪を含む英国犯罪調査 (British Crime Survey) が、英国において「DVに関する最も信頼できる基本的調査」とされている。増田 前掲注(3), p.9.

(69) Woman's Aid, Woman's National Commissionなどの女性支援団体の意見。House of Commons Library, *op. cit.* (3), pp.41-42. 「1995年ニュージーランド・ドメスティック・バイオレンス法」の第3条に定義規定がある。

(70) House of Commons Library, *op. cit.* (3), p.42.

(71) *Ibid.*

(72) *Ibid.*, pp.42-43.

(73) *Ibid.*, p.43.

(74) *Ibid.*

(75) *Ibid.*

(76) Woman's Aidなどの女性支援団体の意見。*Ibid.* pp.44-45.

(77) *Ibid.*, p.45.

(78) Bessant, *op. cit.* (13), p.5.

(79) [2004] 1 WLR 1642.

(80) 女性団体の中には、「ドメスティック・バイオレンスは、挑発である」とし、ドメスティック・バイオレンス (挑発) の繰り返しによる絶望感から、被害者が加害者を殺害する事件を、挑発についての法制を工夫することで法的に保護するべきと主張する団体もある。Response from Justice for Women, Law Commission Consultation paper 173: Partial Defences to Murder, January 2004. <<http://www.jfw.org.uk/JFW%20Response%20to%20Law%20Commission%20Paper%20173.doc>>

(81) ニュージーランドの R v. Tepu 事件で、加害者は、被害者が加害者による暴行を通報しないとする約束を破ったことが挑発となったと抗弁し、それが容れられた結果、故殺罪 (manslaughter) に問われたのみで終わった。この事件は、加害者の挑発による防衛の成功例として知られる。Women's Resource Centre, Response to the Law Commission on the Partial Defences to Murder Consultation (No. 173), 16 January 2004. <<http://www.wrc.org.uk/downloads/Polycystuff/Law%20Commission.pdf>>

(82) Law Commission, "Partial Defences to Murder", Consultation paper 173, 31 October 2003.

(83) 書面で寄せられた意見は、全部で146件にのぼったとされる。Law Commission, "Partial Defences to Murder, Final Report", 6 August 2004, p.2. <<http://www.lawcom.gov.uk/docs/lc290.pdf>>

(なかがわかおり・行政法務課)

(おかひさけい・海外立法情報課)

2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法 (2004年法律第28号)

Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004 (2004 Chapter 28)

調査及び立法考査局英米法研究会*訳

【目 次】

第1編 ドメスティック・バイオレンス等

1996年家族法第4編の改正

- 第1条 虐待禁止命令違反の刑事犯罪化
- 第2条 当事者が同居人又は元同居人である場合の追加の審理
- 第3条 1996年法第4編の「同居人 (Co-habitants)」への同性カップルの包含
- 第4条 同居していないカップルへの1996年法第4編の適用拡大

子ども又は成年弱者を作為又は不作為により死に至らしめる行為

- 第5条 犯罪
- 第6条 証拠及び手続：イングランド及びウェールズ
- 第7条 証拠及び手続：北アイルランド
- 第8条 証拠及び手続：軍法会議

家庭内殺人調査

- 第9条 調査の開始及び運用

第2編 刑事司法

暴行、ハラスメント等

- 第10条 一般暴行罪を令状なしで逮捕可能な犯罪とすること
- 第11条 選択的評決に相当する一般暴行罪等
- 第12条 接近禁止命令：イングランド及びウェールズ
- 第13条 接近禁止命令：北アイルランド

追徴金

- 第14条 有罪判決に伴う追徴金
- 第15条 治安を紊乱する行動に対して現場で科する罰金最高額の増額
- 第16条 交通違反常習者に対するより高額の設定

額罰金

陪審による標本訴因のみの審理

- 第17条 訴追側による、一定の訴因についての陪審なしの審理の申立て
- 第18条 第17条の規定に基づく申立ての手続
- 第19条 第17条(2)項の規定に基づく命令の効果
- 第20条 裁判所規則
- 第21条 第17条から第20条までの規定の北アイルランドへの適用

訴答不適格及び心神喪失

- 第22条 訴答適格性決定のための手続（イングランド及びウェールズ）
- 第23条 審理適格性決定のための手続（北アイルランド）
- 第24条 心神喪失又は訴答不適格の事実認定における裁判所の権限等
- 第25条 心神喪失又は訴答不適格の事実認定において出される命令に対する上訴
- 第26条 軍法会議等

雑則

- 第27条 令状執行を授権された官吏の権限
- 第28条 令状執行のための開示命令
- 第29条 コミュニティ刑の違反における手続等
- 第30条 訴追側上訴
- 第31条 断続的拘置

第3編 被害者等

第1章 被害者に関する要綱

- 第32条 被害者のための実務要綱
- 第33条 手続
- 第34条 義務に従わなかった場合の効果

第2章 意見表明と情報

拘留・拘禁

第35条 意見を表明し、情報を受け取る被害者の権利

強制入院命令

第36条 被害者の権利：その準備手続

第37条 意見表明

第38条 情報

強制入院指令

第39条 被害者の権利：その準備手続

第40条 意見表明

第41条 情報

移送指令

第42条 被害者の権利：その準備手続

第43条 意見表明

第44条 情報

解釈

第45条 第35条から第44条までの規定の解釈

北アイルランド

第46条 精神障害者による被害者

第3章 被害者等に関係する他の事項

議会コミッショナー

第47条 議会コミッショナーによる調査

被害者及び証人のためのコミッショナー

第48条 被害者及び証人のためのコミッショナー

第49条 コミッショナーの一般的職務

第50条 助言

第51条 職務遂行上の規制

第52条 「被害者」及び「証人」

第53条 コミッショナーの任務が関係する範囲の機関

情報の開示

第54条 情報の開示

被害者問題諮問委員会

第55条 被害者問題諮問委員会

補助金

第56条 被害者、証人等を支援する補助金

犯罪被害補償

第57条 犯罪者から支払われる犯罪被害補償の

回収

第4編 補足

第58条 改正及び廃止

第59条 経過的一時的規定

第60条 施行期日

第61条 命令

第62条 適用範囲

第63条 略称

附則1 第17条から第20条までの規定の北アイルランドのための改正

附則2 心神喪失又は訴答不適格等の事実認定がなされたときの監督命令

附則3 訴訟継続不適格及び心神喪失：軍事裁判所等

附則4 令状執行を授権された官吏の権限

附則5 コミュニティ刑等の違反における手続等

附則6 断続的拘置

附則7 議会コミッショナーによる調査

附則8 被害者及び証人のためのコミッショナー

附則9 コミッショナーの任務が関係する範囲の機関

附則10 軽微かつ派生的改正

附則11 廃止

附則12 経過的一時的規定

以下の翻訳において [] は訳者による補足を示す。

第1編 ドメスティック・バイオレンス等 1996年家族法第4編の改正

第1条 虐待禁止命令違反の刑事犯罪化

1996年家族法 (Family Law Act 1996 (c.27))
第4編 (家族の自宅及びドメスティック・バイオレンス) 第42条の次に次の一条を加える。

「第42A条 虐待禁止命令違反罪

- (1) 合理的な理由なく虐待禁止命令により禁止されていることを行う者は、有罪とする。
- (2) 第45条 [一方当事者の申立による命令]^(注1)
(1)項の規定に基づく虐待禁止命令の場合には、その命令の存在を認識している時に関

与した行為に関してのみ、この条の規定に基づき有罪とされ得る。

- (3) いかなる行為に関連しても、この条の規定に基づき有罪判決を受けたときは、当該の行為は、裁判所侮辱としては処罰の対象とされない。
- (4) 裁判所侮辱として処罰されたいかなる行為についても、この条の規定に基づき有罪判決を受けることはない。
- (5) この条の規定に基づき有罪とされた者は、次の各号の規定に掲げるところに従い処罰される。
 - (a) 正式起訴に基づく有罪判決により、5年以下の拘禁刑若しくは罰金又はそれらの併科
 - (b) 陪審によらない有罪判決により、12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はそれらの併科
- (6) 制定法におけるこの編の規定に基づく訴訟又はこの編の規定に基づく命令についての言及は、この条の規定に基づく犯罪に関する訴訟又はこれらの訴訟における命令についての言及を含まない。「制定法 (enactment)」には、1978年解釈法 (Interpretation Act 1978(c.30)) にいう従位立法に含められる制定法を含む。」

第2条 当事者が同居人又は元同居人である場合の追加の審理

- (1) 1996年家族法第41条（同居人又は元同居人の関係の性格について審理する場合において、それらの者の婚姻によらない地位を考慮する裁判所の責務）は、削除する。
- (2) 同法第36条(6)項(e)号（同居人又は現在は権利を有しない元同居人に占有の権利を与えることの是非を審査する場合に当事者の関係の性格を考慮する裁判所の責務）中「関係 (relationship)」の後に「及び特に当事者の関係の

深さの程度」を加える。

第3条 1996年法第4編の「同居人 (Cohabitants)」への同性カップルの包含

1996年家族法第62条(1)項(a)号（同法第4編の目的のための「同居人 (cohabitant)」の定義）中「同居人」とは」の後の文言を「婚姻関係にないが、夫と妻として、又は（同性の者の場合には）それと同等の関係において、共に生活する2人の者；及び」に改める。

第4条 同居していないカップルへの1996年法第4編の適用拡大

1996年家族法第62条(3)項（同法第4編の目的のための「関係 (associated)」者の定義）中(e)号の次に次の一号を加える。

「(ea) それらの者が、相当な期間、相互に親密な個人的関係を有する場合又は過去に相当な期間、相互に親密な個人的関係を有していた場合」

子ども又は成年弱者を作為又は不作為により死に至らしめる行為

第5条 犯罪

- (1) 次の各号のすべてに該当する場合には、ある者（以下「D」という。）は、有罪とする。
 - (a) 子ども又は成年弱者（以下「V」という。）が、次に掲げるいずれの規定にも該当する者の不法行為の結果として死亡した場合
 - (i) Vと同じ世帯の一員であった者
 - (ii) Vと頻繁な接触があった者
 - (b) Dが当該の行為の時にこれらの「前号に掲げる」者であった場合
 - (c) 当該の時にこれらの者の不法行為によりVに重大な身体的傷害がもたらされる相当な危険があった場合
 - (d) DがVの死亡の原因となる行為をした

- 者である場合又は次に掲げるすべての規定に該当する場合
- (i) Dが(c)号に掲げる危険を知っていたとき又は知り得たとき
 - (ii) DがVを危険から保護するために採ることが妥当なこととして期待されていた措置を採らなかったとき
 - (iii) Dが予見した、又は予見し得た種類の状況において、当該の行為が行われたとき
- (2) 検察官は、適用条項が(1)項(d)号の第一の場合の規定であるか、第二の場合の規定 ((i)から(iii)までの規定) であるかを立証する必要はない。
- (3) DがVの母親又は父親ではなかった場合には、Dは、次の規定の定めるところに従う。
- (a) Dは、Vの死の原因となった行為の時に16歳未満であったときは、この条の規定に基づく犯罪により起訴されることはない。
 - (b) (1)項(d)号(ii)の目的のために、Dは、同規定に定める措置を採ることは、前号の年齢に達しないうちは、期待され得なかったものとする。
- (4) この条の目的のために、次の各号の規定の定めるところに従う。
- (a) 特定の世帯を、当該の世帯の一員であるとみなされることが妥当とされるほど頻繁に、かつ、長期間にわたり訪れている者は、当該の世帯で生活していない場合であっても、当該の世帯の「一員 (member)」とみなされる。
 - (b) Vが、時期により、異なった世帯で生活していた場合には、「Vと同じ世帯 (the same household as V)」とは、Vがその死の原因となった行為の時に生活していた世帯をいう。
- (5) この条の目的のために、「不法 (unlawful)」行為とは、次に掲げるいずれかの行為をいう。

- (a) 犯罪を構成する行為
 - (b) 次に掲げるいずれかの者の行為であるときを除き、犯罪を構成する行為
 - (i) 10歳未満の者
 - (ii) 責任無能力の抗弁に訴える資格を有する者
 (b)号の規定は、Dの行為には適用しない。
- (6) この条において、次に掲げる用語の意義は、当該規定に定めるところに従う。
- 「行為 (act)」は、一連の行為を含み、不作為をも含む。
- 「子ども (child)」とは、16歳未満の者をいう。
- 「重大な (serious)」傷害とは、1861年対人犯罪法 (Offences against the Person Act 1861(c.100)) の目的上、身体に対する重度の傷害にわたる傷害をいう。
- 「成年弱者 (vulnerable adult)」とは、16歳以上の者であって、暴力、虐待又はネグレクトから自分自身を守る能力が、身体的・精神的な能力障害若しくは疾病、高齢又は他[の要因]により、著しく損なわれている者をいう。
- (7) この条の規定に基づき有罪とされた者は、正式起訴に基づく有罪判決により、14年以下の拘禁若しくは罰金に処し、又はそれらを併科する。

第6条 証拠及び手続：イングランド及びウェールズ

- (1) (2)項から(4)項までの規定は、ある者（以下「被告人」という。）が同一の訴訟において、謀殺又は故殺の犯罪により、及び同じ死亡につき第5条の規定に基づく犯罪（「第5条犯罪 (the section 5 offence)」）により起訴されている場合に適用される。
- (2) 1994年刑事司法及び公秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994(c.33))

第35条(3)項の規定の定めるところに従い、裁判所又は陪審員は、第5条犯罪に関連して、被告人による証拠の提出の不履行又は質問に対する応答の拒否から妥当と見える推論結果を導き出すことが許される場合には、被告人が次に掲げるいずれかの犯罪で有罪であるか否かの判断を行うに当たり、推論によらなければ被告人について当該の犯罪につき、事件が成立しないときであっても、これらの推論結果を導き出すことができる。

- (a) 謀殺又は故殺
- (b) 謀殺又は故殺の犯罪事実に基づき、法律上有罪判決を受ける可能性のある他の犯罪
- (3) (被告人につき第5条犯罪が却下されない限り) 謀殺又は故殺の犯罪事実、1998年犯罪及び治安紊乱法 (Crime and Disorder Act 1998(c.37)) 附則3第2段の規定に基づき却下されない。
- (4) 被告人の事実審理において被告人につき謀殺又は故殺の犯罪事実について事件が成立するか否かの問題は、すべての立証の終了以前には(又は、それより前の時点で被告人が第5条犯罪で起訴されなくなったときは、「それより前の時点」以前には) 審理することができない。
- (5) 第5条の規定に基づく犯罪は、次に掲げる制定法の目的のため、殺人 (homicide) の罪とする。

1980年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980(c.43)) 第24条及び第25条 (正式起訴される犯罪についての青少年の正式事実審理の形態)

1998年犯罪及び治安紊乱法第51A条 (刑事裁判所への事件の移送：青少年)

2000年刑事裁判所権限 (量刑) 法 (Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000(c.6)) 第8条 (量刑のために少年裁判所に少年犯を付託する権限及び義務)

第7条 証拠及び手続：北アイルランド

(1) (2)項から(4)項までの規定は、ある者(以下「被告人」という。)が同一の訴訟において、謀殺又は故殺の犯罪により、及び同じ死亡につき第5条の規定に基づく犯罪(「第5条犯罪 (the section 5 offence)」)により起訴されている場合に適用される。

(2) 1988年犯罪証拠 (北アイルランド) 命令 (法規命令 S.I. 1988/1987 (N.I. 20)) 第4条(4)項の規定の定めるところに従い、裁判所又は陪審員は、第5条犯罪に関連して、被告人による証拠の提出の不履行又は質問に対する応答の拒否から妥当と見える推論結果を導き出すことが許される場合には、被告人が次に掲げるいずれかの犯罪で有罪であるか否かの判断を行うに当たり、推論によらなければ被告人について当該の犯罪につき、事件が成立しないときであっても、これらの推論結果を導き出すことができる。

- (a) 謀殺又は故殺
- (b) 謀殺又は故殺の犯罪事実に基づき、法律上有罪判決を受ける可能性のある他の犯罪
- (3) 治安判事裁判所が1981年治安判事裁判所 (北アイルランド) 命令 (Magistrates' Courts (Northern Ireland) Order 1981 (S.I. 1981/1675(N.I. 26))) 第37条の規定に基づき、被告人を謀殺又は故殺の犯罪事実につき、正式事実審理に付すべきか否かを審理する場合において、当該の被告人を第5条犯罪の正式事実審理に付する十分な証拠があるときは、当該の被告人を謀殺又は故殺の犯罪事実につき、正式事実審理に付する十分な証拠があるとみなす。

(4) 被告人の正式事実審理において、謀殺又は故殺の犯罪事実について事件が成立するか否かの問題は、すべての立証の終了以前には(又は、それより前の時点で被告人が第5条犯罪で起訴されなくなったときは、「それより前の

時点」以前には) 審理することができない。

- (5) 第5条の規定に基づく犯罪は、次に掲げる制定法の目的のため、殺人の罪とする。

1998年刑事司法(児童)(北アイルランド)命令(Criminal Justice (Children) (Northern Ireland) Order 1998 (S.I. 1998/1504 (N. I. 9))) 第17条(正式起訴される犯罪についての青少年の正式事実審理の形態)及び第32条(量刑のために少年裁判所に少年犯を付託する権限及び義務)

第8条 証拠及び手続：軍法会議

- (1) 第6条(1)項、(2)項及び(4)項の規定は、次項以下の適応措置を加えることにより軍法会議における訴訟に関連して効力を有する。
- (2) 謀殺若しくは故殺の犯罪又は第5条の規定に基づく犯罪に対する言及は、次の各号に掲げる法律に基づく犯罪に対する言及と読み替え、第6条で言及した犯罪は、(次の法律の意味に従い)それぞれ対応する法定犯とする。
- (a) 1955年軍隊法(Army Act 1955(3 & 4 Eliz. 2c. 18)) 第70条
- (b) 1955年空軍法(Air Force Act 1955(3 & 4 Eliz. 2c. 19)) 第70条
- (c) 1957年海軍規律法(Naval Discipline Act 1957(c.53)) 第42条
- (3) 裁判所又は陪審員に対する言及は、軍法会議に対する言及と読み替える。

家庭内殺人調査

第9条 調査の開始及び運用

- (1) この条において「家庭内殺人調査(Domestic homicide review)」とは、次に掲げる者による暴力、虐待又はネグレクトを原因とする、又は原因とすると見られる16歳以上の者の死をめぐる状況についての調査であって、その死から得られる教訓を明確にする目的で

行われるものをいう。

- (a) 当該の者が、関連を有する者又は一時的若しくは一定期間に親密な個人的関係にあった者
- (b) 当該の者と同じ世帯の一員
- (2) 主務大臣は、特定の事件について、(4)項に掲げる範囲において、特定の者又は団体に対し、家庭内殺人調査を開始し、又はそれに参加することを命じることができる。
- (3) 主務大臣がその調査の開始及び運用に関して発した指針を尊重することは、(その調査が(2)項の規定に基づく命令に従い行われるものか否かを問わず)家庭内殺人調査を開始し、又はこれに参加する(4)項に掲げる範囲における者又は団体の義務とする。
- (4) この項において、者及び団体とは、次に掲げるものをいう。
- (a) イングランド及びウェールズに関連しては、次のものをいう。

イングランド及びウェールズの諸警察管轄区の警察の長

地方自治体の所轄官庁

2000年刑事司法及び裁判所業務法(Criminal Justice and Court Services Act 2000(c.43)) 第4条の規定に基づき設置された地方保護観察委員会

1977年国民保健サービス法(National Health Service Act 1977(c.49)) 第8条の規定に基づき設置された戦略的保健本部(Strategic Health Authority)

同法第16A条の規定に基づき設置されたプライマリケア信託(Primary Care Trust)

同法第16BA条の規定に基づき設置された地方保健委員会(Local Health Board)

1990年国民保健サービス及びコミュニティケア法(National Health Service and Community Care Act 1990(c.19)) 第5条

- の規定に基づき設置された NHS 信託
- (b) 北アイルランドに関連しては—
北アイルランド警察長官
北アイルランド保護観察委員会
1972年保健及び人的社会サービス（北アイルランド）命令（Health and Personal Social Services (Northern Ireland) Order 1972(S.I. 1972/1265(N.I. 14)）第16条の規定に基づく保健社会サービス委員会
1991年保健及び人的社会サービス（北アイルランド）命令（Health and Personal Social Services (Northern Ireland) Order 1991(S.I. 1991/194(N.I. 1)）第10条の規定に基づき設置された保健及び社会サービス信託
- (5) (4)項(a)号において「地方自治体の所轄官庁(local authority)」とは、次のものをいう。
- (a) イングランドに関連しては、地区(district)の参事会(council)、カウンティ(county)、ロンドンの自治区(borough)、ロンドンのシティ(City)のコモン・カウンシル(Common Council)及びシリール諸島カウンシル
- (b) ウェールズに関連しては、カウンティ又はカウンティ・バラの参事会
- (6) 主務大臣は、命令により(4)項又は(5)項の規定を改正することができる。^(注2)

第2編 刑事司法 暴行、ハラスメント等

- 第10条 一般暴行罪を令状なしで逮捕可能な犯罪とすること**
- (1) 1984年警察及び刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act 1984(c.60))附則1A(令状なしで逮捕し得る特定犯罪)中第15段の前(ただし、「1988年刑事司法法(Criminal

Justice Act 1988)」の題名の後)に次の文言を加える。

「14A 一般暴行罪」

- (2) 1989年警察及び司法証拠(北アイルランド)命令(Police and Criminal Evidence (Northern Ireland) Order 1989 S.I. 1989/1341(N.I. 12))第26条(2)項(令状なしで逮捕し得る特定犯罪)中(m)号の次に次の一号を加える。

「(n) 1861年身体に対する罪に関する法律(Offences against the Person Act 1861(c.100))第42条の規定に基づく犯罪(一般暴行罪等)」

第11条 選択的評決に相当する一般暴行罪等

1967年犯罪法(Criminal Law Act 1967(c.58))第6条(犯罪の審理)中(3)項(正式起訴の公判に関する選択的評決)の次に次の二項を加える。

「(3A) 上記(3)項の目的上、1988年刑事司法法第40条(一般暴行罪の犯罪事実を正式起訴に加える権限等)の規定が適用される犯罪である場合には、犯罪を告発する犯罪事実の記載が正式起訴状になくても、犯罪は、公判廷の管轄権の内にあるものとする。

(3B) (3A)項の規定によって有罪とされた者は、治安判事裁判所が当該の者を担当することのできる態様でのみ、担当することができる。」

第12条 接近禁止命令：イングランド及びウェールズ

- (1) 1997年ハラスメント防止法(Protection from Harassment Act 1997(c.40))第5条(同法第2条又は第4条の規定に基づき有罪とされた被告人に接近禁止命令を発する権限)(1)項中「第2条又は第4条の規定に基づき」を削る。

(2) 同条(3)項の次に次の一項を加える。

「(3A) この条の規定に基づく訴訟手続において、検察側及び弁護側の双方は、追加証拠として、第3条の規定に基づく接近禁止命令のための訴訟手続において証拠能力を有することとなる証拠を提出することができる。」

(3) 同条(4)項の次に次の一項を加える。

「(4A) 当該命令において言及された者は、(4)項の規定に基づく申立ての審問において、意見を聴取される権利を有する。」

(4) 同条(6)項の次に次の一項を加える。

「(7) この条の規定に基づく犯罪につきある者を担当する裁判所は、追加命令によって係争中の命令を変更し、又は取り消すことができる。」

(5) 同条の次に次の一条を加える。

「第5A条 無罪判決に関する差止命令

(1) ある者（「被告人」）を無罪とした裁判所は、被告人によるハラスメントからある者を保護するために必要であると認める場合には、被告人に対し、記された行為を禁止する命令を発することができる。

(2) 第5条(3)項から(7)項までの規定は、同条の規定に基づく命令に適用されるよう、この条の規定に基づく命令に適用される。

(3) 控訴院が有罪判決に対する控訴を認容する場合には、この条の規定に基づき訴訟手続を進めるか否かを検討するために、刑事裁判所に事件を差し戻すことができる。

(4) 次の場合には、ある者を無罪とした裁判所に対する(1)項における言及は、当該裁判所に対するものとして読み替えるものとする。

(a) 刑事裁判所が有罪判決に対する控訴

を認容する場合

(b) 事件が(3)項の規定に基づき刑事裁判所に差し戻される場合

(5) この条の規定に基づく命令に従うものとされた者は、次に掲げる場合と同様に、当該命令に対する控訴権を有する。

(a) その者が、当該命令を発した裁判所で係争中の犯罪で有罪とされた場合

(b) 当該命令が第5条の規定に基づき発せられた場合」

第13条 接近禁止命令：北アイルランド

(1) 1997年ハラスメント防止(北アイルランド)命令(Protection from Harassment (Northern Ireland) Order 1997 S.I. 1997/1180 (N.I. 9)) 第7条(被告人が同命令第4条又は第6条の規定に基づき有罪とされた被告人に接近禁止命令を発する権限)(1)項中「第4条又は第6条の規定に基づき」を削る。

(2) 同条(3)項の次に次の一項を加える。

「(3A) この条の規定に基づく訴訟手続において、検察側及び弁護側の双方は、追加証拠として、第5条の規定に基づく差止命令のため訴訟手続において証拠能力を有することとなる証拠を提出することができる。」

(3) 同条(4)項の次に次の一項を加える。

「(4A) 当該命令において言及された者は、(4)項の規定に基づく申立ての審問において、意見を聴取される権利を有する。」

(4) 同条(6)項の次に次の一項を加える。

「(7) この条の規定に基づく犯罪につきある者を担当する裁判所は、追加命令によって係争中の命令を変更し、又は取り消すことができる。」

(5) 同条の次に次の一条を加える。

「第7A条 無罪判決に関する差止命令

(1) ある者（「被告人」）を無罪とした裁判

所は、被告人によるハラスメントからある者を保護するために必要があると認める場合には、被告人に対し、記された行為を禁止する命令を発することができる。

- (2) 第7条(3)項から(7)項までの規定は、同条の規定に基づく命令に適用されるように、この条の規定に基づく命令に適用される。
- (3) 控訴院が有罪判決に対する控訴を認容する場合には、この条の規定に基づき訴訟手続を進めるか否かを検討するために、刑事裁判所に事件を差し戻すことができる。
- (4) 次の場合には、ある者を無罪とした裁判所に対する(1)項における言及は、当該裁判所に対するものとして読み替えるものとする。
 - (a) カウンティ裁判所が有罪判決に対する控訴を認容する場合
 - (b) 事件が(3)項の規定に基づき刑事裁判所に差し戻される場合
- (5) この条の規定に基づく命令に従うものとされた者は、次に掲げる場合と同様に、当該命令に対する控訴権を有する。
 - (a) その者が、当該命令を発した裁判所で係争中に有罪とされた場合
 - (b) 当該命令が第7条の規定に基づき発せられた場合」

追徴金

第14条 有罪判決に伴う追徴金

- (1) 2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003(c.44)) 第12編第1章(刑の宣告手続についての一般的規定)中第161条の次に次の二条を加える。

「**追徴金**

161A 条 裁判所による追徴金支払を命じる義務

- (1) 一又はそれ以上の犯罪を犯した者を担当する裁判所は、((2)項及び(3)項の規定によって) その者に追徴金の支払いも命じなければならない。
- (2) (1)項の規定は、主務大臣が命令によって規定する場合には、適用されない。
- (3) 犯罪者を担当する裁判所が次のことを認める場合には、裁判所は追徴金を相応に(必要なときは無料まで) 減じなければならない。
 - (a) 賠償命令を発することが適正であること。
 - (b) 前号にかかわらず、その者が追徴金及び適正な賠償金双方を支払うだけの所得がないこと。
- (4) この条の目的上、裁判所は、次に掲げる場合には、当該の犯罪者を担当したことにならない。
 - (a) その者を完全に免責する場合
 - (b) 1983年精神保健法 (Mental Health Act 1983(c.20)) の規定に基づく命令を発する場合

第161B 条 追徴金の額

- (1) 第161A 条の規定に基づいて支払われる追徴金は、主務大臣が命令によって指定した額とする。
 - (2) この条の規定に基づく命令は、次に掲げる各号に従って追徴金額を規定することができる。
 - (a) 犯した犯罪
 - (b) 当該の犯罪者が受ける、他の取扱いの態様(罰金を科されるときは、その金額も含む)
 - (c) 犯罪者の年齢
- この規定は、第330条(3)項(異なる目的

のために異なる規定を定める権限等)の規定に定める権限を制限するものとして解釈してはならない。」

- (2) 同法第164条(罰金額の決定)中(4)項の次に次の一項を加える。

「(4A) (3)項の規定を適用するにあたって、裁判所は、犯罪者が双方を支払うだけの所得がない場合を除き、第161A条の規定に基づいて当該の者に支払いを命じる追徴金を考慮して、罰金の額を減じてはならない。」

- (3) 1970年処罰法附則9第1編(略式起訴における有罪判決による支払いが強制可能な場合)中第12段の次に次の段を加える。

「13 2003年刑事司法法第161A条の規定に基づいて、裁判所が追徴金の支払を命じる場合」

- (4) 2003年裁判所法(Courts Act 2003(c.39))附則5(罰金の徴収)第1段(1)項(附則の適用)中「罰金」の後に「又は2003年刑事司法法第161A条の規定に基づいて科される追徴金」を加える。

- (5) 主務大臣は、^(注3)命令によって、次に定めることを行うことができる。

(a) 2003年裁判所法附則5(罰金の徴収)又は附則6(無報酬労働による罰金の支払い)を改め、前掲(3)項及び(4)項の規定によって、追徴金にこれらの附則を適用する規定を定めること。

(b) 附則5又は附則6の全部若しくは一部について、追徴金に適用しないとする規定を定めること。

(c) いかなる制定法の規定に対しても、前掲(a)号又は(b)号の規定に基づく規定から派生した改正を行うこと。

第15条 治安を紊乱する行動に対して現場で科する罰金最高額の増額

- (1) 2001年刑事司法及び警察法(Criminal Justice and Police Act 2001(c.16))第1編第1章(治安を紊乱する行動に対して現場で科する罰金)中第3条を次項以下のとおり改める。

(2) (2)項(規定することのできる割合最高額)中、最後に「当該追徴金の半額を加える」を加える。

- (3) 前掲の項の次に次の一項を加える。

「(2A) 「当該追徴金(relevant surcharge)」とは、ある一定の年齢の者に関して、2003年刑事司法法第161A条の規定に基づく追徴金賦課の方法によって、犯罪の最高額の罰金を科された当該年齢の者により、支払われる額をいう。」

第16条 交通違反常習者に対するより高額の定額罰金

- (1) 1988年道路交通違反者法(The Road Traffic Offenders Act 1988(c.53))は、次項以下のとおり改正する。

- (2) 第53条(定額罰金の額)中(2)項の次に次の一項を加える。

「(3) 特に、イングランド及びウェールズに関して、(1)項(a)号の規定に基づいて定められた命令は、当該の違反が発生した日から起算して3年以前の間に、当該の者が次の各号のいずれか該当する違反を犯していた場合には、より高額な定額罰金を規定することができる。

(a) 運転資格を剥奪されていること。

(b) 当該の者が所持する免許証に違反点が記入されていること。」

- (3) 第84条(規則)(以下の追加後はこれを(1)項とする)の次に次の二項を加える。

「(2) 主務大臣は、次の各号のすべてに該当する場合には、規則により、定額罰金事務官が、該当差額の支払を要求する追加の通知(「追徴金通知」)を発することが

できる旨を規定することができる。

- (a) この法律の第75条の規定に基づいて、条件提示が発せられていること。
 - (b) 提示で明記された罰金額が、この法律の第53条(3)項の定めるところにより適用される上限額によって引き上げられた金額ではないこと。
 - (c) しかる後、その上限額が実際に適用されると認められること。
- (3) (2)項の規定に基づく規則は、次のことができる。
- (a) この法律のこの編が、当該規則が適用される場合において、指定された改正を受けて効力を有することを定めること。
 - (b) 追徴金通知に基づいて支払われるべき金額の、徴収及び強制のための規定を定めること。」

陪審による標本訴因のみの審理

第17条 訴追側による、一定の訴因についての陪審なしの審理の申立て

- (1) 訴追側は、刑事裁判所の裁判官に対し、正式起訴状に含まれる訴因の全てについてではないが一部についての審理は陪審なしで実施可能であることに基づいて、正式起訴状の審理を行うことを申し立てることができる。
- (2) (1)項に規定される申立てがなされ、かつ、裁判官が次の三項に定める三つの条件を満たしているとみなした場合には、当該裁判官は、正式起訴状に含まれる訴因の全てについてではないが一部についての審理が陪審なしで実施可能であることに基づいて、審理を行う命令を発することができる。
- (3) 第一の条件は、正式起訴状に含まれる訴因の数が、訴因の全てを含む陪審による審理を実際的でなくしていることを意味している可

能性が高いことである。

- (4) 第二の条件は、(2)項の規定に基づく命令が発せられた場合には、その結果として陪審の同席で審理されることとなる各訴因又は一群の訴因を、その結果として陪審なしで審理されることができるようになる訴因の標本とみなすことができることである。
- (5) 第三の条件は、(2)項の規定に基づき命令が発せられることが、司法の利益にかなっていることである。
- (6) (2)項の規定に基づく命令を発するか否かの決定に当たり、裁判官は、陪審による審理を容易にするために合理的に採ることができる措置について検討しなければならない。
- (7) ただし、ある措置が、被告が審理においてその措置が採られなかった場合よりも軽い判決を受ける可能性を生じさせる場合には、当該措置は合理的であるとみなされてはならない。
- (8) (2)項の規定に基づく命令は、陪審なしで審理できる訴因を特定しなければならない。
- (9) この条及び第18条から第20条までの規定の目的上、被告が各訴因に関し同一の者でない場合には、ある訴因は、他の訴因の標本とみなされてはならない。

第18条 第17条の規定に基づく申立ての手續

- (1) 第17条の規定に基づく申立ては、予備審問において裁定されなければならない。
- (2) 1987年法第7条(1)項及び1996年法第29条(2)項の規定は、そこに述べてある目的に、第17条の規定に基づく申立てを裁定する目的が含まれているものとして、効力を有する。
- (3) 1996年法第29条(1)項は、刑事裁判所の裁判官が当該規定に基づいて命令を発することができる根拠に、第17条の規定に基づく申立てを行なった根拠が含まれているものとして、効力を有する。

- (4) 第17条の規定に基づき申立てが裁定される予備審問の関係者には、申立てに関し意見表明を行う機会が与えられなければならない。
- (5) 1987年法第9条(1)項及び1996年法第35条(1)項の規定は、それらが、第17条の規定に基づく申立てについての裁判官の裁定についての控訴院に対する控訴をも規定しているものとして、効力を有する。
- (6) この条における、語の定義は次に定めるところに従う。

「予備審問 (preparatory hearing)」は、1987年法及び1996年法第3編の意味における予備審問をいう。

「1987年法 (the 1987 Act)」は、1987年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1987 (c.38)) をいう。

「1996年法 (the 1996 Act)」は、1996年刑事手続及び犯罪捜査法 (Criminal Procedure and Investigations Act 1996 (c.25)) をいう。

第19条 第17条(2)項の規定に基づく命令の効果

- (1) 第17条(2)項の規定に基づく命令の効果は、その命令に関連した訴訟手続の過程で、その訴訟手続において審理されるその他の訴因の標本であるとみなすことができる訴因について陪審により被告が有罪と決せられた場合には、その他の訴因については、その訴訟手続において、陪審なしで審理することができることである。
- (2) ある訴因の審理が、第17条(2)項の規定に基づく命令のために陪審なしで行われている場合には、裁判所は、裁判所の審理が陪審の同席で行われる場合に裁判所が持つ全ての権限、権能及び管轄権 (陪審によって裁定し、又は、事実認定が行われる必要のある問題の裁定の権限及び事実認定を下す権限を含む。) を持つ。

- (3) 文脈上別途要求される場合を除き、制定法中の陪審、陪審の評決又は陪審の事実認定は、第17条(2)項の規定に基づく命令のため陪審なしで行われる訴因の審理に関し、裁判所、裁判所の評決又は裁判所の事実認定と読み替える。
- (4) 第17条(2)項の規定に基づく命令のため陪審なしで訴因の審理が行われ、かつ、裁判所がその訴因に関し被告を有罪と決定する場合には、次のとおりとする。
 - (a) 裁判所は、有罪決定の時に有罪決定の理由を示した判決、又は有罪決定の後に可及的速やかに有罪決定の理由を示した判決を下さなければならない。
 - (b) 1968年刑事控訴法 (Criminal Appeal Act 1968 (c.19)) 第18条(2)項 (控訴の通知又は控訴の許可の申立ての通知が、有罪決定の日等から28日以内に行われること。) における有罪決定の日は、(a)号にいう判決の日と読み替える。
- (5) 第17条(2)項の規定に基づく命令が発せられた訴訟手続の場合において、陪審がある訴因に関し被告の有罪を決定する場合には、有罪の決定に対する控訴の期限については、訴訟手続の終了の日までは、1968年刑事控訴法の第18条(2)項の規定に基づく期限の算定を開始しない。
- (6) 上記(5)項の目的のための訴訟手続終了の日の決定にあたっては、訴訟手続のうち、判決言渡手続に関連する事項の取扱いを開始した後に行われた部分については、考慮しない。
- (7) この条又は第17条、第18条若しくは第20条の内容は、1964年刑事手続法 (心神喪失) (Criminal Procedure (Insanity) Act 1964 (c.84)) 第4A条の規定に基づく、当該の条にいう疑義、事実認定又は評決は、陪審によって裁定、決定又は答申されるべきであるという要件に影響を与えない。

第20条 裁判所規則

- (1) 裁判所規則は、第17条から19条までの目的上、規則制定権者が、必要又は適当と考える規定を定めることができる。
- (2) (1)項を制限することなく、裁判所規則は、特に、第17条の規定に基づく申立てが行われる期限又は第17条、第18条若しくは第19条に関連して行われなければならない他の事項の期限のための規定を定めることができる。
- (3) この条の内容は、裁判所規則を定める権限を与える制定法の一般原則に影響を与えない。

第21条 第17条から第20条までの規定の北アイルランドへの適用

- (1) 北アイルランドに対する適用に当たって、第17条から第20条までの規定は、附則1に示した改正に従うことを条件として効力を有する。
- (2) 第17条から第20条までの規定は、2000年テロリズム法 (Terrorism Act 2000 (c.11)) 第75条 (特定の犯罪における陪審なしの審理) の規定が適用される審理に関しては適用されない。

訴答不適格及び心神喪失

第22条 訴答適格性決定のための手続 (イングランド及びウェールズ)

- (1) 1964年刑事手続 (心神喪失) 法 (Criminal Procedure (Insanity) Act (c.84)) を、次項以下のとおり改正する。
- (2) 第4条 (訴答不適格の事実認定) (5)項 (陪審により決定される適格性の問題) 中、「陪審により」から末尾までの文言を「陪審なしの裁判により」に改める。
- (3) 同条 [1964年法第4条] (6)項中、「陪審」を「裁判所」に改める。

- (4) 第4A条(1)項 (告発の対象となる作為又は不作為を被告人が行ったことについての事実認定) 中、「陪審」を「裁判所」に改める。

- (5) 同条 [1964年法第4A条] (5)項を次のとおり改める。

「(5) 障害の問題が、被告人の罪状認否手続の後に判定された場合には、(2)項の規定に基づく判定は、被告人が審理されていた陪審によって下されるものとする。」

第23条 審理適格性決定のための手続 (北アイルランド)

- (1) 1986年精神保健 (北アイルランド) 命令 (Mental Health (Northern Ireland) Order 1986 S.I. 1986/595 (N.I. 4)) を、次項以下のとおり改正する。
- (2) 第49条 (訴答不適格の事実認定) (4)項 (陪審により決定されるべき適格性の問題) 中、「陪審により」から末尾までの文言を「陪審なしの裁判により」に改める。
- (3) 同条 [1986年命令第49条] (4A)項中、「陪審」を「裁判所」に改める。
- (4) 第49A条(1)項 (告発の対象となる作為又は不作為を被告人が行ったことについての事実認定) 中、「陪審」を「裁判所」に改める。
- (5) 同条 [1986年命令第49条] (5)項を次のとおり改める。

「(5) 審理適格性の問題が、被告人の罪状認否手続の後に判定された場合には、(2)項の規定に基づく判定は、被告人が審理されていた陪審によって下されるものとする。」

第24条 心神喪失又は訴答不適格の事実認定における裁判所の権限等

- (1) 1964年刑事手続 (心神喪失) 法 (Criminal Procedure (Insanity) Act 1964 (c.84)) 第5条を、次のとおり改める。

「第5条 心神喪失及び訴答不適格の理由により無罪とされた者を担当する裁判所の権限等

- (1) この条は、次に掲げるいずれかの場合に適用される。
- (a) 特別評決により、心神喪失の理由により被告人が無罪であると裁定される場合
- (b) 被告人が行為無能力状態にあること及び訴追の対象となる作為又は不作為を被告人が行ったことについて事実認定がなされた場合
- (2) 裁判所は、被告人に関して、次に掲げるいずれかの命令を出すものとする。
- (a) 強制入院命令（退院制限命令付き又は制限命令なし）
- (b) 監督命令
- (c) 無条件放免命令
- (3) 次に掲げるいずれをも満たす場合には、裁判所は、（この項以外に退院制限命令を発する権限を有しているかどうかにかかわらず）退院制限命令付き強制入院命令を発するものとする。
- (a) 特別評決又は事実認定に関係している犯罪が、法定刑が固定されている犯罪である場合
- (b) 裁判所が、強制入院命令を発する権限を有している場合
- (4) この条における、語の定義は次に定めるところに従う。
- 「強制入院命令 (hospital order)」とは、1983年精神保健法第37条において意味するものをいう。
- 「退院制限命令 (restriction order)」とは、同法 [1983年法] 第41条において意味するものをいう。
- 「監督命令 (supervision order)」とは、本法附表1A 第1編において意味する

ものをいう。

第5A条 第5条の規定に基づき又は第5条の定めるところにより発せられる命令

- (1) 上記第5条(2)項(a)号の規定により発せられる命令に関して、1983年精神保健法（以下「1983年法」という。）第37条（強制入院命令等）は、次に掲げる効力を有する。
- (a) (1)項における刑事裁判所において有罪とされた者への言及は、上記第5条が適用される事件への言及を含む。
- (b) 「拘禁刑により罰しうる」と「又は有罪判決となる」の間の文言を削る。
- (c) (4)項及び(5)項を、次のとおり改める。
- 「(4) この条の規定に基づきある者が病院に収容されることを要求する命令（「強制入院命令」）が出される場合には、その命令は、当該命令に従って当該者を収容するために指定された病院の管理者の職務となる。」
- (2) 第5条の規定が適用される場合において、裁判所が、同条(2)項において言及された措置をいずれも講じていないときは、次のとおりとする。
- (a) 1983年法第35条（被告人の精神状態について報告させるための病院への再拘留）は、(3)項(b)号の後の文言を削った上で効力を有する。
- (b) 1983年法第36条（被告人の治療のための病院への再拘留）は、(2)項における「(判決が法により固定されている犯罪以外の)」という文言を削った上で効力を有する。
- (c) 1983年法第35条及び第36条における被告人への言及は、この項の規定が適

- 用される事件の当事者を含むものとして解釈する。
- (d) 1983年法第38条（仮強制入院命令）の規定は、次に掲げるいずれの効力をも有する。
- (i) (1)項で刑事裁判所において有罪とされた者への言及は、第5条の規定が適用される事件への言及を含む。
- (ii) 「(法定刑が固定されている犯罪以外の)」という第5条(1)項の文言を削る。
- (3) この法律の定めるところにより、1983年法の規定に基づくいかなる命令の発出に関しても、1983年法における犯罪者への言及は、第5条が適用される事件の当事者への言及を含むものとして解釈され、かつ、犯罪への言及もそれに従い解釈される。
- (4) 次に掲げる事項をすべて満たす場合において、主務大臣は、責任を有する医事行政官と協議の後、裁判の対象となる者を適当に審査できることを確信したときは、その者を審理のため裁判所又は刑務所へ移送することができる。
- (a) 上記第5条(1)項(b)号の定めるところに従い、ある者が強制入院命令に従い拘束されていること。
- (b) 公判廷も退院制限命令を出しており、その命令が効力を失っていないこと。
- その者が裁判所又は刑務所に到着したときに、強制入院命令及び退院制限命令は、効力を失う。
- (5) この法律 [1964年法] の附則1A（監督命令）は、第5条(2)項(b)号の規定に基づく監督命令の発出に関する効力並びにそれらの命令の廃止及び改正に関する効力を有する。
- (6) 上記第5条(2)項(c)号の規定に基づく命令の発出に関して、2000年刑事裁判権限（量刑）法（無条件及び条件付保釈）第12条(1)項は、以下の効力を有する。
- (a) 裁判所により又は裁判所において、第12条(1)項で挙げられた犯罪について有罪とされた者への言及は、第5条が適用される事件への言及を含む。
- (b) 処罰を科することが適切でないとする、裁判所意見への言及は、無条件放免命令が、その事件にとって、すべての状況において最も適切であると考えることへの言及を含む。」
- (2) 1964年刑事手続（心神喪失）法（Criminal Procedure (Insanity) Act 1964(c.84)）附則2の前に、この法律の附則2に掲げる附則を加える。
- (3) 1968年刑事上訴法（Criminal Appeal Act 1968(c.19)）第6条（心神喪失の事実認定又は訴答不適格の事実認定の代替等）並びに第14条（訴答不適格の事実認定の代替等）(2)項及び(3)項を、次のとおり改める。
- 「(2) 控訴院は、被告人に関して次のいずれかの命令を発する。
- (a) 強制入院命令（退院制限命令付き又は制限命令なし）
- (b) 監督命令
- (c) 無条件放免命令
- (3) 次のいずれの場合にも、裁判所は、(この項以外に制限命令を発することができる権限を有しているかどうかにかかわらず) 退院制限命令付き強制入院命令を発する。
- (a) 上訴がなされている罪が、法により判決が固定されている犯罪である場合
- (b) 裁判所が、強制入院命令を発する権限を有している場合
- (4) 1964年刑事手続(心神喪失)法（以下

「1964年法」という。)第5A条は、1964年法第5条に関して適用されるのと同様に、この条に関しても適用される。

(5) 控訴院がこの条の定めるところにより、仮強制入院命令を発する場合には、次のとおりとする。

(a) 命令を更新し、又は終了させる権限及び命令の終了に関して上訴人を取り扱う権限は、控訴院によってではなく原審裁判所によって行使される。

(b) 原審裁判所は、1983年精神保健法第38条(7)項(逃亡する犯罪者)の目的上、当該命令を発した裁判所と同様に扱われる。

(6) 控訴院がこの条の定めるところにより監督命令を発した場合には、それを廃止し、又は改正するいかなる権限についても、原審裁判所によって発せられた命令として執行される。

(7) この条における、語の定義は次に定めるところに従う。

「強制入院命令(hospital order)」とは、1983年精神保健法第37条において意味するものをいう。

「仮強制入院命令(interim hospital order)」とは、同法第38条において意味するものをいう。

「退院制限命令(restriction order)」とは、同法第41条において意味するものをいう。

「監督命令(supervision order)」とは、1964年法附則1A第1編において意味するものをいう。」

(4) 1968年刑事上訴法(Criminal Appeal Act 1968(c.19))第14A条(心神喪失を理由とする無罪評決に対する上訴において、控訴院が無罪評決に置き換える場合において、病院への収容を命じる権限)は、削除する。

(5) 1991年刑事手続(心神喪失及び訴答不適格)法(Criminal Procedure (Insanity and Unfitness to Plead) Act 1991(c.25))第5条並びに附則1及び2は削除する。

第25条 心神喪失又は訴答不適格の事実認定において出される命令に対する上訴

1968年刑事上訴法第16条の次に次の二条を加える。

「心神喪失又は訴答不適格の事実認定において出される命令に対する上訴

第16A条 強制入院命令に対する上訴の権利等

(1) 事件の係争中に刑事裁判所が、次のいずれかの命令を発する場合には、[被告人]人は、控訴院に対して当該命令について上訴することができる。

(a) 1964年刑事手続(心神喪失)法第5条又は第5A条の規定による強制入院命令又は仮強制入院命令

(b) 同法第5条の規定に基づく監督命令

(2) この条の規定に基づく上訴は、次に掲げるいずれかの場合にのみ提訴できる。

(a) 控訴院の許可がある場合

(b) 公判廷の裁判官が、当該事件が上訴に適しているという証明書を授与する場合

第16B条 第16A条の規定に基づく上訴の処理

(1) この法律に基づく上訴において、原審裁判所が上訴人を取り扱った方法と異なる取扱いを上訴人が受けるべきであると認める場合には、控訴院は、次のいずれのとおりにも取り扱うことができる。

(a) 上訴の目的となる命令を取り消すこと。

- (b) 元の命令を置換え、変更し、又は補足することにより、その事件にとって適正であると認め、かつ、原審裁判所の権限で発することが可能な命令を発すること。
- (2) 1983年精神保健法に基づく仮強制入院命令に対する上訴が係争中であるという事実は、原審裁判所が命令を更新若しくは終了するための、又はその命令の終了において上訴人を取り扱うための権限に影響を与えない。
- (3) この条の定めるところにより、控訴院が仮強制入院命令を発する場合には、次の各号に従うものとする。
 - (a) 命令を更新し、若しくは終了するための、又はその命令の終了において上訴人を取り扱うための権限は、原審裁判所によって行使され、控訴院によっては行使されない。
 - (b) 原審裁判所は、1983年法第38条(7)項（犯罪者の逃亡）の目的上、当該命令を発した裁判所として扱われる。
- (4) 上訴が、1964年刑事手続（心神喪失）法第5条の規定に基づく監督命令に対して係争中であるという事実は、当該命令を無効にする原審裁判所の権限、又は当該命令を無効にし、若しくは改正する治安判事裁判所の権限に影響を与えない。
- (5) この条の規定によって控訴院が監督命令を発する場合には、その命令を無効にし又は改正する権限は、その命令が原審裁判所によって出されたものとして行使できるものとする。」

第26条 軍法会議等

附則3(訴訟継続不適格及び心神喪失：軍事裁判所等)は、効力を有する。

雑則

第27条 令状執行を授権された官吏の権限

- (1) 1980年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980 (c.43)) 第125B条の次に次の一条を加える。

「第125BA条 第125A条又は125B条の規定に基づき授権される者の権限

この法律の附則4Aは、罰金その他の命令を実施するための令状執行の目的のために125A条及び125B条の規定に基づき授権された者に対し権限を付与するものであり、効力を有するものとする。」

- (2) 上記の法律の附則4の次に、この法律の附則4において定められた附則を加える。

第28条 令状執行のための開示命令

- 1980年治安判事裁判所法第125C条の次に次の二条を加える。

「第125CA条 開示命令を発する権限

- (1) 治安判事裁判所は、この条が適用される令状執行の目的のために必要と判断する場合には、開示命令を発することができる。
- (2) この条は、有罪判決時に課され、又は設定された罰金その他の命令の執行に関連して治安判事により発行された逮捕、収監、拘禁及び差押えの令状に適用される。
- (3) 開示命令は、命じられた者に対して、裁判所のために指定された官吏に、令状に関連する人物について次に掲げる情報を与えることを要求する命令とする。
 - (a) 氏名、生年月日又は国民保険番号
 - (b) 住所（複数ある場合はいずれかの住所）
- (4) 開示命令は、令状を執行する権限のあ

る者の申請に基づいてのみ、発することができる。

- (5) この条は、この条が他の者に適用されるのと同様に国王に適用される。

第125CB条 開示命令に基づき与えられた情報の利用

- (1) 開示命令に基づき、又はこの項の規定に基づきある者に与えられる情報は、その者によって次の各号に掲げる者に与えることができる。

(a) その命令の申請者又は関連する令状を執行する資格のある者

(b) 上記125B条の目的上、令状について認定された法の執行機関の被用者又はその「執行機関である」者

(c) 裁判所事務官又は2003年裁判所法第2条(1)項の規定に基づき任命された他の者

- (2) 故意又は過失により次のいずれかのことを行う者は有罪とする。

(a) 上記(1)項の規定により許可される場合を除き、開示命令に基づき与えられた情報を開示すること。

(b) 令状執行を容易にする目的に関する場合を除き、与えられた情報を利用すること。

- (3) ただし、次に掲げるいずれかの場合には、(2)項の規定に基づいて有罪とされない。

(a) 制定法若しくは裁判所による命令に従い、又は裁判における何らかの手續の目的のために情報を開示する場合

(b) 既に合法的に公衆に対し開示されている情報を開示する場合

- (4) 上記(2)項の規定に基づく罪を犯した者は、次に掲げる罰金支払の義務を負う。

(a) 略式起訴による有罪判決において、

法定の上限額を越えない罰金

(b) 正式起訴による有罪判決においては、罰金

- (5) この条における「開示命令 (disclosure order)」とは、上記125CA条(3)項において意味するものを指す。」

第29条 コミュニティ刑の違反における手続等

附則5(コミュニティ刑等に従わない場合における手続)は効力を有する。

第30条 訴追側上訴

- (1) 2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003(c.44)) 第58条(13)項(「適用される時」の定義)中、「裁判官の[陪審への事件概要の説示]開始」を「裁判官が彼の[陪審への事件概要の説示]を開始する時」に改める。

- (2) 同法第58条(13)項の次に次の一項を加える。

「(14) (13)項における、裁判官が陪審への事件概要の説示を開始する時への言及は、第7編に基づく命令の発令がなければ、裁判官が陪審への事件概要の説示を開始するであろう時を含む。」

第31条 断続的拘置

附則6(断続的拘置)は効力を有する。

第3編 被害者等

第1章 被害者に関する要綱

第32条 被害者のための実務要綱

- (1) 主務大臣は、次の各号のいずれかに関係する職務を有すると認める者により提供される、犯罪行為の被害者に対するサービスに関して、実務要綱を発布しなければならない。

(a) 犯罪行為の被害者

(b) 刑事司法制度のあらゆる側面

- (2) 当該要綱は、条項の適用を次の事項に限定

することができる。

- (a) 被害者についての明記された記述
- (b) 明記された犯罪又は記述された行為の被害者
- (c) 主務大臣が、(1)項にいう種類の職務を有すると認める、明記された者又は者についての記述
- (3) 当該要綱は、被害者に提供されるべきサービスを、次に掲げる一又は複数の者に対して提供することを要求し、又は許容する条項を含むことができる。
 - (a) 被害者に代わる他の者（例えば被害者が死亡している場合）
 - (b) 被害者に加えた他の者
- (4) 当該要綱は、次に掲げる事項に応じた定めを含め、異なる目的のために、異なる条項を制定することができる。
 - (a) 被害者についての異なる記述
 - (b) 異なる職務又は異なって記述される職務を有する者
 - (c) 異なる地域
- (5) 当該要綱は、次の者に対して行為を命ずるものであってはならない。
 - (a) 司法資格に基づき職務を行う者
 - (b) 裁量の行使を伴う公訴局（Crown Prosecution Service）の一員としての職務を遂行する者
- (6) ある者がこの条の目的のために犯罪行為の被害者であるか否かを決定するに当たり、当該行為について何人も起訴されていないこと又は有罪判決を受けていないことは、重視されない。
- (7) この条においては、次のように定義する。

「犯罪行為（criminal conduct）」とは、犯罪を構成する行為をいう。

「明記された（specified）」とは、当該要綱に明記されたことをいう。

第33条 手続

- (1) (2)項から(7)項までの規定は、第32条の規定に基づいて発布されることを求められる実務要綱との関係で適用される。
- (2) 主務大臣は、当該要綱の草案を準備しなければならない。
- (3) 草案を準備する際、主務大臣は、法務総裁（Attorney General）及び大法官（Lord Chancellor）の助言を求めなければならない。
- (4) 草案準備の後、主務大臣は、次のことをしなければならない。
 - (a) 草案を公表すること。
 - (b) 草案に関する意見表明を行うことができる期間を明記すること。
- (5) 主務大臣は、次のことをしなければならない。
 - (a) 法務総裁及び大法官との協議の上で、草案に関する明記された期間が終了する前に、提出されたあらゆる意見表明を検討すること。
 - (b) 主務大臣が適切であると考える場合には、それらの意見表明を考慮して草案を修正すること。
- (6) 主務大臣は、(5)項の規定に従った処理を経て、当該要綱を議会に提出しなければならない。
- (7) 当該要綱を議会に提出した場合には、主務大臣は、^(注4)命令により指定する日に当該要綱を施行しなければならない。
- (8) 主務大臣は、時宜に応じて、この条の下で前に施行された要綱を改正することができ、(2)項から(7)項までの規定は、最初に要綱を準備したときと同様に、改正された要綱にも適用される。
- (9) 主務大臣は、提案された改正が次のいずれかの結果をもたらさないと認める場合に限り、(8)項の規定に基づき要綱を改正すること

ができる。

- (a) 当該要綱に基づき提供されるサービスの質及び範囲の顕著な削減
- (b) 当該要綱に基づきサービスを提供される者についての記述の顕著な制限

第34条 義務に従わなかった場合の効果

- (1) 第32条の規定に基づき発布された要綱により課された義務に従わなかった者は、その義務に従わなかったこと自体により、刑事訴訟又は民事訴訟上の責任を負わない。
- (2) ただし、当該要綱は刑事訴訟又は民事訴訟における証拠として採用することができる。また、裁判所は、訴訟においてある問題に判断を下す際に、当該要綱に従わなかったことを考慮に入れることができる。

第2章 意見表明と情報

拘留・拘禁

第35条 意見を表明し、情報を受け取る被害者の権利

- (1) この条は、次の各号のいずれにも該当するときに適用される。
 - (a) 裁判所が性犯罪又は暴力犯罪を行う者（以下「犯罪者 (offender)」という。）に有罪判決を下すとき
 - (b) その犯罪について、その者に関連の量刑が科されるとき
- (2) ただし、犯罪者に関し強制入院指令及び退院制限指令が出されている場合には、(この条に代わり) 第39条の規定が適用される。
- (3) 量刑が科される地域の地方保護観察委員会は、犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のことを希望するか否かを確認するために、あらゆる合理的な手段を採らなければならない。
 - (a) (4)項に明記される事項について意見表明

を行うこと。

- (b) (5)項に明記される情報を受け取ること。
- (4) 事項とは、次のものをいう。
 - (a) 放免される場合には、犯罪者に許可条件又は監督要件が付されるか否か
 - (b) 許可条件又は監督要件が付される場合には、その内容
- (5) 情報とは、放免されるに当たり、犯罪者が服するあらゆる許可条件又は監督要件についての情報をいう。
- (6) ある者の希望が(3)項の規定に基づいて確認されており、その者が、同項にいう地方保護観察委員会又は(4)項に明記される事項について関係する地方保護観察委員会に対して意見表明を行うときは、関係する地方保護観察委員会は、事項について判断する責任がある者に対し、その意見を回付しなければならない。
- (7) (3)項の規定に基づき地方保護観察委員会が、その者が(5)項に明記される情報を受け取することを希望すると確認する場合には、関係する地方保護観察委員会は、次のことのために、あらゆる合理的な手段を採らなければならない。
 - (a) 犯罪者を放免する場合には、何らかの許可条件又は監督要件が付されるか否かを、その者に通知すること。
 - (b) 許可条件又は監督要件が付される場合には、被害者又はその家族との接触に関する許可条件又は監督要件の詳細を、その者に提供すること。
 - (c) 関係する地方保護観察委員会が、事件のあらゆる状況から、適当と認める他の情報を、その者に提供すること。
- (8) 関係する地方保護観察委員会とは、次のものをいう。
 - (a) 犯罪者が、放免以降、地方保護観察委員会の職員による監督の下に置かれる場合には、その地方保護観察委員会

- (b) 他の場合には、犯罪者が拘禁されている刑務所又は他の施設が位置する地域の地方保護観察委員会

強制入院命令

第36条 被害者の権利：その準備手続

- (1) この条は、(2)項及び(3)項に定める条件を満たすときに適用される。
- (2) 第一の条件とは、性犯罪又は暴力犯罪により起訴された者（以下「患者 (patient)」という。）につき、次の各号のいずれかが該当することである。
- (a) 患者が、その犯罪により、有罪判決を受けるとき
- (b) 心神喪失を理由として、患者が有罪ではないとする評決が下されるとき
- (c) 次のいずれについても事実認定がなされるとき
- (i) 1964年刑事手続（心神喪失）法（Criminal Procedure (Insanity) Act 1964(c. 84)）第4条の規定に基づき、患者が行為無能力の状態であること。
- (ii) 同法の第4A条の規定に基づき、患者が犯罪として起訴された作為又は不作為をなしたこと。
- (3) 第二の条件とは、犯罪につき患者を担当する裁判所により、その者に対し、退院制限命令^(注5)付き強制入院命令^(注6)が出されていることである。
- (4) (2)項(a)号、(b)号又は(c)号にいう決定がなされる地域の地方保護観察委員会は、犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のことを希望するか否かを確認するために、あらゆる合理的な手段を採らなければならない。
- (a) (5)項に明記される事項について意見表明を行うこと。

- (b) (6)項に明記される情報を受け取ること。
- (5) 事項とは、次のものをいう。
- (a) 病院から退院させる場合には、患者に条件が付されるか否か
- (b) 条件が付される場合には、その内容
- (6) 情報とは、病院から退院するに当たり、患者が服するあらゆる条件についての情報をいう。

第37条 意見表明

- (1) この条は、第36条の規定が適用される場合に適用される。
- (2) 次の各号のいずれにも該当する場合には、関係する地方保護観察委員会は、事項について判断する責任がある者に対し、意見を回付しなければならない。
- (a) ある者が、第36条(4)項にいう地方保護観察委員会又は関係する地方保護観察委員会に対し、第36条(5)項に明記される事項について意見表明を行う場合
- (b) 関係する地方保護観察委員会が、その者を犯罪被害者であると認める場合又は犯罪被害者の代理人であると認める場合
- (3) (2)項における義務は、患者に関して付される退院制限命令が効力を有する期間についてのみ課される。
- (4) 主務大臣は、次のことを検討する場合には、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
- (a) 患者に対し、1983年精神保健法（Mental Health Act 1983(c.20)）第42条(1)項^(注7)（退院制限解除指令）の規定に基づき、指令を発すること。
- (b) 患者を、同法第42条(2)項^(注8)の規定に基づき、無条件で又は条件を付して退院させること。
- (c) 患者を条件付で退院させた場合に、条件を変更すること。

(5) 精神保健審査会は、次の場合には、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。

(a) 1983年精神保健法第69条^(注9)、第70条又は第75条^(注11)（退院制限付の患者に関する申立て）の規定に基づき、患者が、精神保健審査会に対して申立てを行う場合

(b) 同法第71条^(注12)（退院制限付の患者の回付）の規定に基づき、主務大臣が、患者の事件を審査会に回付する場合

(6) (7)項の規定は、次の各号のいずれにも該当するときに適用される。

(a) 関係する地方保護観察委員会が、(4)項又は(5)項の規定に基づき情報を受け取るとき

(b) 関係する地方保護観察委員会が犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のいずれかを満たすとき

(i) その者の希望が第36条(4)項の規定に基づき確認される場合において、第36条(5)項に明記される事項について意見表明をしたいと表明するとき

(ii) その事項についての意見表明を、関係する地方保護観察委員会又は第36条(4)項にいう地方保護観察委員会に対して既に行っているとき

(7) 関係する地方保護観察委員会は、その者に対して情報を提供しなければならない。

(8) 関係する地方保護観察委員会とは、次のものをいう。

(a) 患者を特定の地域に居住するとの条件付で退院させる場合には、その地域の地方保護観察委員会

(b) 他の場合には、患者が拘禁されている病院が位置する地域の地方保護観察委員会

第38条 情報

(1) この条は、第36条の規定が適用されるとき

に適用される。

(2) 関係する地方保護観察委員会が、犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のいずれかを満たす場合には、(3)項の規定を適用する。

(a) その者の希望が第36条(4)項の規定に基づき確認されるときに、第36条(6)項に明記される情報を受け取りたいと表明する場合

(b) 関係する地方保護観察委員会に情報を受け取りたいと後に通知する場合

(3) 関係する地方保護観察委員会は、次のことのためにあらゆる合理的な手段を採らなければならない。

(a) 患者を退院させる場合には、何らかの条件が付されるか否かを、その者に通知すること。

(b) 条件が付される場合には、被害者又はその家族との接触に関する条件の詳細を、その者に提供すること。

(c) 患者について退院制限命令が失効する場合には、失効の日を、その者に通知すること。

(d) 委員会が、事件のあらゆる状況から、適当と認める他の情報を、その者に提供すること。

(4) 主務大臣は、次のことを、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。

(a) 患者を退院させるか否か

(b) 患者を退院させる場合には、無条件か条件付か

(c) 患者を条件付で退院させる場合には、その内容

(d) 患者を条件付で退院させる場合には、次の事項

(i) 主務大臣による条件の変更

(ii) 1983年精神保健法第42条(3)項^(注13)の規定に基づく再入院

(e) 退院制限命令が主務大臣の行為により失

効する場合には、その退院制限命令が失効する日

- (5) 次の場合には、(4)項の規定に代えて、(6)項及び(7)項の規定が適用される。
- (a) 1983年精神保健法第69条、第70条又は第75条^(注16)（退院制限付の患者に関する申立て）の規定に基づき、患者が、精神保健審査会^(注14)に対して申立てを行う場合^(注15)
- (b) 同法第71条^(注17)（退院制限付の患者の回付）の規定に基づき、主務大臣が、患者の事件を精神保健審査会に回付する場合
- (6) 精神保健審査会は、次の事項を、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
- (a) (4)項(a)号から(c)号までに明記される事項
- (b) 患者を条件付で退院させる場合には、精神保健審査会による条件の変更
- (c) 退院制限命令が精神保健審査会の行為により失効する場合には、その退院制限命令が失効する日
- (7) 主務大臣は、関係する地方保護観察委員会に対し、(4)項(d)号及び(e)号に明記される事項につき通知しなければならない。
- (8) (3)項から(7)項までに定める義務は、退院制限命令が効力を有する期間についてのみ課される。
- (9) 関係する地方保護観察委員会とは、第37条(8)項に定めるものをいう。

強制入院指令

第39条 被害者の権利：その準備手続

- (1) この条の規定は、次の各号のすべてに該当するときに適用される。
- (a) ある者（以下「犯罪者（offender）」という。）が、性犯罪又は暴力犯罪により、有罪判決を受けるとき
- (b) その犯罪について、その者に関連の量刑^(注18)

が科されるとき

- (c) 犯罪につきその者を担当する裁判所により、その者に関して強制入院指令^(注19)及び退院制限指令^(注20)が下されるとき
- (2) 強制入院指令が出される地域の地方保護観察委員会は、犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のことを希望するか否かを確認するために、あらゆる合理的な手段を採らなければならない。
- (a) (3)項に明記される事項について意見表明を行うこと。
- (b) (4)項に明記される情報を受け取ること。
- (3) 事項とは、次のものをいう。
- (a) 病院から退院させる場合には、犯罪者に条件が付されるか否か及び付されるときの内容
- (b) 病院から放免される場合には、犯罪者に許可条件又は監督要件が付されるか否か及び付されるときの内容
- (c) 犯罪者が病院に移されなければ拘禁されるであろう刑務所又は他の機関に移送される場合において、その刑務所又は他の機関から放免されるときに、犯罪者に許可条件又は監督要件が付されるか否か及び付されるときの内容
- (4) 情報とは、次のものをいう。
- (a) 退院させる場合に犯罪者が服するあらゆる条件についての情報
- (b) 放免される場合に犯罪者が服するあらゆる許可条件又は監督要件についての情報

第40条 意見表明

- (1) この条は、第39条の規定が適用される場合に適用される。
- (2) 次の各号のいずれにも該当する場合には、関係する地方保護観察委員会は、事項について判断する責任がある者に対し、意見を回付

しなければならない。

- (a) ある者が、第39条(2)項にいう地方保護観察委員会又は関係する地方保護観察委員会に対し、第39条(3)項に明記される事項について意見表明を行う場合
 - (b) 関係する地方保護観察委員会が、その者を犯罪被害者であると認める場合又は犯罪被害者の代理人であると認める場合
- (3) 意見表明が、第39条(3)項(a)号に明記される事項について行われる場合には、(2)項における義務は、犯罪者に関して付される退院制限指令が効力を有する期間についてのみ課される。
- (4) 主務大臣は、次のことを検討する場合には、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
- (a) 犯罪者に対し、1983年精神保健法第42条^(注21)(1)項(退院制限解除指令)の規定に基づき、指令を発すること。
 - (b) 犯罪者を、同法第42条^(注22)(2)項の規定に基づき、無条件で又は条件を付して退院させること。
 - (c) 犯罪者を条件付で退院させた場合において、条件を変更すること。
- (5) 精神保健審査会は、次の場合には、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
- (a) 1983年精神保健法第69条^(注23)、第70条又は第75条^(注25)(退院制限付の患者に関する申立て)の規定に基づき、犯罪者が、精神保健審査会に対して申立てを行う場合
 - (b) 同法第71条^(注26)(退院制限付の患者の回付)の規定に基づき、主務大臣が、犯罪者の事件を精神保健審査会に回付する場合
- (6) (7)項の規定は、次の各号のいずれにも該当するときに適用される。
- (a) 関係する地方保護観察委員会が、(4)項又は(5)項の規定に基づき情報を受け取るとき

(b) 関係する地方保護観察委員会が犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のいずれかを満たすとき

- (i) その者の希望が第39条(2)項の規定に基づき確認される場合において、第39条(3)項(a)号に明記される事項について意見表明をしたいと表明するとき
 - (ii) その事項についての意見表明を、関係する地方保護観察委員会又は第39条(2)項にいう地方保護観察委員会に対して既に行っているとき
- (7) 関係する地方保護観察委員会は、その者に対して情報を提供しなければならない。
- (8) 関係する地方保護観察委員会とは、次のものをいう。
- (a) 犯罪者を特定の地域に居住するとの条件付で病院から退院させる場合には、その地域の地方保護観察委員会
 - (b) 犯罪者が、放免以降、地方保護観察委員会の職員による監督の下に置かれる場合には、その地方保護観察委員会
 - (c) 他の場合には、犯罪者が拘禁されている病院、刑務所又は他の施設が位置する地域の地方保護観察委員会

第41条 情報

- (1) この条は、第39条の規定が適用されるときに適用される。
- (2) 関係する地方保護観察委員会が、犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のいずれかを満たす場合には、(3)項の規定を適用する。
- (a) その者の希望が第39条(2)項の規定に基づき確認されるときに、第39条(4)項に明記される情報を受け取りたいと表明する場合
 - (b) 関係する地方保護観察委員会に情報を受け取りたいと後に通知する場合

- (3) 関係する地方保護観察委員会は、次のことのためにあらゆる合理的な手段を採らなければならない。
- (a) 犯罪者を退院させる場合には、何らかの条件が付されるか否かを、その者に通知すること。
- (b) 条件が付される場合には、被害者又はその家族との接触に関する条件の詳細を、その者に提供すること。
- (c) 犯罪者についての退院制限指令が失効する場合には、失効の日を、その者に通知すること。
- (d) 犯罪者が放免される場合には、許可条件又は監督要件が付されるか否かを、その者に通知すること。
- (e) 許可条件又は監督要件が付される場合には、被害者又はその家族との接触に関する許可条件又は監督要件の詳細を、その者に提供すること。
- (f) 委員会が、事件のあらゆる状況から、適当と認める他の情報を、その者に提供すること。
- (4) 主務大臣は、次のことを、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
- (a) 犯罪者を退院させるか否か
- (b) 犯罪者を退院させる場合には、無条件か条件付か
- (c) 犯罪者を条件付で退院させる場合には、その内容
- (d) 犯罪者を条件付で退院させる場合には、次の事項
- (i) 主務大臣による条件の変更
- (ii) 1983年精神保健法第42条^(注27)(3)項の規定に基づく再入院
- (e) 退院制限指令が主務大臣の行為により失効する場合には、その退院制限指令が失効する日
- (5) 次の場合には、(4)項の規定に代えて、(6)項

及び(7)項の規定が適用される。

- (a) 1983年精神保健法第69条^(注28)、第70条又は第75条^(注30)（退院制限付の患者に関する申立て）の規定に基づき、犯罪者が、精神保健審査会に対して申立てを行う場合
- (b) 同法第71条^(注31)（退院制限付の患者の回付）の規定に基づき、主務大臣が、犯罪者の事件を精神保健審査会に回付する場合
- (6) 精神保健審査会は、次の事項を、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
- (a) (4)項(a)号から(c)号までに明記される事項
- (b) 犯罪者を条件付で退院させる場合には、精神保健審査会による条件の変更
- (c) 退院制限指令が精神保健審査会の行為により失効する場合には、その退院制限指令が失効する日
- (7) 主務大臣は、関係する地方保護観察委員会に対し、(4)項(d)号及び(e)号に明記される事項につき通知しなければならない。
- (8) (3)項(a)号から(c)号まで及び(4)項から(7)項までに定める義務は、退院制限指令が効力を有する期間についてのみ課される。
- (9) 関係する地方保護観察委員会は、第40条(8)項に定めるものをいう。

移送指令

第42条 被害者の権利：その準備手続

- (1) この条の規定は、次の各号のすべてに該当するときに適用される。
- (a) ある者（以下「犯罪者（offender）」という。）が、性犯罪又は暴力犯罪により、有罪判決を受けるとき
- (b) その犯罪について、その者に関連の量刑が科されるとき
- (c) 犯罪者が刑に服する間に、主務大臣により、その者に関して移送指令及び制限指令^(注32)^(注33)

が下されるとき

- (2) 移送指令に明記された病院が位置する地域の地方保護観察委員会は、犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のことを希望するか否かを確認するために、あらゆる手段を採らなければならない。
 - (a) (3)項に明記される事項について意見表明を行うこと。
 - (b) (4)項に明記される情報を受け取ること。
- (3) 事項とは、次のものをいう。
 - (a) 病院から退院させる場合には、犯罪者に条件が付されるか否か。
 - (b) 条件が付される場合には、その内容
- (4) 情報とは、病院から退院させるに当たり、犯罪者が服するあらゆる条件についての情報をいう。

第43条 意見表明

- (1) この条は、第42条の規定が適用される場合に適用される。
- (2) 次の各号のいずれにも該当する場合には、関係する地方保護観察委員会は、事項について判断する責任がある者に対し、意見を回付しなければならない。
 - (a) ある者が、第42条(2)項^(注34)にいう地方保護観察委員会又は関係する地方保護観察委員会^(注35)に対し、第42条(3)項に明記される事項について意見表明を行う場合
 - (b) 関係する地方保護観察委員会が、その者を犯罪被害者であると認める場合又は犯罪被害者の代理人であると認める場合
- (3) (2)項における義務は、犯罪者に関して付される制限指令が効力を有する期間についてのみ課される。
- (4) 主務大臣は、次のことを検討する場合には、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。

- (a) 犯罪者に対し、1983年精神保健法第42条(1)項^(注36)（退院制限解除指令）の規定に基づき、指令を発すること。
 - (b) 犯罪者を、同法第42条(2)項の規定に基づき、無条件で又は条件を付して退院させること。
 - (c) 犯罪者を条件付で退院させた場合において、条件を変更すること。
- (5) 精神保健審査会は、次の場合には、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
 - (a) 1983年精神保健法第69条^(注37)、第70条又は第75条^(注38)（退院制限付の患者に関する申立て）の規定に基づき、犯罪者が、精神保健審査会^(注39)に対して申立てを行う場合
 - (b) 同法第71条^(注40)（退院制限付の患者の回付）の規定に基づき、主務大臣が、犯罪者の事件を精神保健審査会に回付する場合
 - (6) (7)項の規定は、次の各号のいずれにも該当するときに適用される。
 - (a) 関係する地方保護観察委員会が、(4)項又は(5)項の規定に基づき情報を受け取るとき
 - (b) 関係する地方保護観察委員会が犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のいずれかを満たすとき
 - (i) その者の希望が第42条(2)項の規定に基づき確認される場合において、第42条(3)項に明記される事項について意見表明をしたいと表明するとき
 - (ii) その事項についての意見表明を、関係する地方保護観察委員会又は第42条(2)項にいう地方保護観察委員会に対して既に行っているとき
 - (7) 関係する地方保護観察委員会は、その者に対して情報を提供しなければならない。
 - (8) 関係する地方保護観察委員会とは、次のものをいう。

- (a) 犯罪者を特定の地域に居住するとの条件付で退院させる場合には、その地域の地方保護観察委員会
- (b) 他の場合には、犯罪者が拘禁されている病院が位置する地域の地方保護観察委員会

第44条 情報

- (1) この条は、第42条の規定が適用されるときに適用される。
- (2) 関係する地方保護観察委員会が、犯罪被害者であると認める者又は犯罪被害者の代理人であると認める者が、次のいずれかを満たす場合には、(3)項の規定を適用する。
 - (a) その者の希望が第42条(2)項の規定に基づき確認されるときに、第42条(4)項に明記される情報を受け取りたいと表明する場合
 - (b) 関係する地方保護観察委員会に情報を受け取りたいと後に通知する場合
- (3) 関係する地方保護観察委員会は、次のことのためにあらゆる合理的な手段を採らなければならない。
 - (a) 犯罪者を退院させる場合に何らかの条件が付されるか否かを、その者に通知すること。
 - (b) 条件が付される場合には、被害者又はその家族との接触に関する条件の詳細を、その者に提供すること。
 - (c) 犯罪者についての制限指令が失効する場合には、失効の日を、その者に通知すること。
 - (d) 委員会が、事件のあらゆる状況から、適当と認める他の情報を、その者に提供すること。
- (4) 主務大臣は、次のことを、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
 - (a) 犯罪者を退院させるか否か
 - (b) 犯罪者を退院させる場合には、無条件か条件付か

- (c) 犯罪者を条件付で退院させる場合には、その内容
- (d) 犯罪者を条件付で退院させる場合には、次の事項
 - (i) 主務大臣による条件の変更
 - (ii) 1983年精神保健法第42条(3)項の規定^(注41)に基づく再入院
- (e) 制限指令が主務大臣の行為により失効する場合には、その制限指令が失効する日
- (5) 次の場合には、(4)項の規定に代えて、(6)項及び(7)項の規定が適用される。
 - (a) 1983年精神保健法第69条、第70条又は第75条^(注42)（退院制限付の患者に関する申立て）^(注43)の規定に基づき、犯罪者が精神保健審査会に対して申立てを行う場合
 - (b) 同法第71条^(注45)（退院制限付の患者の回付）の規定に基づき、主務大臣が、犯罪者の事件を精神保健審査会に回付する場合
- (6) 精神保健審査会は、次の事項を、関係する地方保護観察委員会に通知しなければならない。
 - (a) (4)項(a)号から(c)号までに明記される事項
 - (b) 犯罪者を条件付で退院させる場合には、精神保健審査会による条件の変更
 - (c) 制限指令が精神保健審査会の行為により失効する場合には、その制限指令が失効する日
- (7) 主務大臣は、関係する地方保護観察委員会に対し、(4)項(d)号及び(e)号に明記される事項につき通知しなければならない。
- (8) (3)項から(7)項までに定める義務は、制限指令が効力を有する期間についてのみ課される。
- (9) 関係する地方保護観察委員会は、第43条(8)項に定めるものをいう。

解釈

第45条 第35条から第44条までの解釈

- (1) 第35条から第44条までの各条における文言は、次のように解釈する。

「裁判所(court)」には、軍法会議又は軍法控訴会議を含まない。

「強制入院指令(hospital direction)」とは、1983年精神保健法第45A条(3)項(a)号において付与された意味を有する。

「強制入院命令(hospital order)」とは、同法第37条(4)項において付与された意味を有する。

「許可条件(licence condition)」とは、許可における条件を意味する。

「退院制限指令(limitation direction)」とは、1983年精神保健法第45A条(3)項(b)号において付与された意味を有する。

「地方保護観察委員会(local probation board)」とは、2000年刑事司法及び裁判所業務法第4条の規定に基づいて設立された地方保護観察委員会をいう。

「関連の量刑(relevant sentence)」とは、次のいずれかを意味する。

- (a) 12月以上の拘禁刑
- (b) 女王陛下の意向が続く限りの拘禁刑^(注46)
- (c) 2000年刑事裁判所(量刑)権限法(Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000(c.6))第91条(特定重大犯罪により有罪判決を受けた18歳未満の犯罪者)の規定に基づく12月以上の拘禁刑
- (d) 12月以上の拘禁・訓練命令

「制限指令(restriction direction)」は、1983年精神保健法第49条(2)項において付与された意味を有する。

「退院制限命令(restriction order)」は、同法第41条(1)項において付与された意味を有

する。

「監督要件(supervision requirements)」とは、2000年刑事裁判所(量刑)権限法第103条(6)項の規定に基づく通達に明記された要件をいう。

「移送指令(transfer direction)」とは、1983年精神保健法第47条(1)項において付与された意味を有する。

- (2) 第35条から第44条までの各条の目的上、犯罪とは、次の各号のいずれかに該当する性犯罪又は暴力犯罪をいう。

(a) 2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003(c.44))の附則15に明記される殺人又は犯罪

(b) 2003年性犯罪法(Sexual Offences Act 2003(c.42))第2編の通知要件に患者又は犯罪者が服する犯罪

(c) 2000年刑事司法及び裁判所業務法第2編における意味での対児童犯罪

北アイルランド

第46条 精神障害者による被害者

- (1) 2002年北アイルランド裁判法(Justice (Northern Ireland) Act 2002(c.26))を、次のように改正する。

- (2) 第69条(一時的放免についての注意事項)の次に次の二条を加える。

「第69A条 精神障害者の退院及び外出許可に関する情報

- (1) 主務大臣は、(2)項の規定に該当する者が、関係する決定がなされた者に関して、次に掲げる事項についての情報を入手できるようにすることを、主務大臣に要求するスキームを作成しなければならない。

(a) 病院からの退院

(b) 病院からの外出許可の付与

- (2) (1)項において言及された者とは、決定が

なされた犯罪の被害者であって、情報を受け取りたいと希望する者をいう。

(3) 関係する決定は、次の場合に、その者について行われる。

(a) 犯罪につきその者を担当する裁判所により、退院制限命令付の強制入院命令が出される場合

(b) 犯罪者が犯罪につき拘禁刑に服する間に移送指令及び制限指令が出される場合

(4) 主務大臣は、時宜に応じて、新しいスキームを作成し、又は、スキームを変更することができる。

(5) スキームの下で入手可能とされる情報は、関係する決定が行われた者に関して、次のいずれかの場合において服することになる関係する条件についての情報を含まなければならない。

(a) 病院からの退院

(b) その者への病院からの外出許可の付与

(6) (5)項の目的上、条件が関係するとされるのは、主務大臣が、その条件が、決定がなされた犯罪の被害者に影響を与えると認める場合とする。

(7) スキームは、主務大臣に対し、主務大臣が関係する決定がなされた犯罪の被害者であると認める者が、(8)項に明記される事項について意見表明をしたいか否かを確認するためのあらゆる合理的な手段を採ることを求めることができる。

(8) 事項とは、次のものをいう。

(a) 決定がなされた者について、病院から退院させる場合又は病院からの外出許可を付与する場合に、条件を付すか否か

(b) 条件を付す場合に、その内容

(9) (7)項において言及される事項を含むスキームは、意見表明の方法についても明記しなければならない。

(10) スキームは、関係する決定がなされた者

の退院又は外出許可の付与に関する他の情報についても、そのスキームの下で入手可能とされることを求めることができる。

(11) スキームが明記する記述に該当する場合又は主務大臣が適当と考える場合には、他の情報には、関係する決定がなされた者が退院する予定日又は病院からの外出許可を付与される予定日を含むことができる。

(12) 第68条(5)項から(8)項までの規定は、その条の規定に基づき作成されるスキームに関連して適用されるのと同様に、この条の下で作成されるスキームに関連して適用される。

(13) スキームは、関係する決定がなされた者の記述に応じて、異なる規定を設けることができる。

第69B条 外出許可についての注意事項

(1) 関係する決定がなされた犯罪の被害者である者が、(2)項に該当する意見表明を主務大臣に対して行う場合には、主務大臣は(3)項に明記される義務を負う。

(2) 意見表明は、決定がなされた者に対する外出許可の付与が、次の者に対する安全を脅かすか又は次の者の福祉に悪影響を与える効果をもたらすという趣旨のものである場合には、この項に該当するものとする。

(a) 決定がなされた犯罪の実際の被害者

(b) (第69A条(12)項の規定により適用される)第68条(5)項の規定による犯罪被害者として、第69A条の規定に基づくスキームの対象とされる者

(3) 主務大臣は、次の各号に定めることをしなければならない。

(a) 付与された外出許可に同意を与えるべきか否かの決定において、意見表明を尊重すること。

(b) 被害者にその決定を知らせること。

(4) 第69A条(3)項(関係する決定)の規定は、この条の目的のために適用する。」

(3) 第70条(補足)(3)項の次に次の四項を加える。

「(4) 第68条及び第69条における北アイルランドにおいて拘禁刑に服する者への言及は、移送指令及び制限指令に従って病院に収容される者を含む。

(5) (4)項及び第69A条(3)項においては、次のとおりとする。

「制限指令(restriction direction)」は、1986年北アイルランド精神保健命令第55条(2)項における意味を有する。

「移送指令(transfer direction)」は、同命令第53条(2)項における意味を有する。

(6) 第69A条(3)項において、次のとおりとする。

「強制入院命令」とは、1986年北アイルランド精神保健命令第44条(1)項における意味を有する。

「退院制限命令」とは、同命令第47条(1)項における意味を有する。

「拘禁刑」とは、同命令第53条(5)項における意味を有する。

(7) 第69A条、第69B条において、「外出許可」とは、1986年北アイルランド精神保健命令第15条における外出許可の意味を有する。」

(4) 第90条(5)項(法規規則)(b)号中「第68条」の後に「又は第69A条」を加える。

第3章 被害者等に関係する他の事項 議会コミッショナー

第47条 議会コミッショナーによる調査

附則7(1967年議会コミッショナー法(Parliamentary Commissioner Act 1967(c.13))の改正)は効力を有する。

被害者及び証人のためのコミッショナー

第48条 被害者及び証人のためのコミッショナー

(1) 主務大臣は、被害者及び証人のためのコミッショナー(この編において「コミッショナー」という。)を任命しなければならない。

(2) 主務大臣は、コミッショナーの任命に先立ち、任命される者について法務総裁及び大法官と協議しなければならない。

(3) コミッショナーは、単独法人とする。

(4) コミッショナーは、次の者とはみなされない。

(a) 国王の官吏又は代理人

(b) 国王の地位、免責特権又は特権に預かる者

(5) コミッショナーの資産は、国王の資産とはみなされず、国王に代わって保有されるものでもない。

(6) 附則8(コミッショナーに関連する詳細規定)は効力を有する。

第49条 コミッショナーの一般的職務

(1) コミッショナーは、次に掲げる行為を行わなければならない。

(a) 被害者及び証人の利益を促進すること。

(b) 被害者及び証人の処遇における良好な慣行を奨励するために、コミッショナーが適当と判断する措置を採ること。

(c) 第32条の規定に基づき発布された実務要綱の運用を、継続的に審査の対象とすること。

(2) (1)項の規定に基づく責務の遂行に関連する目的のため、コミッショナーは次に掲げる行為を行うことができる。

(a) (主務大臣の要請を受け、又は、コミッショナー自身の発案により) 実務要綱の改

- 正について主務大臣に提案すること。
- (b) 主務大臣に報告書を提出すること。
- (c) コミッショナーの任務が関係する範囲の機関に対して勧告を行うこと。
- (d) 調査の実行を開始し、若しくは準備すること又は（財政その他の面で）それを支援すること。
- (e) 適当と判断する者と協議すること。
- (3) コミッショナーが(2)項(b)号の規定に基づき主務大臣に報告書を提出する場合には、次の各号のことが行われなければならない。
 - (a) コミッショナーが、法務総裁及び大法官に当該報告書を一部送付すること。
 - (b) 主務大臣が、議会に当該報告書を一部提出し、報告書が公表されるよう手配すること。

第50条 助言

- (1) コミッショナーは、国王の大臣に要請された場合には、次の各号のいずれにも該当する事項に関連して、その大臣に助言を与えなければならない。
 - (a) その大臣により特定された事項
 - (b) 被害者又は証人に関連する事項
- (2) コミッショナーは、その任務が関係する範囲の機関により、又はその機関に代わって要請された場合には、その機関により又はその機関に代わって被害者又は証人に提供され、又は提供される予定の情報に関連して、その機関に助言を与えなければならない。
- (3) この条において、「国王の大臣(Minister of the Crown)」には、国家財政委員会を含む。

第51条 職務遂行上の規制

- コミッショナーは、次の事項に関連して職務を遂行してはならない。
- (a) 特定の被害者又は証人
 - (b) 特定の訴訟の提起又は遂行

- (c) 司法資格に基づき職務を行う者により、又はその者の指示を受け、若しくはその者に代わり行う作為又は不作為

第52条 「被害者」及び「証人」

- (1) この条は、第48条から第51条までの各条の目的のために適用される。
- (2) 「被害者 (victim)」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (a) 犯罪被害者
 - (b) 反社会的行為の被害者
- (3) (2)項(a)号の目的上、次のことは重視されない。
 - (a) 当該の犯罪について告訴が行われていないこと。
 - (b) 当該の犯罪により、何人も起訴されていないこと又は有罪判決を受けていないこと。
- (4) 「証人 (witness)」とは、次の各号のいずれかに該当する（被告人以外の）者をいう。
 - (a) 関係する訴訟において、証拠を提出するために召喚され得るような行為又は証拠を提出するために召喚されている行為を目撃した者
 - (b) 関係する訴訟において、証拠として採用され得る物件又は証拠として採用された物件を、提出することができる者又は既に提出した者
 - (c) （関係する訴訟において証拠として採用されるか否かにかかわらず）(5)項にいう物件を提出することができる者又は既に提出した者
- (5) (4)項(c)号にいう物件とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (a) 関係する訴訟において採用され得る、既に採用された、又は採用されることもあり得た証拠を、裏づけるために有効と思われる、既に有効であった、又は有効であった

かもしれないもの。

- (b) 関係する訴訟において他の者により行われた証言の中で示されるかもしれない、既に示された、又は示されたかもしれないもの。
- (c) 関係する訴訟の過程において、反対尋問の根拠として採用されるかもしれない、既に採用された、又は採用されたかもしれないもの。
- (6) (4)項の目的上、次のとおり規定する。
 - (a) ある者が、刑事訴訟においてある犯罪について、起訴されるかもしれない、既に起訴された、若しくは起訴されることがあり得た場合又は有罪判決を受けるかもしれない、既に受けた、又は受けることがあり得た場合、その者は当該訴訟との関連で被告人とされる。
 - (b) ある者が、その他の関係する訴訟において発せられた命令の対象者であるかもしれない、既に対象者である、又は対象者であり得た場合、その者は当該の訴訟との関連で被告人とされる。
- (7) (4)項から(6)項までにおける「関係する訴訟 (relevant proceedings)」とは、次の意味を有する。
 - (a) 刑事訴訟
 - (b) 反社会的行為に関連する他の種類の訴訟
- (8) この条の目的上、次のとおり規定する。
 - (a) 「反社会的行為 (anti-social behaviour)」とは、ある者の行為が、その者と同一の世帯にない一以上の者にハラスメント、恐怖又は苦痛を引き起こし、又は引き起こしそうな行為をいう。
 - (b) 行為が、ある者にハラスメント、恐怖又は苦痛を引き起こし、かつ、その者が行為者と同一の世帯にない場合には、その者は反社会的行為の被害者とされる。

第53条 コミッショナーの任務が関係する範囲の機関

- (1) この編の目的上、コミッショナーの任務が関係する範囲の機関とは、附則 9 に明記されたものをいう。
- (2) 附則 9 に明記された機関で、イングランド及びウェールズ以外の地域に関する職務を有するものは、その機関がイングランド及びウェールズに関して職務を遂行する範囲においてのみ、コミッショナーの任務が関係する範囲にあるものとする。
- (3) (2)項の規定は、外務・英連邦省 (Foreign and Commonwealth Office) に関しては適用しない。
- (4) 主務大臣は、^(注47)命令により、次のとおり附則 9 を改正することができる。
 - (a) 公共的性格の職務を遂行すると主務大臣が認める機関を追加すること。
 - (b) 機関を削除すること。
 - (c) 機関についての記述を変更すること。
- (5) (4)項の規定に基づき命令の草案を準備する場合には、主務大臣は、法務総裁及び大法官と協議しなければならない。

情報の開示

第54条 情報の開示

- (1) 何人も、(2)項に明記された目的のため、関係する機関に対し情報を開示することができる。
- (2) その目的とは、次の各号のいずれかに関連する目的をいう。
 - (a) 第32条の規定に基づき発布された実務要綱の遵守
 - (b) 第35条から第44条までの規定の遵守
 - (c) コミッショナーの職務の遂行
- (3) 次に掲げるものは、関係する機関とみなされる。

- (a) 第32条の規定に基づき発布された実務要綱に従って行為を行うことを要請される者
 - (b) 2000年刑事司法及び裁判所業務法第4条の規定に基づき設置された地方保護観察委員会
 - (c) コミッショナー
 - (d) コミッショナーの任務が関係する範囲の機関
- (4) 主務大臣は、^(注48)命令により、次の改正を行うことができる。
- (a) 犯罪若しくは反社会的行為の被害者、犯罪若しくは反社会的行為の証人又は犯罪若しくは反社会的行為により影響を受けた者の支援に関連すると主務大臣が認める目的を追加することにより、(2)項を改正すること。
 - (b) 公共的性格の職務を遂行すると主務大臣が認める機関を追加することにより、(3)項を改正すること。
- (5) (4)項(a)号において犯罪により影響を受けた者というときは、犯罪により起訴された者又は有罪判決を受けた者を含まない。
- (6) 主務大臣は、法務総裁及び大法官との協議を経た場合に限り、(4)項に定める権限を行使することができる。
- (7) この条は、1998年データ保護法(Data Protection Act 1998(c.29))に反する開示の権限を与えるものではない。
- (8) この条は、この条とは別に存在する開示の権限に影響を及ぼすものではない。

被害者問題諮問委員会

第55条 被害者問題諮問委員会

- (1) 主務大臣は、被害者問題諮問委員会と称する委員会を構成する者を任命しなければならない。
- (2) 主務大臣は、次のことを行う前に、法務総

裁及び大法官と協議しなければならない。

- (a) ある者を委員として任命すること。
 - (b) ある者を委員から外すこと。
- (3) 主務大臣は、犯罪又は反社会的行為の被害者又は証人に関連すると認める事項について、適当と判断する機会ごとに、適当と判断する態様で、委員会に諮問しなければならない。
- (4) 主務大臣は、適当と判断する旅費その他の経費について、委員に弁済することができる。
- (5) 主務大臣は、特定の年において(3)項の規定に基づき委員会に諮問する場合には、委員会が当該の年について次の内容を持つ報告書を作成するよう、手配しなければならない。
- (a) 当該の諮問に応じて委員会が行った事項の要約
 - (b) 委員会が適当と判断する他の事項の説明
- (6) (5)項の規定に基づき報告書が作成される場合には、主務大臣は、次のことを行わなければならない。
- (a) 報告書を公表するための手配
 - (b) 報告書の議会への提出
- (7) 制定法によらない被害者問題諮問委員会とは、この条の定めるところに従って設置されたものとして扱われる。
- (8) 主務大臣がこの条の施行の日より前に、(3)項にいう事項について、制定法によらない被害者問題諮問委員会に諮問する場合には、その諮問は、(3)項の規定に基づいて行われたものとして扱われる。
- (9) 制定法によらない被害者問題諮問委員会とは、この条の施行の日より前に主務大臣によって設置された被害者問題諮問委員会として知られる非法人の団体のことをいう。
- (10) この条において「年 (year)」とは、4月1日に開始する12月の期間をいう。

補助金

第56条 被害者、証人等を支援する補助金

- (1) 主務大臣は、被害者、証人又は犯罪により影響を受ける他の人の支援を意図すると認める対策との関係で適当と認める者に対し、補助金を交付することができる。
- (2) 主務大臣は、適当と認める条件を付して、この条の定めに基づく補助金を交付することができる。

犯罪被害補償

第57条 犯罪者から支払われる犯罪被害補償の回収

- (1) 1995年犯罪被害補償法(The Criminal Injuries Compensation Act 1995(c.53))を、次項以下のとおり改正する。
- (2) 第7条の次に次の条を加える。

「第7A条 犯罪者からの補償の回収：一般規定

- (1) 主務大臣は、法規命令により制定される規則によって、犯罪被害について支払われた補償の全部又は一部に等しい額を、適当な者から回収するための規定を設けることができる。
- (2) 適当な者とは、当該の犯罪被害についての犯罪により、有罪判決を受けた者をいう。
- (3) 規則に基づいてある者から回収される金額は、その犯罪被害が、有罪判決を受けた犯罪に直接起因する範囲に関する限りにおいて決定されなければならない。
- (4) 規則は、回収に関する職務を次の者に与えることができる。
 - (a) 補償請求担当者
 - (b) スキーム管理者が任命されている場合には、第3条(4)項(a)号の規定に基づきス

キーム管理者により任命された者

- (5) 規則は、ある者からの補償に関して、その補償がスキームに従って返済されている限度まで、金額を回収することを認めることはできない。

第7B条 回収通知

- (1) 第7A条(1)項の規定に基づいて制定された規則により、ある金額がある者から回収されると決定した場合には、その者は、次の内容を持つ規則に従って通知(回収通知)を受けなければならない。
 - (a) その者にその金額の支払いを求めること。
 - (b) (2)項にいう情報を含むこと。
- (2) 情報とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) その者からある金額が回収されるという決定の理由
 - (b) その金額が決定した根拠
 - (c) その金額が支払われるべき方法及び支払いの期限
 - (d) 通知に従って支払われない場合において、その金額が回収され得る手段
 - (e) その者が次のことに異を唱える場合において、審査を求めることができるための根拠及び手続
 - (i) その者から、ある金額が回収されるという決定
 - (ii) その者から回収されると決定された金額
- (3) 主務大臣は、法規命令により制定される命令に基づき、次の方法で、(2)項を改正することができる。
 - (a) 情報の追加
 - (b) 情報の削除
 - (c) 情報についての記述の変更

第7C条 回収決定の審査

- (1) 第7A条(1)項の規定に基づく規則は、その規則によって定められる状況において次のことを審査するための規定を含むものとする。
- (a) ある金額がある者から回収されるという決定
- (b) ある者から回収されると決定した金額
- (2) 規則に基づき回収すべき金額が決定された者は、次の理由がある場合に限り、審査を求めることができる。
- (a) その者が、その被害の直接の原因となったとされる犯罪について有罪判決を受けていないこと。
- (b) 支払われた補償が、スキームに従って決定されなかったこと。
- (c) その者から回収すべきものとして決定された金額が、規則に従い決定されなかったこと。
- (3) その審査は、審査の対象となる決定を行った者以外の者により、実施されなければならない。
- (4) その審査を実施する者は、次のことを行うことができる。
- (a) その金額が回収できるという決定の破棄
- (b) 回収できると決定された金額の減額
- (c) 回収できると決定された金額の増額
- (d) (a)号から(c)号までの規定に基づく行為を行わないとする決定
- (5) ただし、そのような審査を実施する者は、その金額が増額されることが司法の利益にかなうと認める場合には（ただしその場合に限り）、回収できると決定された金額を増額することができる。

第7D条 回収訴訟

- (1) 第7A条(1)項の規定による規則に基づきある者から回収できると決定された金額

は、次の各号のいずれにも該当する場合には（ただしその場合に限り）、国王への負債として回収される。

- (a) その者が、第7B条の要件にかなう規則に従い回収通知を受領している場合
- (b) その者が、その通知に従ってその金額を支払っていない場合
- (2) ある者からの金額の回収訴訟において、その者が次のことを示すことは抗弁とみなされる。
- (a) その者が、その被害の直接の原因となったとされる犯罪について有罪判決を受けていないこと。
- (b) 支払われた補償が、スキームに従って決定されなかったこと。
- (c) その者から回収すべきものとして決定された金額が、第7A条の規定に基づく規則に従い決定されなかったこと。
- (3) 当該訴訟においては、(2)項(b)号の目的のためである場合を除いて、賠償金裁定の対象であった、又は対象であったはずの金額について、疑義を呈し、又は事実認定を行うことはできない。
- (4) 1980年出訴期限法（Limitation Act 1980(c.58)）第9条（法規により回収される金額について、訴訟原因が生じる日から始まる出訴の期限）の目的上、その金額を回収するための訴訟原因は、次のいずれかの期日に発生したものとして扱われる。
- (a) 補償が支払われた日
- (b) それ以降の場合には、金額の回収を求められている者が、その被害の直接の原因になったとされる犯罪について有罪判決を受けた日
- (5) 当該の者が、犯罪を一以上犯したことにより有罪判決を受け、その有罪判決が異なる日に行われる場合、その者が犯罪について有罪判決を受けた日についての(4)項(b)号

における言及は、その者がその犯罪により有罪判決を受けた日のうち早い方の日又は（事案に応じて）最も早い日をさすものとして扱われる。」

(3) [1995年犯罪被害補償法の] 第9条(7)項(財政的規定：統合基金(Consolidated Fund)に払い込まれる金額)中、「第3条(1)項(c)号」の後に「、又は第7A条(1)項の規定に基づき制定された規則の定めるところにより、」を加える。

(4) 第11条中、(8)項の次に次の一項を加える。
「(8A) 第7A条(1)項の規定に基づく規則又は第7B条(3)項の規定に基づく命令は、当該規則又は命令の草案が議会に提出され、各院の決議により承認されない限り、制定されることはない。」

第4編 補足

第58条 改正及び廃止

- (1) 附則10（軽微かつ派生的改正）は効力を有する。
- (2) 附則11における規定は、明記された範囲において廃止又は撤回されるものとする。

第59条 経過的一時的規定

附則12（経過的一時的規定）は効力を有する。

第60条 施行期日

この法律のこれまでの規定は、主務大臣の命令による定めに従って施行されるものとする。

第61条 命令

- (1) この法律の規定に基づく命令は、次のことを行うことができる。
- (a) 異なる目的のために、異なる規定を定めること。
- (b) 補足規定、付帯規定、留保規定又は経過

規定を含むこと。

- (2) この法律の規定に基づく命令を定める権限は、法規命令により行使される。
- (3) 第9条(6)項又は第33条(7)項の規定に基づく命令を含む法規命令は、議会のいずれかの院の決議に従い、無効となるものとする。
- (4) 命令の草案が議会に提出され、議会各院の決議により承認されない限り、第14条(5)項、第53条(4)項又は第54条(4)項の規定に基づいていかなる命令も定めることができない。

第62条 適用範囲

- (1) この条の次項以下の規定に従い、第1編から第3編までの規定は、イングランドとウェールズにのみ適用される。
- (2) 次に掲げる規定は、北アイルランドにも適用される。
- 第5条
第9条
第17条から第21条
附則1
第56条
- (3) 次に掲げる規定は、北アイルランドにのみ適用される。
- 第7条
第10条(2)項
第13条
第23条
第46条
- (4) 第8条は、同条(2)項で掲げられた特定の法律に基づき設置される軍法会議における訴訟に関する限りにおいて、当該法律と同じ適用範囲を有する。
- (5) 附則3、7、8、10又は11の改正、廃止又は撤回は、対象となる規定と同じ適用範囲を有する。

第63条 略称

この法律は、2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法として引用することができる。

**附則 1 第17条から第20条までの規定の北アイ
ルランドのための改正**

〔第21条関連。略〕

**附則 2 心神喪失又は訴答不適格等の事実認定
がなされたときの監督命令**

〔第24条関連。略〕

**附則 3 訴訟継続不適格及び心神喪失：軍事裁
判所等**

〔第26条関連。略〕

附則 4 令状執行を授権された官吏の権限

〔第27条関連。略〕

**附則 5 コミュニティ刑等の違反における手続
等**

〔第29条関連。略〕

附則 6 断続的拘置

〔第31条関連。略〕

附則 7 議会コミッショナーによる調査

〔第47条関連〕

1 1967年議会コミッショナー法（Parliamentary Commissioner Act 1967(c.13)）を、次段以下のとおり改正する。

2 (1) 第5条（調査の対象となる事項）を、次項以下のとおり改める。

(2) (1)項の次に次の三項を加える。

「(1A) この条の(1C)項は、次の各号のすべてに該当する場合において適用される。

(a) 公衆の一員により下院の議員に対して正当に行われた書面の申立てにおいて、

ある者がその公衆の一員に対して負わなければならない、当該義務を履行していないことを申し立てる場合

(b) その申立てが、申立てを行った者の同意を得て、下院の議員によりコミッショナーに付託され、申立てについての調査の実施が要請される場合

(1B) この条の(1A)項の目的上、当該義務とは、次のいずれかにより課される義務をいう。

(a) 2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法第32条の規定に基づき発布される実施要綱（被害者のための実施要綱）

(b) 同法第35条から第44条までの規定（性犯罪又は暴力犯罪の被害者に関連した地方保護観察委員会の義務）

(1C) この項の規定が適用される場合には、コミッショナーは申立てを調査することができる。」

(3) (3)項中、「この法律に基づく調査」を「この条の(1)項に基づく調査」と改める。

(4) (4)項の次に次の三項を加える。

「(4A) この条の(2)項の規定に抵触することなく、コミッショナーは、次の事項について(1A)項の規定に基づく申立てによる調査を行ってはならない。

(a) 国家の安全を守るため主務大臣の権限により、又は主務大臣の権限をもって、パスポートなどに関して採られる行為

(b) この法律の附則 3 第1段から第4段まで、及び第6A段から第11段までのいずれかにいう行為又は事項

(4B) 女王陛下は、枢密院令により、この条の(4A)項を改め、同項(a)号又は(b)号から、その命令に述べられる行為又は事項を削ることができる。

(4C) この条の(4B)項の定めるところによ

り制定される法規命令は、議会のいずれかの院の決議により無効とされる。」

3(1) 第7条（調査に関する手続）を、次項以下のとおり改める。

(2) (1)項中「に基づく申立て」の後に、「[この法律]の第5条(1)項」を加える。

(3) (1)項の次に次の一項を加える。

「(1A) コミッショナーが、この法律の第5条(1A)項の規定に基づく申立てにより調査の実施を提案する場合には、コミッショナーは、その申立てに関係する者に対し、申立てに含まれた陳述について意見を述べる機会を与えなければならない。」

(4) (2)項中「このような調査」を「この法律に基づく調査」に改める。

(5) (4)項を、次のとおり改める。

(a) 「関連の機関」の後に「又は、申立てに関係する者」を加える。

(b) 「その局又は機関」を「その局、機関又は者」と改める。

4 第8条（証拠）を、次項以下のとおり改める。

(2) (1)項中「に基づく調査」の後に「[この法律の]第5条(1)項」を加える。

(3) (1)項の次に次の一項を加える。

「(1A) この法律の第5条(1A)項の規定に基づく申立てによる調査の目的上、コミッショナーは、調査に関連する情報の提供又は文書の作成が可能と思われる者に対し、それらの情報の提供又は文書の作成を求めることができる。」

(4) (2)項中「このような調査」を「この法律に基づく調査」と改める。

5(1) 第10条（コミッショナーによる報告）を、次項以下のとおり改める。

(2) (2)項中「に基づく調査」の後に「[この法律の]第5条(1)項」を加える。

(3) (2)項の次に次の一項を加える。

「(2A) この法律の第5条(1A)項の規定に基づく申立てにより、コミッショナーが調査を実施するときはいかなる場合も、申立てに関係する者に対し、調査結果の報告の送付をもするものとする。」

(4) (3)項中「に基づく調査」の前に、「[この法律の]第5条(1)項」を加える。

(5) (3)項の次に次の二項を加える。

「(3A) この法律の第5条(1A)項に基づく申立てによる調査の実施後に、コミッショナーが次の各号のいずれにも該当すると認めた場合において、適当と思料するときは、当該の事案についての特別報告書を、議会の各院に提出することができる。」

(a) 申立てに関係する者が、侵害された者に対して負う当該義務を履行していないこと。

(b) 義務の不履行が修復されておらず、又は修復される見込みがないこと。

(3B) この条の(3A)項の目的上、「当該義務」とは、この法律の第5条(1B)項にいうものをいう。」

(6) (5)項(d)号中「(2)項」の後に「又は(2A)項」を加える。

6 第12条(1)項（解釈）において、「侵害された者」の定義を次のとおり改める。

「「侵害された者（person aggrieved）」とは、次の意味を有する。

(a) この法律の第5条(1)項の規定に基づく申立てに関連して、この法律の第5条(1)項(a)号にいう不正を蒙った者又は不正を蒙ったと主張する者

(b) この法律の第5条(1A)項の規定に基づく申立てに関連して、この法律の第5条(1A)項(a)号にいう義務の相手方又は義務の相手方であると主張する者」

附則 8 被害者及び証人のためのコミッショナー

〔第48条関連〕

副コミッショナー

- (1) 主務大臣は、被害者及び証人のための副コミッショナー（この附則において副コミッショナーという）を任命しなければならない。
- (2) 副コミッショナーを任命する前に、主務大臣は、任命される者について法務総裁及び大法官に助言を求めなければならない。
- (3) 副コミッショナーは、次の場合にコミッショナーとして務めなければならない。
 - (a) コミッショナーの職務が空席となっている期間
 - (b) コミッショナーが不在又は職務不能の場合
- (4) 副コミッショナーは、次の者とはみなされない。
 - (a) 国王の官吏又は代理人
 - (b) 国王の地位、免責特権又は特権に預かる者

任命の条件 (terms)

- 2 (1) この段は、コミッショナー又は副コミッショナーとして任命される者について適用される。
- (2) その者が任命される期間は、5 年を超えてはならない。
- (3) (4)項の規定に従い、その者は再任命の資格を有する。
- (4) その者は、合計10年以上、職に留まってはならない。
- (6) その者は、主務大臣に書面で通知することにより、いつにても職を辞することができる。
- (7) 主務大臣は、次のとおりであると認めた場合にはいつにても、その者を解任することができる。

- (a) その者が破産した場合、資産の一時差押さえを受けた場合又は債権者との間で示談若しくは協定若しくは信用証書の譲渡を行った場合
- (b) その者が、別の理由により職務の履行が不能又は不適當である場合
- (7) 主務大臣は、その者を解任する前に、法務総裁及び大法官の意見を求めなければならない。
- (8) (2)項から(7)項までの規定に従い、その者は、主務大臣が、法務総裁及び大法官の意見を求めた上で定める条件に基づき、職務に就く。

スタッフ

- 3 (1) コミッショナーは、適當と認める者を、スタッフとして任命することができる。
- (2) コミッショナーは、次の事項について主務大臣の同意を得なければならない。
 - (a) スタッフとして任命される者の人数
 - (b) それらの者の任期及び業務の条件
- (3) コミッショナーのスタッフは、次の者とはみなされない。
 - (a) 国王の官吏又は代理人
 - (b) 国王の地位、免責特権又は特権に預かる者

委任

- 4 コミッショナーは、スタッフの一員又は副コミッショナーに対し、職務履行の権限を与えることができる。

年金

- 5 (1) 1972年 恩 給 法 (Superannuation Act 1972(c.11)) 附則 1 (同法第 1 条に基づくスキームが適用される雇用及び職務の種類) を、(2)項及び(3)項に定めるとおり改める。
- (2) 「他の機関 (Other Bodies)」で始まる一

覧表の末尾に、次のとおり加える。

「被害者及び証人のためのコミッショナーのスタッフとしての雇用」

- (3) 「職務 (Offices)」で始まる一覧表において、適当な箇所に、次の職務を加える。

「被害者及び証人のためのコミッショナー」

「被害者及び証人のための副コミッショナー」

- (4) 主務大臣は、公務員担当大臣 (Minister for Civil Service) が指示する時に、1972 年恩給法の規定に基づき議会が支出する金額から支払い可能な金額のうち、(1)項から(3)項までの規定を理由とする増額として公務員担当大臣が決定する金額を、公務員担当大臣に支払わなければならない。

財務

- 6 主務大臣は、次の支払いを行わなければならない。

- (a) コミッショナー及び副コミッショナーの報酬
(b) コミッショナー及び副コミッショナーの出費に関して、主務大臣が適当と認める金額

収支計算書

- 7(1) コミッショナーは、次のことを行わなければならない。
- (a) 適当な収支計算書及びその計算書に関連する適当な記録を管理すること。
- (b) 各会計年度に関する収支計算書の説明文書を、主務大臣により指示された様式により準備すること。
- (c) 説明文書の写しを、主務大臣及び会計検査院長に対し、その説明文書が関係する会計年度の終了後の 8 月31日以前に、送付すること。

- (2) 会計検査院長は、次のことを行わなければならない。

- (a) 収支計算書の説明文書について精査し、検証し、報告すること。
- (b) 説明文書及び報告書の写しを、議会に提出すること。

年次計画

- 8(1) コミッショナーは、最初の年を除く各会計年度の開始前に、その会計年度を通じて行使しようとする職務の態様について述べる計画 (年次計画) を準備しなければならない。
- (2) 計画の準備に当たり、コミッショナーは、主務大臣により特定された事案を計画において取り扱うか否かについて、検討しなければならない。
- (3) コミッショナーは、主務大臣の同意を得るため、計画の写しを大臣に送付しなければならない。
- (4) 主務大臣は、計画に同意するか否かの決定に当たり、法務総裁及び大法官の意見を求めなければならない。
- (5) 主務大臣が計画に同意しない場合には、次のとおりとしなければならない。
- (a) 主務大臣は、コミッショナーに対し、計画に同意しない理由を伝えること。
- (b) コミッショナーは、計画を改訂すること。
- (6) (2)項から(5)項までの規定は、最初に準備された計画と同様、改訂された計画に適用される。

年次報告

- 9(1) コミッショナーは、各会計年度の終了後可及的速やかに、その年度に履行した職務の態様についての報告書を準備しなければならない。

- (2) 最初の会計年度を除く各年度の報告書には、次の事項が含まれていなければならない。
- (a) その年度のためのコミッショナーの年次計画
- (b) その計画の実施状況についての評価
- (3) コミッショナーは、報告書の写しを、次の者に送付しなければならない。
- (a) 主務大臣
- (b) 法務総裁
- (c) 大法官
- (4) 主務大臣は、次のことを行わなければならない。
- (a) 報告書の写しを議会に提出すること。
- (b) 報告書が公表されるよう手配すること。

資格剥奪についての法律

- 10(1) 1975年下院資格剥奪法 (House of Commons Disqualification Act 1975(c.24)) 附則 1 第 3 編 (資格を剥奪される職務) において、適当な箇所に次の項目を加える。

「被害者及び証人のためのコミッショナー」

「被害者及び証人のための副コミッショナー」

- (2) 1975年北アイルランド議会資格剥奪法 (Northern Ireland Assembly Disqualification Act 1975(c.25)) 附則 1 第 3 編 (資格を剥奪される職務) において、適当な箇所に次の項目を加える。

「被害者及び証人のためのコミッショナー」

「被害者及び証人のための副コミッショナー」

- 「会計年度 (financial year)」の意味
- 11 この附則において、「会計年度 (financial

year)」とは、次のことを意味する。

- (a) 第48条が施行される日に開始し、次の3月31日に終了する期間 (これを、最初の会計年度とする。)
- (b) それに続く、4月1日に開始する12月の各期間

附則 9 コミッショナーの任務が関係する範囲の機関

〔第53条関連〕

政府の省

- 1 憲法問題省
- 2 教育・技能省
- 3 保健省
- 4 通商・産業省
- 5 運輸省
- 6 労働・年金省
- 7 外務・英連邦省
- 8 内務省
- 9 副首相府

関税・物品税

- 10 関税・物品税コミッショナー

警察等

- 11 イングランド・ウェールズ警察管区の警察隊
- 12 重大詐欺捜査局
- 13 国家犯罪情報部
- 14 国家犯罪対策局
- 15 1949年英国運輸委員会法 (British Transport Commission Act 1949(c.xxix)) 第53条に基づき任命された英国運輸警察
- 16 国防省警察

犯罪傷害補償

- 17 犯罪傷害補償上訴委員会

18 犯罪傷害補償局

保健・安全

19 安全衛生委員会

20 安全衛生庁

法的支援

21 法的支援委員会

裁判所運営

22 裁判所業務の運営に関する職務遂行者

刑事司法制度

23 刑事事件審査委員会

24 公訴局

25 2000年刑事司法及び裁判所業務法第4条に基づき設置された地方保護観察委員会

26 仮釈放審査委員会

27 刑務所部

28 イングランド・ウェールズ青少年司法委員会

29 1998年犯罪及び治安紊乱法第39条に基づき設置された青少年犯罪取締チーム

海事及び沿岸警備

30 海事及び沿岸警備局

附則10 軽微かつ派生的改正

〔第58条(1)項関連。1996年家族法改正（第34段～第42段）その他の関連法改正。略〕

附則11 廃止

〔第58条(2)項関連。略〕

附則12 経過的一時的規定

〔第59条関連。略〕

注

(1) 裁判所規則により要求される手続の通知を被告人が受け取っていない場合であっても、裁判所は、申請者や子どもに及ぶ危険等を考慮して、占有命令又は虐待禁止命令を出すことができることを定める規定。

(2) この命令は、議会のいずれかの院の決議があるときは、無効となる。「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」第61条(3)項参照。

(3) この命令は、その草案について議会各院の承認を経た上で定めなければならない。「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」第61条(4)項参照。

(4) この命令は、議会のいずれかの院の決議があるときは、無効となる。「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」第61条(3)項参照。

(5) 退院制限命令とは、強制入院命令に付され得る制限を定める命令である。詳細は、「1983年精神保健法」第41条(1)項参照。

(6) 「1983年精神保健法」第37条(4)項の規定に基づく強制入院命令と、同法第45A条(3)項(a)号の規定に基づく強制入院指令は、共に、裁判所が、精神病質の犯罪者につき、拘禁する代わりに治療を受けさせることを目的として病院等で処遇するための規定である。両者は、犯罪者が有罪判決を受ける犯罪の種類、罹患する精神病の種類等において異なる。

(7) 「第42条 退院制限命令に服する患者についての主務大臣の権限

「(1) 主務大臣は、公衆を重大な傷害から守るために、ある患者についての退院制限命令がもはや必要ないと確信する場合には、患者が第41条(3)項に定める特別の制限に服することを停止するよう命令することができる。主務大臣がこの命令を発すると同時に、退院制限命令は効力を失い、それに伴い、第41条(5)項の規定が適用される。

(8) 「第42条 退院制限命令に服する患者についての主務大臣の権限

「(2) 主務大臣は、ある患者につき退院制限命令が効力を有する間はいつにても、適当と考えるとき

- に、令状により、無条件で又は条件付で患者を病院から退院させることができる。人がこの項の下で無条件に退院させられた場合には、即時に、関係する強制入院命令により拘禁されるいわれはなくなり、それに伴い、退院制限命令も効力を失う。
- (9) 強制入院命令の場合には、一定の期間内に、患者の近親者に対し、監督命令の場合には、一定の期間に患者自身又は患者の近親者に対し、精神保健審査会に申立てを行うことを認めること等を定める規定。
- (10) 退院制限付患者に対し、一定の期間内に、精神保健審査会に申立てを行うことを認めること等を定める規定。
- (11) 条件付で退院し、再入院させられる前の退院制限付患者に対し、一定の期間に精神保健審査会に申立てを行うことを認めること等を定める規定。
- (12) 主務大臣に、退院制限付患者の精神保健審査会への回付の裁量を与えること等を定める規定。
- (13) 「第42条 退院制限命令に服する患者についての主務大臣の権限
「(3) 主務大臣は、(2)項に基づいて条件付で退院させられた患者に関して退院制限命令が効力を有する期間はいつにても、令状の定めるところに従い、患者を再入院させることができる。」
- (14) 前掲注(9)参照。
- (15) 前掲注(10)参照。
- (16) 前掲注(11)参照。
- (17) 前掲注(12)参照。
- (18) この法律の第45条で定義されている。
- (19) 前掲注(6)参照。
- (20) 退院制限指令とは、強制入院指令に付され得る制限を定める指令である。詳細は、「1983年精神保健法」第45A条(3)項(b)号参照。
- (21) 前掲注(7)参照。
- (22) 前掲注(8)参照。
- (23) 前掲注(9)参照。
- (24) 前掲注(10)参照。
- (25) 前掲注(11)参照。
- (26) 前掲注(12)参照。
- (27) 前掲注(13)参照。
- (28) 前掲注(9)参照。
- (29) 前掲注(10)参照。
- (30) 前掲注(11)参照。
- (31) 前掲注(12)参照。
- (32) 「1983年精神保健法」第47条(1)項の規定に基づく移送命令は、主務大臣が、拘禁刑に服している犯罪者について、精神病に罹患しているために、病院で処遇すべきであると判断する場合に出される。
- (33) 制限指令とは、移送命令に付され得る制限を定める指令である。詳細は、「1983年精神保健法」第49条(2)項参照。
- (34) 前掲注(8)参照。
- (35) 前掲注(13)参照。
- (36) 前掲注(7)参照。
- (37) 前掲注(9)参照。
- (38) 前掲注(10)参照。
- (39) 前掲注(11)参照。
- (40) 前掲注(12)参照。
- (41) 前掲注(13)参照。
- (42) 前掲注(9)参照。
- (43) 前掲注(10)参照。
- (44) 前掲注(11)参照。
- (45) 前掲注(12)参照。
- (46) detention during Her Majesty's pleasure. 無期の拘禁刑の一形態。無期の拘禁刑は、多くの場合には、裁判官が最短拘禁期間 (tariff) を定めることになっており、通常の謀殺 (murder) で15年、大量殺人で終身刑となる。(b)号に規定する拘禁刑の場合には、時々放免のための審査が行われ、その結果として放免され、その結果放免してもよいと判断されない限りは、拘禁が継続する。この刑は、未成年者に対する無期の拘禁刑として使われることが多く、1993年2月に、2歳のジェームズを10歳の少年2名が殺害したジェームズ・バルガー事件 (いわゆる“ジェームズちゃん事件”) において、当該の少年に適用された。『毎日新聞』1993年3月6日。

(47) この命令は、その草案について議会各院の承認を経た上で定めなければならない。「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」第61条(4)項参照。

(48) この命令は、その草案について議会各院の承認を経た上で定めなければならない。「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」第61条(4)項参照。

(付記)

この翻訳は、平成17年度後半期から18年度にかけて調査及び立法考査局英米法研究会が取り組んだ共同研究の成果です。本誌掲載原稿の取りまとめは、中川かおり・岡久慶が担当しました。

研究の過程では、お茶の水女子大学生生活科学部戒能民江教授に、この法律の制定背景及びドメスティック・バイオレンスに関する問題点についてご講演いただく機会を得ました。また、戒能教授のご紹介により、バッキンガム大学スーザン・エドワーズ教授の訪日時に、英国のドメスティック・バイオレンスに関する最新の論点を伺う機会を持つことができました。両教授のご指導につきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

＊ 調査及び立法考査局英米法研究会

土屋恵司(平成18年度)、梅田久枝[代表]、井樋三枝子、上原有紀子、岡久慶、落美都里、田中嘉彦(平成17年度)、中川かおり、西川明子、森田倫子、吉田多美子